

令和6年 第1回定例会

# 宇検村議会会議録

令和6年3月5日開会  
令和6年3月15日閉会 定例会

宇 検 村 議 会

令和 6 年第 1 回宇検村議会定例会

令和 6 年 3 月議会

# 令和6年第1回宇検村議会定例会会期日程

3月5日（火）開会～3月15日（金）閉会 会期11日間

日次	月日	曜日	会議・休会・その他
第1日	3月5日	火	本会議（開会・施政方針・議案審議）
第2日	3月6日	水	一般質問
第3日	3月7日	木	一般質問
第4日	3月8日	金	予算審査特別委員会
第5日	3月9日	土	休会
第6日	3月10日	日	休会
第7日	3月11日	月	予算審査特別委員会
第8日	3月12日	火	休会（中学校卒業式）
第9日	3月13日	水	予算審査特別委員会
第10日	3月14日	木	現地視察・常任委員会・全員協議会
第11日	3月15日	金	本会議（議案審議・閉会）

令和6年第1回宇検村議会定例会

第 1 日

令和6年3月5日

令和6年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和6年3月5日（火曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 令和6年度施政方針
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分（令和5年度宇検村一般会計補正予算）について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 1号 令和6年度宇検村一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 2号 令和6年度宇検村国保事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 3号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 5号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 6号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 4号 令和6年度宇検村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 7号 令和6年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算について  
(以上7件一括上程・説明・委員会付託)
- 日程第 14 議案第 8号 令和5年度宇検村一般会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 9号 令和5年度宇検村国保事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第10号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第11号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第11号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第11号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	柳百々代君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
企画観光課長	辰島月美君		

## △ 開 会 午前9時30分

### ○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

### ○議長（杉浦治俊君）

ただいまから令和6年第1回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

## △日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、肥後充浩君、吉永常明君を指名します。

## △ 日程第2 会期の決定

### ○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月15日までの11日間と決定しました。

## △ 日程第3 諸般の報告

### ○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。

お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

## △ 日程第4 行政報告

### ○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、令和5年12月定例議会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

12月8日、宇検村診療所建設の地鎮祭を行いました。

12月10日、奄美群島日本復帰70周年記念東京奄美会が東京であり、出席いたしました。

12月21日、県に対し南部振興協議会の要望活動を行いました。

同日、県庁奄美会との意見交換会が鹿児島市であり、出席いたしました。

1月14日、陸海空自衛隊の市中パレードが瀬戸内町であり、出席いたしました。

1月17日、世界自然遺産5地域会議が京都であり、出席いたしました。

1月24日、ピーチアビエーションに対する成田線、関西線の要望活動が大阪であり、出席いたしました。

2月1日、タンカンはさみ入れ式が石良の泰山農園であり、出席いたしました。

2月13日、消防名柄分団の合同防災訓練が名柄集落内であり、団員を激励いたしました。

2月21日、世界自然遺産地域連絡会議が沖縄であり、出席いたしました。

3月3日、消防崎原分団の合同防災訓練が阿室集落内であり、団員を激励いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、行政報告は終わりました。

△ 日程第5 施政方針

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、令和6年度施政方針の説明を行います。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

○村長（元山公知君）

令和6年第1回宇検村議会定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の基本姿勢と、所信の一端を申し上げ、村議会議員並びに村民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、今年1月1日夕方に発生いたしました能登半島を中心とする地震と、1月2日には日本航空機・海上保安庁機衝突事故が発生し、日本中が緊張と悲しみに包まれました。犠牲になられた方々、被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を切に願っております。

また、昨年6月の線状降水帯による大雨で、県道等の土砂崩れが発生し、道路が寸断され、6集落が孤立状態となりました。幸いにも人的被害がなく、村民の皆様をはじめ関係機関の連携協力も

と、早期に孤立集落の解消、停電の解消ができましたことに、改めて感謝を申し上げます。引き続き復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、昨年1月に2期目の村政をスタートさせ、これまで所管の業務や災害対応等を通して職責の主さを日々感じながら、村民の生命、財産、安全・安心な生活を守るため、職員と共に村政運営に取り組んでまいりました。

さらに元気な村づくりを基本理念に、シマらしさ全開を掲げ、稼げる産業の振興、快適な生活環境、健やかな暮らし、広がるつながり、心豊かな人づくりを柱として、村議会議員並びに村民の皆様のご理解をいただきながら、村民の声に耳を傾け、透明性がありスピード感のある村政運営を行い、村政の発展に向け全力で邁進することを改めてお誓い申し上げます。

今年度施政方針も、私が公約した五つの柱と、第6次宇検村総合振興計画の基本構想に掲げた六つの基本方針を軸に、基本的な考え方を説明させていただきます。

基本方針1、きらりと光る稼げる産業を育むむらづくりの持続可能な農林業の振興についてですが、農業の振興につきましては、農業委員、農地利用最適化推進員及び農地中間管理機構と連携し、農地の確保・集積化の加速、そして元気の出る公社による遊休農地の解消を行うことで農地の有効活用を推進いたします。

また、前年度に引き続き農業従者の高齢化や担い手減少の対策としまして、県農業大学で行われる就職説明会への参加をはじめ、県内で開催されます就農・就業説明会にブースを設け、関係機関からの情報収集を受け、新規就農者への支援や認定農業者の確保を目指し、農業の担い手育成にも積極的に取り組んでまいります。

また、たんかん、マンゴー、パッションフルーツにつきましても、引き続き専門家を招聘し、農家に対し技術講習等を行う営農指導に務め、栽培技術の確立やブランド化に向けた技術的な支援、更にたんかんの委託選果手数料の助成、委託選果を利用した発送用段ダンボール箱の配布や、ブランド確立協力金の補正を継続して行い、品質向上と生産拡大を図り、JA等との連携を図りながら販路拡大にも取り組んでまいります。

また、マンゴーとパッションフルーツにおいても、ブランド確立へ向け、ふるさと納税の返礼品として出荷するものを対象に、発送用ダンボール箱を制作・配布し、うけんブランド確立を図ってまいります。

カボチャ等の露地野菜については、災害に強い農業づくりのため、施設園芸を進める必要があることから、生産農家からの要望に対し、小型ハウス導入補助事業にて農家支援を行ってまいります。

また、国や県が奨励する化学農薬や化学肥料の使用量減が目標に掲げられていることに加えて、資材等の物価高騰の影響を極力抑え、安定的な農家経営を維持するための経費負担の軽減を図ってまいります。

引き続き、営農指導員等による減農薬栽培農家エコファーマーの育成や認定農業者の支援を図

り、生産安定に向けた取組の推進として生産者への苗木供給と購入の助成を行ってまいります。

併せて、生勝生産組合育苗ハウスにおいて、季節ごとの野菜苗などの栽培・販売を行い、ケンムンの館への出荷・販売体制の見直しや充実を図り、高齢者の生きがいくくりとして、生かそうむらの宝・ビジネス応援事業による活動で、生産する作物の選定・加工・販売の支援にも取り組んでまいります。

サトウキビ振興については、機会の導入による植え付けから収穫までを機械化し、農家の労力軽減を図りつつ生産奨励金等の助成を引き続き行い、昨年、特に農家から相談のあったイノシシによる被害の対策として、鳥獣被害防止用資材購入の一部助成、及び鳥獣被害対策実施隊による被害軽減活動も継続して行ってまいります。

また、昨年度、村の新たな特産作物の産地化に向け、芦検地区の栽培実証ほ場にて秋まきそばの実証を行いました。令和5年12月には収穫を終え、155kgを収穫いたしました。

今回の実証では、栽培期間の短い秋まき品種を選定し、過去の統計から台風を回避、年内収穫に向けた現地適応性を確認し、良好な結果を得ることができました。

引き続き、2月中旬に西南暖地に適した育成品種で春まき栽培を行い、5月収穫に向けた実証と現地に適した作式、品種選定を関係機関との情報共有を図りながら、今後もそばの生産拡大と長期間の安定供給の可能性について、引き続き実証調査を行い、栽培面積の拡大に対応できる設備や機械の導入等を整えたいと考えております。

畜産振興につきましても、農家の経営の安定化を図るため、飼養管理技術や受胎率の向上、防疫体制を徹底し、子牛・採卵鶏の品質や生産工場及び労力軽減を図り、巡回指導や研修会を行ってまいります。

農地防災関連としましては、前年度に引き続き、緊急浚渫推進事業債を活用し湯湾干拓潮遊地内の蓄積土を除去し、湯湾干拓地内にある遊水地等の貯水能力の確保を図り、機能の回復を行ってまいります。

林業の振興につきましても、森林の持つ多面的機能を発揮させる森林再生事業を推進するとともに、世界自然遺産登録後の環境に配慮した伐採・森林整備・緑化の推進を行い、森林環境保全並びに森林資源の管理に努めてまいります。

次に、焼内の海で輝く活力ある水産業の振興についてですが、やけうち湾の資源を生かした持続的な水産業の振興につきましても、漁業者の経営安定を図るため、水産物の掘り起しや地域資源の価値や魅力を活かした海産物の推進など、浜の活性化に取り組んでまいります。また、各事業者・村漁協など関係機関と連携し、漁場の環境整備・漁業従事者の確保・定着に努め、安定的な経営ができるよう協力してまいります。

さらに、昨年度に引き続き、農林水産物等輸送コスト支援事業や離島事業再生支援事業、サンゴ礁保全対策事業を活用し、村内水産物の当該出荷に係る輸送費の補助、漁場の生産力向上を図るための取り組み、やけうち湾内でのオニヒトデ駆除及びサンゴ礁モニタリングを行ってまいります。

次に、地域の連携が育む商工業の振興についてですが、商工業の振興につきましては、村内商店の経営者の高齢化や後継者不足により厳しい状況にあると思われまます。

今後も、村商工会指導のもと村内での購買促進を促すための経営指導や地元優先の買い物を推奨し、経営の合理化など指導、助言を実施してまいります。

やけうちどんと券についても継続してまいります。6年度は年間を通して使用できる商品券として発行いたします。新たな取り組みでありますので丁寧に周知し、これまで以上に幅広い層に購入してもらえよう工夫し取り組んでまいります。

また、農林水産物等輸送コスト支援事業については、県本土との流通条件不利性を改善し、生産・産業振興の推進を図るため、奄美群島振興交付金を活用し、農林水産物や加工品（黒糖焼酎等）の輸送費補助を継続してまいります。

村内の事業所の働き手不足の実情をくみ取り、安定した雇用環境を整備し人材を確保するため、令和6年度中の特定地域づくり事業協同組合の設立を目指してまいります。

特定地域づくり事業協同組合の仕組みや必要性については、随時村内の事業者への説明を行っており、繁忙期の人材の確保や、担い手の確保が可能となる協同組合へ、複数の事業者が加入を希望しております。

今後は、組合の運営の要となる事務局職員や事務局スペースなどを選定し、村内外から派遣職員を希望する方を募り、特定地域づくり事業を年度内に開始できればと考えております。

キャッシュレス決済の利用者にとって、現金対応のみの店舗が多い宇検村を不便に感じる消費者が多く要る現状を踏まえ、キャッシュレス化に向けての検証を令和6年度に行ってまいります。

キャッシュレス決済サービスを導入するには、当然コストもかかり、決済手数料を支払う必要があるため、店舗側の大きな負担となります。村内や拡大する村外・観光客の消費者の利用頻度や、キャッシュレスによる効果など、ケンムンの館で実績を検証分析し、村内のキャッシュレス化の推進につなげてまいります。

次に、宇検村の自然と歴史を伝える観光振興についてですが、令和5年度から、風光明媚な景観や焼内湾、枝手久島など、地域の特性を活かした取り組みを進めるため、里海づくりプロジェクトと位置づけ、焼内湾の調査や集落、村民、事業者への聞き取り調査等を行っております。令和6年度は里海づくりプロジェクトを更に展開し、里海づくりから生まれた集落ならではの商品開発や集落体験、ツアーの造成に取り組んでまいります。

世界自然遺産・環境文化のシマならではの人と自然とが共生する海のモデルづくりと、令和5年3月に策定した宇検村観光基本計画に基づく地域振興のモデルづくりを2本の柱としております。

観光は地域経済活性化の一つですが、オーバーツーリズムなど社会的課題をもたらす可能性もあることから、地域住民の意思を尊重した運用を目指し、海域の自然環境保全・回復と、地域経済活性化、コミュニティ・文化の継承を実現できる持続可能な観光に取り組んでまいります。

また、令和5年7月に発足しました宇検村観光物産協会を中心に、業界、業種の枠を超え、連携を

図りながら、地域づくり観光の事業をできるよう、協会の活動をサポートし、更なる充実を図ってまいります。

次に、基本方針2、快適な生活を支える村づくりの合理的な土地利用の推進についてですが、今年度の地籍調査箇所につきましては、前年度に引き続き芦検地区の調査を進めてまいります。調査を推進することにより、個人財産の適正な管理・公共事業の推進や、災害時の所有者判明に役立つよう、早急に事業推進を図ってまいります。

また、前年度に引き続き国が推進したりモートセンシングによる航空レーザー測量の継続調査を実施し、地籍調査事業の進捗率の向上を図ってまいります。

次に、交流を促進す交通基盤の整備についてですが、国の第5次5カ年計画（令和3年度から令和7年度）まででは、防災・減災が主流となる社会の実現、持続可能なインフラメンテナンス、持続可能で暮らしやすい地域社会の実現等の重点目標を掲げ、加速化するインフラの老朽化に対応するため、整備・維持管理・利活用の各段階において創意工夫を凝らした取り組みを実施すると位置づけております。

本村も地理的条件を踏まえながら、危険箇所の解消やインフラの長寿命化を図るため、地域の実情に即した整備に努めてまいります。

まず、県、道路整備については、利便性の向上及び災害に強い道づくりを目指し、県道曾津高崎線の平田工区の改良事業を継続してまいります。

今後も、佐念集落からタエン浜間の道路改良工事、また阿室集落から屋鈍集落間の災害時における孤立集落を発生させないよう、整備を行う予定であります。

湯湾新村線の赤土山工区につきましては、世界自然遺産登録区域であるため、周辺環境への配慮・事業費が莫大になることと、事業の長期化が課題となっておりますが、奄美大島南部地域の活性化と地域住民の安心・安全の確保及び希少動物保護の観点からも、新たなルート（トンネル化）の検討も含めた、自然環境における生態系への配慮と、生活基盤道路としての位置付けに即した早期の調査並びに計画作手に取り組んでいただくことを、県及び関係機関に継続して要望してまいります。

村道整備につきましては、市町村間の観光振興と災害時の迂回路としての機能も諮れるよう、国庫補助事業で宇検船越線・屋鈍曾津高崎線の改良工事を継続して整備してまいります。

また、老朽化した施設の長寿命化を図るため、赤土山線・田検名音線の舗装及び安全施設等の維持補修工事、並びに橋梁点検結果から修繕、更新、または撤去を検討し、計画的に整備してまいります。

村単道路整備につきましては、安全確保を図るため、劣化し目視しづらい区画線の補修工事、避難時等の危険箇所排除のために、芦検今里線の路肩補修工事や、台風・高潮等潮位異常時の冠水対策として湯湾村内川田線・名柄集落内道路の対策工事を実施してまいります。

港湾整備につきましては、継続して湯湾港（須古地区）の老朽化した岸壁補修工事を行い、機能

回復を図り長寿命化につなげてまいります。

漁港整備につきましては、未指定漁港（生勝・屋鈍）等の施設老朽化箇所の修繕工事を計画的に実施してまいります。

また、宇検漁港は補助事業により、海岸保全施設の長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を行い、事前に予防保全を図りながら、施設の機能回復整備を行ってまいります。

河川事業につきましては、引き続き河川浚渫工事を実施します。今年度は、平田地区山田川、部連地区川田川、名柄地区名柄川・名柄中川の浚渫工事を計画してまいります。

また、河川改修工事では、自然災害時の被害発生の軽減のため、屋鈍川排水対策工事・名柄川護岸嵩上げ工事・大畑河川管理道路舗装工事を計画してまいります。

次に、公共機関の維持と利便性の向上についてですが、高校生通学バス助成金につきましては、定住、U・Iターンの促進及び地域公共交通機関利用の促進を図るため、通学バス利用料及び帰省時等のバス利用料の助成を引き続き実施してまいります。

また、保護者・利用者の負担軽減を図るために、事前に定期券を購入する方法だけでなく、スマートフォンアプリを利用した定期券の購入も併せて推奨してまいります。

次に、利便性を高める情報通信技術の活用についてですが、コロナ禍を契機に、社会全体のデジタル化が加速していますが、デジタル社会への移行は住民生活の快適さを伴うことが必須であります。6年度から高齢者等住民のデジタル活用への不安を解消するため、スマートフォン教室を各集落で定期的に継続して開催してまいります。

そのうえで、都市部など先進地のデジタル機器やシステムを参考にしながらも、利用頻度や費用対効果を精査して、地域に合った機器やシステムを導入し、住民サービスの向上に努めてまいります。

令和5年度からDX部署を設け、職員の業務のスマート化から取り組んでおります。電子契約、電子決済、WEB勤怠システムなど、引き続きスマート化を進め、職員間の情報共有による効果が住民サービスの向上につながるよう努めてまいります。

携帯電話不感地域の湯湾大畑から赤土山公園については、令和6年度の携帯電話エリア整備事業で光回線と鉄塔を整備し、電波不感の解消に努めてまいります。

次に、快適な生活をつくる住環境の整備についてですが、令和5年度は定住促進空き家活用事業を導入し、3件の空き家改修を行っております。村内にある空き家の状況は様々ですが、活用が可能と判断される物件を対象に整備を行い、今後も住居不足の解消、定住の促進を計画的に継続的に行ってまいります。また、廃屋と判断される物件に対しましては、宇検村危険廃屋解体撤去補助事業により解体撤去を促し、防災・衛生・景観など周辺環境に悪影響を及ぼさないよう努めてまいります。

また、Iターン、Uターンなどの移住希望者に対しての住宅不足は、空き家改築事業だけでは追いつかず、村の財政負担の軽減も加味しながら進める上で、PFI法による公民連携事業の導入も

検討しながら、住居不足の状況を打開する施策を講じてまいります。

公営住宅の整備につきましては、交付金事業の基本となる長寿命化計画に即して、修繕・改善工事を計画的に実施し住環境の向上機能を強化してまいります。

本年度は、芦検5号団地を整備いたします。

次に、良質で衛生的な生活環境づくりについてですが、簡易水道事業につきましては、前年度に引き続き、湯湾地区の本館布設工事及び湯湾・須古・石良地内の宅内引込工事と、新たに生勝地区の本管引込工事及び宅内引込工事と、芦検配水池内の機器設備の更新を行い、安全で安心な生活用水の供給に努めてまいります。

ごみ処理につきましては、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクル化を推進するために、ごみの排出抑制、分別、再利用の効果や、適切な出し方等について普及啓発に取り組んでまいります。また、併せて家庭用ごみ処理機購入補助を引き続き実施し、即効性のあるごみの減量・リサイクル化の推進を図ってまいります。

合併浄化槽設置の推進につきましては、家庭から排出されるし尿及び生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、国・県の補助事業も活用して、合併浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの置換の推進に取り組んでまいります。

集落排水事業につきましては、令和6年度から公営企業法会計の適用がスタートし、各事業の財政状況及び経営成績の正確な把握を行い、安定的な事業運営に取り組んでまいります。

農業集落排水の機能更新事業につきましても、前年度に引き続き順次整備しておりますが、本年度も芦検地区の機械設備及び電気設備等の更新を実施し、また、維持管理適正化計画の結果に基づき、宇検中央地区と田検地区の統廃合に向けた実施計画を行います。

漁業集落排水につきましても、平成12年の供用開始から20数年が経過し、処理施設の老朽化による維持管理費の増加も課題となっているため、更新事業の令和7年度採択に向けて国及び県と協議を進めていきたいと考えております。

次に、安心・安全な地域社会づくりについてですが、自然災害時の被害発生を軽減するため、河川護岸等の整備も柔軟に対応したいと考えております。

村内県道の維持管理につきましては、権限委譲交付金で除草、路傍樹管理を実施してまいります。

村道、林道、農道につきましては、元気の出る公社と民間事業者に委託し、計画的に適正な維持管理作業を実施してまいります。

県営事業の砂防事業で、芦検脇田川、久志川、湯湾川、名柄川を継続事業で整備し、新規に地滑り対策事業で湯湾地区を計画しております。

急傾斜地崩壊対策事業では、湯湾下朝戸地区、芦検池城地区、久志1地区を継続事業で整備してまいります。

次に、地域防災力強化についてですが、村民が安心して暮らせる村づくりは、最も重要な施策の

基本とするものであり、自助・共助の意識向上を図るための自主防災組織の充実と活動への支援として、研修機会や防災備蓄品などの公助に努め、連携して地域防災力の強化を図ってまいります。

また、今年1月の能登半島地震により、住民の災害への備えや防災意識が、これまでになく高くなっております。

台風大雨だけでなく、大規模災害も想定し、村外市町村の支援を受け入れる受援体制の計画も整えてまいります。

防災訓練については、毎年行っている台風大雨災害の想定に加え、地震津波想定 of 訓練も行っております。訓練では、情報の共有と判断、決定、周知までのスムーズな流れに重点を置き、より多くの情報伝達機器を有効活用してまいります。

令和6年度は、赤土山線の携帯電話不感地域解消にも取り組んでまいります。

次に、交通安全・防犯体制の充実についてですが、交通安全・防犯体制につきましては、村内を巡回する青色回転灯パトロール車両が9台と充実し、村内の危険箇所改善に貴重な意見が反映されております。

今後も、宇検村安心安全まちづくり推進協議会との連携を図ってまいります。

そのほか、災害対応、防災対策には消防職員、団員の統率のとれた体制が必須であり、今後も資質向上のための研修受講をより充実かつ積極的に行ってまいります。

次に、基本方針3、魅力あふれる人と自然が調和するむらづくりの豊かな自然環境を次世代につなぐ地域社会についてですが、ごみの不法投棄対策につきましては、年間を通して村内の林道や主要道路沿いの山裾などのパトロールを行うことにより、不法投棄の抑制、景観や生活環境の保全、希少動植物の保護に努めてまいります。

海岸漂着物対策事業につきましては、引き続き国の補助を活用し、年間を通して焼内湾で海岸漂着ごみの回収、処分を行い、海岸の景観・環境保全に努めてまいります。

野良猫TNR事業につきましては、今後も村内に生息する希少種を守るために、野良猫の減少を目的とした事業を推進してまいります。

飼い猫につきましては、適正飼養、動物愛護の意識の向上、自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とした不妊手術やマイクロチップ装着の助成を継続し、村内のノネコ・野良猫の発生源対策に努めてまいります。

平成26年から行っているメヒルギの植栽事業ですが、令和6年度は枝手久島の一画での植栽と、湯湾干拓調整池で自生しているメヒルギの移植を本格的に進めてまいります。

令和5年度に、宇検村と日本航空、上智大学、伊藤忠商事で締結した産学官連携協定の人的・物的資源、各専門性を活かし、宇検村が目指すゼロカーボンシティや、環境保全・地域振興に取り組んでまいります。かつて村民が利用していた枝手久島の土地を再度利用することにより、環境保全・回復、更には新たな環境の創出を推進するとともに、自然と人が共生する関係の構築及び新たな人流の創出も目指してまいります。

次に、村の宝である人と自然が輝く交流についてですが、宇検村は、国際サシバサミットに加盟しております。毎年加盟国により持ち回りで開催される、この国際サシバサミットが、令和5年度は台湾で開催され、次にフィリピン、令和7年度は宇検村で開催予定となっております。村民をはじめ奄美大島全域の機運醸成のため、観察会や講演会、写真展など積極的に行っております。

令和6年度は、サシバの繁殖地で国際サシバサミットに加盟している栃木原市貝町で写真展を行います。越冬地である宇検村と、繁殖地の市貝町のサシバがつながり交流促進と、関係人口の創出、令和7年度の国際サシバサミットの成功に向け、啓発活動やイベント、商品開発への取り組みを強化してまいります。

サシバの飛来は、自然環境の良好さの指標となることから、越冬地である宇検村の価値や知名度を高める効果も意識し、サシバの保護や生息する自然環境の保全など、共有する自治体と広域的な取り組みも進めてまいります。

また、令和6年11月に第100回関東宇検村会が開催されます。同じ郷里に生まれ育った竹馬の友・同窓生・先輩後輩が、シマを離れても変わらずに強い絆でつながり、組織を結成し、脈々と築かれてきた歴史と伝統は、誇らしく、誠に喜ばしいことでもあります。

郷友会の会員の高齢化や二世帯・三世帯への継承の課題などがある中、100周年のこの節目に、更なる郷友会の活性化と、二世帯・三世帯との交流促進に力を入れてまいります。100周年を迎える関東宇検村会には多くの関係者が出席し、組織の強化につながるよう、関東宇検村会実行委員会と共同で取り組んでまいります。

宇検村に対してのふるさと納税は年々増加しており、返礼品として取り扱う地場産業の振興にも大きく寄与しております。

今年度は、村内でのアクティビティや集落体験、宿泊などを返礼品として商品化し、実際に宇検村に訪れるきっかけづくり、つながり続ける仕組みづくりを行い、地域発展及び地域づくりの応援者としての関係人口の広がりを更に伸ばしてまいります。

宇検村らしさを発揮しながら、今後も、時代やニーズにあった革新的なサービス・体験・特産品の商品化に取り組んでまいります。

これまで、地域おこし協力隊（シマっちゅ見習い隊）として9名の隊員が活動しております。都市部の人材を呼び込み、村内で活動し定住を図るこの制度を、今後も積極的に活用し、隊員の増員を目指してまいります。

令和6年度は、地域おこし協力隊員募集と、おためし協力隊に関する活動を新規に行い、宇検村出身者の二世帯・三世帯や、進学・就職のため村外に転出した若年層にも広く呼びかけ、Iターン・Uターンの施策に絡め、取り組んでまいります。

次に、共生・協働で魅力ある地域社会づくりについてですが、村民参画の推進については、これまで地域共生事業の推進や自主防災組織の体制づくり、コロナ禍における事業など、村民が主体的に取り組む活動を推進してまいりました。

また、宇検村に所属する地域おこし協力隊の活動では、おばあ・おじいの人生が輝く職場づくり活動を試験的に導入しております。ふるさと納税制度を活用し、輝ける仕事・場所を作り出すこの取り組みは、村内外から反響を呼んでおります。

このように、村民参画の場所は多種多様であり、個々に事情が違うため住民一人一人の思いと行動が村づくりに十分に生かさせるよう、推進体制を整えていきたいと考えております。

令和5年度に策定された男女共同参画推進総合計画に基づき、誰もが生き生きと暮らすことができる、子供たちが夢と希望を実現できる地域づくりに努めてまいります。

6年度は、村内小中学校への専門の講師を派遣し、学び合い事業を展開いたします。子供たちの人権・ジェンダー平等意識と自己肯定感を高めるとともに、人権・ジェンダー平等の理解と、その意識の根付いた地域づくりを促進してまいります。

宇検村内で、外国人労働者を確保する事業者が年々増加している現状を踏まえ、多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。外国人住民が村内で安心して仕事と生活ができるよう、日本語講習会等を実施し、平等な社会参画や情報が提供できる環境づくりに努めてまいります。

次に、基本方針4、健やかでぬくもりのある支えあいのむらづくりのみんなで支えあう地域福祉の充実についてですが、村民が互いに支えあいながら、安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するため、意識啓発や支援体制の構築を推進し、多様な福祉活動の担い手が地域福祉に参加しやすい環境を整え、地域が一体となった福祉の充実に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、令和5年度に見直しを行った第9期介護保険事業計画を基に、宇検村に住む人々が心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても一人ひとりが尊厳を持ちながら、生き生きと住み続けられる村づくりを継承し、地域共生社会の実現に向けた地域包括システムの進化・推進を図ってまいります。

次に、健康で安心して暮らせる予防・医療の充実についてですが、国内で新型コロナウイルスの感染が初めて確認されてから5年目となります。昨年5月に感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更されて以降、国は、患者や医療機関への公費での支援を縮小してきました。新型コロナワクチンの無料接種や、コロナ治療薬の一部負担、入院医療費の補助などを続けておりますが、令和5年度末の3月31日までが期限となっております。

新型コロナ感染症が季節性インフルエンザなどの一般的感染症と同様の取り扱いとなる中、今後とも感染対策、後遺症への対策をどのように進めていくか課題がありますが、国や県と連動し、対策をしっかりと講じ、村民の安心と安全が図られるよう取り組んでまいります。

保険事業につきましては、宇検村健康増進計画第2期いきいき健康うけん21、国保データヘルス計画、後期高齢者データヘルス計画に則し、本村の健康課題であります脳卒中を含む循環器疾患予防を推進してまいります。令和5年度に策定しました第2期いきいき健康うけん21では、特定健診受診率・特定保健指導の実施率向上、生活習慣病の重症化予防、1人当たり医療費の抑制などを主な取り組み計画としております。

国保保険事業、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、村民が自ら健康づくりに取り組めるように支援し、健康寿命の延伸・ＱＯＬ（生活の質）の向上を目指してまいります。

特定健診・長寿健診・各種がん検診受診率の向上、各種予防事業について、受診しやすい環境整備を行うとともに、特に、若年世代から健診受診・運動習慣の継続など、発症予防に力を入れて取り組んでまいります。

国保施設事業につきましては、令和5年度より月に1度ではありますが、小児科の専門医の検診を実施しており、受診・相談を含め、12月末までに64件の受付をしております。令和6年度におきましても、小児科診療を継続し、保護者が安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

また、診療所についてですが、令和4年度に設計を手掛け、令和5年度に建築工事を進めております。令和6年度への繰り越し事業となりますが、住民への健康・医療・介護サービス向上に向けた医療機能の強化と医療DXに対応したICTを活用した医療情報連携を積極的に行えるプラットフォームとして、今年10月の完成予定であります。

次に、未来を育む子育て支援の充実についてですが、児童福祉につきましては、令和6年度は、子ども・子育て支援事業計画の見直しの年度となっており、第2期宇検村子ども・子育て支援事業計画での教育・保育ニーズや、地域子ども・子育て支援事業の量的な見直しを行うとともに、保護者からのアンケートをもとに、本村のニーズに合った計画書の策定に努めてまいります。

開設から3年が経ちました放課後児童クラブも、利用者は年々増えてきております。また、夏休み等の長期の休み期間には、小中学生バス無料乗車券を利用して児童クラブを利用している児童もおりますので、令和6年度におきましても、無料乗車券の交付を実施いたします。関係機関と協議を行い、より良い活動を充実できるよう、支援員の育成にも取り組んでまいります。

次に、いきいきと暮らせる高齢者福祉の充実についてですが、高齢者福祉についてですが、住み慣れた地域で、いくつになっても安心していきいきと暮らせる福祉の村づくりを進め、自分らしく暮らしながら、その能力に応じて社会を支えていく担い手として、活躍できる機会づくりに努めてまいります。

また、グループポイント事業等を利用し、高齢者が支え手となる活動への参加促進や、生涯学習等の視点を含めた高齢者の社会参加機会の確保、交流の場をつくり、高齢者の介護予防を促進いたします。

次に、自分らしくを支える障害者福祉の充実についてですが、令和5年度に、宇検村障害者計画、宇検村第7期障害福祉計画、第3期宇検村障害児福祉計画の策定を行いました。障害を理由とする差別の禁止、地域社会における共生等、障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、当事者本位の総合的な支援、障害特性等に配慮した支援、アクセシビリティの向上、総合かつ計画的な取り組みの推進を基本的視点とし、本村に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいと楽しみのある生活を送り、一人ひとりが尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられる村づくりを推進し、障害のある方が住み慣れた地域で、地域との関わりを持ちながら、自分らしく安心して暮らせる環境づく

りに努めてまいります。

次に、自立に向けた社会保障の充実についてですが、生活困窮者への自立を支援するため、各種制度の適正な運用、周知を図り、各関係機関と連携を取り、困窮状態に至る前段階からの支援に努めてまいります。また、生活困窮者・世帯には、健康面での不調を抱えるケースも多いことから、専門職による予防的な介入にも努めてまいります。

自殺対策につきましては、宇検村自殺対策計画、暮らしやすい村づくりに則し、国や県の関係機関と連携を取り、支援が必要と思われる方の情報収集・提供に努め、地域が一体となり見守り合う体制づくりに努めてまいります。

次に、基本方針5、ふるさとを愛し、未来へはばたく心豊かでたくましい人を育む村づくりの、生きる力を育む学校教育の推進についてですが、令和6年度におきましては、昨年度末改訂されました宇検村教育振興基本計画に基づき、ふるさとを愛し、未来（あす）へはばたく、心豊かでたくましい人づくりを教育行政推進の基本目標とし、その推進については、ふるさとの豊かな風土や教育的な伝統を生かし、ふるさとに立つ教育を視点として、引き続き取り組んでまいります。

学校教育におきましては、生きる力を備えた元気な宇検村の子どもの育成を目標とし、村内の児童生徒それぞれに密着した学習指導や道徳教育、生徒指導、人権教育、読書活動等を推進するとともに、教育相談員・スクールソーシャルワーカーの活用や、いじめ防止基本計画に基づいた対策を推進してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長のために授業や部活動、一校一運動の実践、食育など一層の充実を図り、学校給食の無償化及び各種大会出場への助成も引き続き継続してまいります。あわせて、防災・安全に関する指導の充実、危険予知・回避能力の育成、防災訓練等の実施、各教科における安全指導の充実にも努めてまいります。

なお、中学校の部活動につきましては、国の提言等を踏まえ、土曜・日曜の活動を地域へ移行する準備を、昨年引き続き進めてまいります。

本村の児童生徒の学力は、今年度の4月に小学6年生、中学3年生を対象として実施された全国学力・学習状況調査の結果において、実施強化である小学校の国語・算数、中学校の国語・数学・英語の全てに関して、県平均を上回る状況でありました。しかしながら、児童生徒の学力の個人差や学習意欲、自己調整力等の向上については、依然、課題も見られます。

その課題解決のため、村教育研究会による教職員の研修会や、各学校における校内研修会等を実施し、複式・少人数クラスにおける個別最適な学習の充実を図ってまいります。

すでに整備されております児童生徒一人1台のタブレット端末の有効活用も図ってまいります。

併せて、令和6年度は小学校で使用される教科用図書の改定に伴い、デジタル教科書を導入することで主体的・対話的で深い学びの更なる推進を図ってまいります。

また、日常の学校生活に困り感を持っている児童生徒に対する特別支援教育支援員による支援、英語教育小学校専科指導教員及び英語指導助手（ALT）の活用による外国語教育の充実、奄美大

島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を契機に開催しておりますやけうちっ子環境学習・世界自然遺産博士講座も引き続き取り組んでまいります。

感染症等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に学びの場を確保し、自宅学習など自主的に学習を促進するため、タブレット端末の持ち帰りも引き続き進めてまいります。

さらに、学校における教職員の働き方改革を推進するため、令和4年度に校務支援システムを導入いたしました。引き続き教職員の校務負担軽減を図ってまいります。

あわせて、施設の整備や点検補修、学校緑化に努めるとともに、児童生徒減少対策については、名柄校区・阿室校区活性化対策委員会と連携を図りながら、親子山村留学制度を継続して推進してまいります。

また、田検小中学校の共同調理場や各併設校の調理場の今後についてですが、学校給食のあり方検討委員会において検討協議の結果、建設候補地の選定と総合給食センター方式での整備を進めていく方向性を確認しておりますので、来年度より給食センター建設についても地質調査等を行い、建設へ向けた準備を進めてまいります。

次に、生涯学習推進体制の整備・充実についてですが、日頃から、宇検村を元気づけるために取り組みを積極的に活動しております。宇検村連合青年団についてですが、令和4年度から新たな取り組みとして、地域食堂（子ども食堂）・マリンスポーツ体験・スマブラ大会を開催し、令和5年度に関しましてもさらに新たな事業としまして、グルメフェスや集落支援（豊年祭支援）などにも取り組んでおります。このような連合青年団の活動に対して、引き続き支援していきたいと考えております。

さらに、継続的な取り組みとしましては、今後の児童生徒の成長を見据え、家庭教育や家庭教育学級の充実、PTA活動や子供会、社会教育関係団体の活動の充実を図り、子育ての機運醸成に努めてまいります。さらに、村民が継続的に学ぶことのできる公民館講座や図書室などの充実を図り、村民の利用促進を図ってまいります。

次に、多様なニーズに応える社会教育の充実についてですが、結いの心で生き生きと学ぶ活力ある宇検村民の育成を目標とし、令和6年度においては、主に次の事業等に取り組んでまいります。

まず、平成30年度から業務を休止しておりました村誌民族編の編纂業務につきまして、昨年度から再開し、令和9年度を完成の目標として取り組んでまいります。

また、児童生徒の健全育成事業につきましては、宮城県七ヶ宿町との相互交流事業において、12月に宇検村の生徒を派遣することができ、スキー体験を通じて七ヶ宿中生徒との交流を深めることができました。

引き続き継続して事業を実施してまいります。

また、沖縄県と宇検村の平和学習交流事業につきましても、令和4年度から近隣の瀬戸内町と大和村も加わり、児童生徒を対象に今年度で5回目の事業を実施することができました。悲惨な戦争のことを学びながらも、打ち解けた子供たちの笑顔に、改めて平和学習交流事業の大切さを感じまし

た。

今後も、幅広い年代で平和交流の輪が広がるよう取り組んでいく考えであります。

その他の事業では、中学3年生のテーブルマナー教室や茶道教室・新春書初め会・やけうちっ子体験チャレンジスクールや、一般社団法人アスリートネットワーク、つなGO奄美大島事業と連携したスポーツ教室の実施などについても引き続き実施してまいります。

次に、生涯学習スポーツを通じた健康づくりと仲間づくりを推進するため、一つの懸案事項でありました村陸上競技場のタータンの老朽化による使用の安全性についてであります。

昨年度設置されました宇検村社会体育施設及び運動公園の再整備検討委員会の中で、宇検村陸上競技場再整備について協議・検討されました。検討の結果としましては、原状回復による再生として報告がありましたので、村としましては検討した結果、6年度に宇検村陸上競技場大規模改修事業として再整備を行う計画をしております。

また、引き続き再整備検討委員会では、運動公園全体の再整備計画につきましても、今後、協議を重ねていただき、検討結果の報告を行っていただきたいと思いますと考えております。

次に、健康づくりや仲間づくりを促進する生涯スポーツの推進についてですが、村体育協会を中心とした社会体育推進体制の整備を進め、来年度、本村で開催される県体大島地区大会グランドゴルフ競技と、大島地区スポーツ少年団バレーボール競技の大会の運営につきましても、各競技団体と連携を図りながら大会運営の準備を進めてまいります。

スポーツ少年団の健全育成、毎週月曜日夜間の体育館無料開放も継続してまいります。

さらに、スポーツ推進委員や関係団体などの協力を得ながら、村内の社会体育施設の点検を実施し、事故防止に努めながら効果的な活用を進めてまいります。

あわせて、高校生・大学生などのスポーツ合宿誘致についても引き続き推進してまいります。

次に、次代につなぐ地域文化及び芸術活動の振興についてですが、今後も文化協会や公民館講座の講師の先生方との連携を図りながら、文化芸術活動の普及・振興に努めてまいります。

文化財保護につきましても、今後も有形・無形文化財についての保存・継承を推進いたします。

宇検村振興育英基金につきましても、奨学金貸与事業を引き続き実施し、必要に応じて学校教育、社会教育、文化、体育事業への助成なども検討してまいります。

次に、基本方針6、村民とともに、力強い自治をつくるむらづくりの行政の効率化についてですが、法改正や国の施策など、時代に対応した弾力的な行政運営を行っていくためには、業務の量や働き方など、職員の適切な配置が必要であり、会計年度任用職員制度の積極的な運用が欠かせません。これまで、突発的な人員不足には、再募集放送から決定まで1カ月以上要しており、その間の住民サービスの低下が否めませんでした。

今年度からは、登録制度を導入し、短期間で決定し住民サービスが滞らないように取り組んでまいります。

また、定年延長により職員の年齢構成に偏りが生じないように、適宜職員採用を実施し、年齢構成

の平準化を進めてまいります。

令和5年度から、DX部署を設け職員の業務のスマート化から取り組んでおります。6年度から会議システムや電子決済によるペーパーレス化で、庁内のスピーディーな事務処理を目指してまいります。

住民の声、要望に応えるだけでなく、行政需要を的確にとらえるために、積極的に村民とのコミュニケーションを図ってまいります。そのうえで、政策立案から予算化まで総合的に行動できる職員として、資質向上を図るため外部機関とも連携した職員研修を実施してまいります。

次に、財政の健全化についてですが、国の経済活動は社会の賃金上昇の動きと経済活動の正常化への期待から、全体として景気は回復上昇傾向にあるものと捉えております。

村としましては、昨年を上回る予算編成となっておりますが、財源に補助事業、有利な起債、ふるさと納税制度などを積極的に導入し、国の予算動向を注視しながら、地方交付税を適正に見込んで、財政調整基金で補い予算編成を行っております。今後も、事業の優先順位をしっかりと検討し、各分野で連携を図り、計画的に予算執行するよう努めてまいります。

一般会計では、主に新規に携帯電話エリア整備事業、関東宇検村会100周年記念事業、陸上競技場タータン更新事業、湯湾干拓浚渫工事に係る予算や、元気の出る公社運営管理費、土砂処分場測量設計業務の増額などを特徴とした予算となっており、総額で対前年比6億6,000万円増の約40億円台で20%の増額予算となっております。

特別会計の簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業につきましては、令和6年度から公営企業会計となりますので、より一層経営の見える化に努め、サービス向上に努めてまいります。

国保事業、国保施設事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業4会計の総額は7億887万円で、前年度対比24%の減額予算となっております。

これまでと同様、財政健全化を進めていくことは当然のことではありますが、目的財源としての基金の適時使用など、村民に必要な予算は積極的に活用するとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

最後に、今年度以降の取り組みについてですが、今後の建設予定事業としましては、防災会館の順次改修及び建て替え、給食センター建設及び役場庁舎建設等があります。建設にあたっては、将来的に財政を圧迫することがないよう見極めながら、事業を進めてまいります。

以上、令和6年度の村政運営に対する所信と施策について概要を申し述べましたが、村政運営につきましては、これからも村に住み続けたい、行ってみたいといわれる村民の誇れる宇検村を目指し、シマらしさ全開を合言葉に、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議会議員の皆様並びに村民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。

村民の皆様、心を一つに、笑顔あふれる宇検村を築いていきましょう。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、令和6年度施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。開会は55分とします。

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時55分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第6 承認第1号 専決処分 令和5年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、承認第1号、専決処分、令和5年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第1号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第1号は、令和5年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に2,102万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ47億7,581万9,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を受けるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

一つだけ教えてください。7ページの38目の扶助費750万と300万上げてますけど、これの世帯数を教えてもらえますか。

○住民税務課長（小松洋仁君）

お答えします。住民税均等割のみの課税世帯支援給付金、これが75世帯分の予算要求させていただいております。以上です。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。低所得者子育て世帯子ども加算給付金になりますが、23世帯の54名が対象となっております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、承認第1号、専決処分、令和5年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。  
承認第1号、専決処分、令和5年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第7 議案第1号 令和6年度宇検村一般会計予算について
- △ 日程第8 議案第2号 令和6年度宇検村国保事業特別会計予算について
- △ 日程第9 議案第3号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- △ 日程第10 議案第4号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第11 議案第5号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第12 議案第6号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計予算について
- △ 日程第13 議案第7号 令和6年度宇検村集落排水事業会計予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第7、議案第1号、令和6年度宇検村一般会計予算についてから、日程第13、議案第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計予算についてまでの7案を一括議題とします。  
本7案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第1号から議案第7号までの提案理由のご説明をいたします。  
議案第1号は、令和6年度宇検村一般会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億

607万円とするものです。

議案第2号は、令和6年度宇検村国保事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億9,124万7,000円とするものです。

議案第3号は、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,244万8,000円とするものです。

議案第4号は、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億2,063万9,000円とするものです。

議案第5号は、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,453万6,000円とするものです。

議案第6号の令和6年度宇検村簡易水道事業会計予算と、議案第7号の令和6年度宇検村集落排水事業会計予算については、公営企業会計への移行に伴い、新たに設置するものです。

議案第6号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計の収益的収支は、収入1億8,426万8,000円、支出1億3,867万2,000円、資本的収支は、収入7,200万円、支出1億6,689万6,000円です。

なお、資本的収支の不足額9,489万6,000円は、引継金4,169万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額730万8,000円、当年度損益留保資金4,588万9,000円で補填いたします。

議案第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計予算の収益的収支は、収入1億4,189万円、支出1億2,522万5,000円、資本的収支は、収入3,920万円、支出7,743万4,000円です。

なお、資本的収支の不足額3,823万4,000円は、引継金9万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額317万4,000円、当年度損益留保資金2,122万7,000円、当年度利益剰余金処分額1,374万2,000円で補填いたします。

以上7件、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

本7案については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

本7案については、全員で構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

これから、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時04分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に肥後充浩君、副委員長に保池穂好君が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第14 議案第8号 令和5年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第8号、令和5年度宇検村一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第8号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第8号は、令和5年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算から5,039万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ47億2,542万3,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

17ページの6目の地域福祉センターのですね、10需用費、修繕800万のボイラー修繕なんですけど、これは今回800万計上しておりますが、これはボイラー自体を新品に交換するのか伺います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。この800万に関してはですね、実際は6年度当初で組む予定でしたが、年末にかけて故障ということで、今回の補正を上げたところです。もうずっと繰り返し繰り返し修繕を繰り返してしまっていたので、もう17年程度使っているボイラーとなっております。新品に変えたいと考えているところです。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

今回、新品に変えるということで、以前から利用者とか、社協の職員からもですね、故障が多いということで、新品に変えてくれという、役場のほうにも要望を出しているみたいなんですけど、今回、800万で新品に変えるということでありまして、これはちなみに大体、年間の風呂の利

用者の方は何名ぐらいいるのか伺います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。コロナ禍もありましたので、令和3年度が2,779名の利用です。令和4年度が若干多くなりまして4,468名、令和5年度現在までが7,206名の方が利用している状況であります。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

かなり利用者が多いということなんですけど、これは今回、この補正で議会で承認された後、発注して工事になると思いますけど、ちなみにこの風呂の利用開始、再開の利用開始時期は、大体何月頃になるか伺います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

今日の補正が採決されまして、大体ひと月かひと月半にかかるかと聞いております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

今の質問なんですけれども、これは800万というのは、割と私は割高と思って見ているんですけれども、ボイラー自体だけなんですとか、それともほかの工事等も入っているんですか、その辺は。それと、もしあれだったら見積りを多分取ったと思うんですけれども、見積りが何業者ぐらい取られたのか、その辺は分かったらお答えください。

○保健福祉課長（保枝力人君）

見積りになりますけど、2業者から取っていると聞いております。ボイラー自体とですね、ポンプも故障していますので、その二つ合わせての800万の計上をしているところです。以上です。

○5番（肥後充浩君）

このボイラーを使って、今、確かデイサービスの方々も全部それを利用されていると思うんですけれども、今回みたいに、この一つでやってしまうと、このボイラーが壊れたときに、風呂の利用者は単なる銭湯感覚で入っているんですけれども、それを利用している方々は、どうしてもその風呂が、シャワーが浴びれないという形になりますので、別途にやはりその辺は分けたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、今後、そういった考え方はないですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

ただいま肥後議員のおっしゃるとおりです。今回、故障したときに社協のほうに依頼をいたしまして、新たに小さな家庭用のボイラーを付けてもらって、それでデイサービスの方々の入浴はしているところでございます。今現在、行っています。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それでできているんだったらいいんだろうけれども、多分一時しのぎだと思います。一時しのぎだと私は思うんですけれども、ちゃんとしたのをやっぱり設置して、利用ができるような形を、ぜ

ひ取ってほしいと思います。でないと、利用者にとっては単なる銭湯ですけれども、そこに行く方々には不便をかけられないと思いますので、今までもずっと何回もそういったことがあったりしていますので、ぜひその辺は別途の方向で考えてもらってたほうがいいと思います。それは、その辺はお願いしておきます。もし予算等がやはり必要になれば、6年度の補正でも、やはりちゃんとした利用者の方々も、やっぱり安心してできるような、サービスが受けられるような形をお願いしたいと思います。

それと、4ページの明許繰越なんですけれども、これはシステムとか、そんなのも大概入っていますけれども、11億5,000万、この工事的なものは、発注はまだなんですか。それともこれから発注が終わっている部分もあるんですか。その辺はどうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。4ページですね、宇検漁港海岸メンテナンス工事、これは発注済です。社会資本整備総合交付金、これは宇検船越線と屋鈍曾津高崎戦ですが、まだ発注されておられません。道路メンテナンス事業、これは委託でブラジル橋と上石良橋の委託になります。これもまだ発注はされておられません。湯湾川護岸改修事業、これは前原商店のところ、今、発注済です。湯湾港港湾メンテナンス工事、これはまだ未発注です。現年度公共土木災害復旧事業が一番多いのですが、これは現在、道路事業は10件中9件発注されております。河川事業はあと1件、未発注になっております。これはアユの関係がありまして、川口川沿いは工事が今できない状態になっておりますので未発注になっております。一番下にあります過年度公共土木災害復旧事業、これは4年度の災害ですが、議員の方も現場のほうへ見に行かれたところですけども、これは4年から5年に繰越ししまして、今度、6年度に事故繰りになります。これは発注されておまして、国の増破申請をして、重変手続きも終わり、事故繰りの決定も組む予定になっております。それで追加分として8,300万になっております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

14ページ、14ページの18節負担金補助金のマングローブの事業なんですけど、確か、前回説明を受けたときに、今年度は事業をしないので、そのままその事業費は置いておくという話を聞いたと思うんですけど、そこの減額の説明をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

このマングローブ林の再生事業支援金ですけども、補正のほうで500万の事業を歳入歳出で計上させていただきました。これは伊藤忠商事が使用するというので計上したんですけども、実際の実績としましたら300万の寄附をいただいたということで、その300万に対しての事業を執行するというので、500万計上のうちの200万は減額をして、300万は繰越のほうで来年度事業を執行させていただきたいと思います。

○6番（吉永常明君）

そしたら、補正で上げた500万というのは、実は300万だったということ。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、そのとおりです。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

同じく14ページの36、再生エネルギー導入事業で、これ全額減額、確か6月議会で上程してあったと思うんですけども、どういった経緯で全額落とされるのか。今後の、これは確か太陽光発電の元気の出る館の上の太陽光発電ということで、確か聞いたというふうに思うんですけども、その辺のまた内容と、事業変更をするのか、今後どういうことなのか、ちょっとその辺を教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

この事業も環境省に事業を申請いたしまして採択をいただいて、6月の補正で重点対策加速化事業ということで計上させていただきました。この事業が5年間の事業で総額14億4,000万余りの事業となっております。この主な事業費が一番かかる部分というのがバイオマスプラントということで、そちらのほうの事業費がかなり大きな額を占める事業となっております。これを中心に地域循環型エネルギーの循環型ということで申請をして認可をいただいたところだったんですけども、この5年間でバイオマスプラントの建築がかなり難しい、半導体もしくは導線の導入とか、思った以上の物価高騰により、一般財源の持ち出しがかなり当初より大きくなってしまったということで、財政分野、そして申請した環境省を含めて協議した結果、ちょっと、再度計画の練り直しが必要ということを判断いたしまして、取下げの方向で、今向かっているということで、来年度には実際にバイオマスプラントを建設するに向かった場合には、地番調査であったりとか、かなり詳細な設計が必要だったりとか予算が伴うので、今回は全体をとりあえず取り下げて、新たにまた計画を練り直すということで、再スタートということで了承していただきたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、令和5年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第8号、令和5年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第9号 令和5年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第9号、令和5年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第9号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第9号は、令和5年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に340万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,104万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和5年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第9号、令和5年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第10号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第10号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第10号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第10号は、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に20万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億2,696万1,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

直接は関係ないんですけども、私の目の前で工事をしているものですから、しょっちゅう見ていまして、何か、段取りがちょっと変わったようなところも見受けられますので、その辺で予算的に今のままでいいのか、そのまま増額とか、そういったのをしなくていいのか、その辺はどうですか、どうなっていますか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。実際、地盤を掘ったときに、以前ありました公民館の基礎部分が出てきたということを知っています。それを取った後に地盤を固めるためにしていますので、若干の遅れは出ているかと聞いているところであります。補正、増額補正とか、そういうのはちょっと今のところまだ聞いてはいません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

多分、余計な仕事が増えてきていると思うんですよ、コンクリートの何て言うか、チェッパースか、あれが一度設置されて、それをまた港湾のほうにまた移動して、そこの部分まで全部掘り返して、重機を入れて、またやっていたもんですから、ああ、ミルク注入早く終わるなどと思ってたら、それがいつのまにかなくなって、もう終わったのかと思ったら、港湾のほうで寝てましたので、これはちょっと何かあったのかなと思って、ちょっとその辺で聞いてみたんですけども、やはりそういったのは、土を掘ったら出てきますけれども、その辺はやっぱり業者に対してもある程度のごことは補償してやらないといけないんじゃないかと思って、でなければ、業者が請負損になってしまいますので、その辺はまたあれば、ぜひ補正でもなんでも、やっぱりかけてもらわないと、やっぱりいい形の診療所ができないと思いますので、その辺はやはりぜひ配慮をお願いしたいと思って質問しましたので、ぜひその辺はよろしくをお願いします。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第10号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第11号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第11号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第11号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第11号は、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、繰越明許費を2,413万6,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第11号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第12号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議案第12号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題としま

す。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第12号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第12号は、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に92万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億4,074万円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第12号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第13号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第13号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題と

します。

本案についての提案理由の説明を求めます。

**○村長（元山公知君）**

議案第13号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第13号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に93万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,394万1,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（杉浦治俊君）**

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（杉浦治俊君）**

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（杉浦治俊君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（杉浦治俊君）**

異議なしと認めます。

議案第13号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

**○事務局長（松井 学君）**

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時30分

令和 6 年第 1 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 6 年 3 月 6 日

令和6年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和6年3月6日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（通告順）

6番 吉永 常明 議員

5番 肥後 充浩 議員

1番 倉本 富夫 議員

2番 壽山 新太郎 議員

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 中田みゆき君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	柳百々代君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
企画観光課長	辰島月美君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

○6番（吉永常明君）

おはようございます。令和6年度第1回定例会にあたり、一言所見を申し上げたいと思います。元旦に発生した能登半島地震、2日に起きた日本航空事故で、亡くなられた多くの方々にお悔やみ申し上げます。そして災害に遭われた多くの皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れますよう願っています。

昨日、元山村長より施政方針が示され、今年度当初予算額40億円と、大幅な増額になっているが、その中身について、通告している一般質問の中から何点か伺っていきたいと思います。

まず最初に、令和6年度当初予算額40億円台で、前年より大幅な増額予算となっているが、主な事業と財源について伺っていきたいと思います。

2点目に、農業振興について、タンカン、サトウキビの前年に対しての実績を伺っていきたいと思います。

2番目に、今年は特に鳥獣被害が多いと聞いているが、状況と今後の対策について伺います。

3番目に、栽培実証をしたソバの結果と今後の取り組みについて伺っていきます。

3点目に、商工振興について伺っていきます。施政方針の中に、やけうちどんと券についての年間通しての使用を考えているとあるが、具体的に内容について伺います。

次に、交通基盤整備について、1番目に、県道曾津高崎線平田工区の完成予定を、2番目に村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の今後の予定について伺います。

次に、防災について、昨年6月に発生した線状降水帯による大雨で土砂崩れした県道、村道、河川の復旧状況と今後の取り組みについて伺っていきます。

6点目に、残土処理場の進捗状況について伺います。

最後に、村陸上競技場の大規模改修事業の整備について伺います。

あとは通告席にて再質問していきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの吉永常明君の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、吉永議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての1点目の令和6年度当初予算額40億円台で、前年度より大幅な増額予算となっているが、主な事業と財源について伺うのご質問ですが、6年度は前年度より6億6,000万余り増額になっておりますが、財源といたしましては地方交付税を対前年比1億円増、地方債を5億5,000万円増額した予算編成となっております。増額分の主な事業としましては、総務費で携帯電話エリア整備事業、農林水産業費で湯湾干拓浚渫事業、土木費で土砂処分場の設計委託費、港湾メンテナンス事業、教育費で陸上競技場大規模改修事業となっております。

次に、2点目の農業振興についての①タンカン、サトウキビの前年度に対しての実績を伺うのご質問ですが、タンカンに関しては例年より早い1月22日を収穫開始日と設定し、JA奄美果樹部会員を中心に周知を図りました。現在は9割方収穫は終わっているものの、データの取りまとめ期間につき、現時点での概算の実績となりますが、JA奄美へ共販、委託選果を通した令和4年産タンカンの実績が、共販8.6t、委託選果が6tであったのに対し、令和5年産タンカンの概算実績は、共販が7.3t、委託選果が8.1tであり、奄美大島全体は裏年傾向にあるものの宇検村に関しては前年より出荷トン数は増加していると想定しております。サトウキビの収穫量につきましては、令和4年度の386tに対し、令和5年度は概算で350tとなっており、今後も生産農家の規模拡大と機械導入による農家の能力軽減、生産奨励金等の助成も継続していきたいと考えております。

次に、②の鳥獣被害が多いと聞いているが、状況と今後の対策について伺うのご質問ですが、今年度の鳥獣被害の状況につきましては、現在、聞き取りの段階ではありますが、昨年度よりイノシシ、カラス、ネズミの全ての鳥獣において被害が増加しているとの農家や住民の方からの相談を受けております。対策としましては、令和5年度において宇検村鳥獣被害防止計画を策定し、今後3年間を計画期間とした従来講じてきた被害防止対策や今後の取り組み方針についての協議を行い、鳥獣対策資材購入補助金による電気柵、ネット等の資材購入助成、また、鳥獣被害対策実施隊による被害報告箇所での防除及び駆除、そのほかイノシシについては有害駆除の実施、カラスにつきましては年間通してカラス捕獲機の稼働の強化を図っていきたいと考えております。

次に、③の栽培実証したソバの結果と今後の取り組みについて伺うのご質問ですが、奄美大島において台風時期を回避し、年内収穫の可能性を検討した作物での秋まき栽培を実施し、生産においては気象条件等にも恵まれ、反収75kgを余る良好な結果となりましたが、ソバは気象条件に大きく左右されやすい土地利用型品目であるため、今後は複数の地域を選定し、比較検討を行い、安定した種の確保を最優先させることが必要かと考えております。また、生育に適した温度を確保したうえで、梅雨前収穫を目指した春まきの播種を2月の13日に行い、1週間後の2月20日に発芽も揃い、良好な生育となっております。今年度に行った二作での現地適応試験での検証が出そろったところで、今後の遊休農地解消に向けた土地利用再生型の品目として他地区でも地域の合意を形成しながら

ら検討を行いたいと考えております。

次に、3点目の商工振興についてのやけうちどんと券について、年間通して使用化を考えているとあるが、具体的な内容について何うとのご質問ですが、現在は商品券の発行から換金までを委託の方法を取っているため、資金決済に関する法律により使用期間が6カ月以内となっております。6年度からはかねてからの商品券通年使用の声を実現するため、役場で発行から換金までできるよう関係課が連携して行うようにいたします。商品券の購入と換金の流れは、役場が主となってきますが、商品券はこれまでと変わらず住んでいる地域で購入できますので、戸惑いはないと考えております。住民への周知は宇検広報、各家庭へのチラシ等で行います。商品券通年使用の効果としましては、これまで短期間に集中していた出費が分散されるため、これませ購入されていなかった方など、より多くの村民に使用されることが期待されます。これまでとの違いを丁寧に周知してまいります。

次に、4点目の交通基盤整備についての①県道曾津高崎線平田工区の完成予定はとのご質問ですが、まず、現在の工事概要としまして、平成22年度に事業を開始し、整備延長1,800mのうち約1,100mの整備が完了しております。全体進捗率事業費ベースですが、令和5年度末時点で約80%になります。直近では令和5年12月に平田橋の供用が開始されたところであります。

今後の計画としましては、令和5年度は主に平田橋付近の道路改良を実施し、令和6年度に平田橋付近の山切工事、法面工事を実施予定です。令和7年度以降は用地取得が完成した区間を整備する予定であります。予算及び用地買収進捗状況によりますが、完成予定は令和8年度を見込んでおります。

次に、②の村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の今後の予定について何うとのご質問ですが、まずはじめに、村道宇検船越線の今後の予定ですが、令和5年度第2回定例会でも同僚議員へお答えしましたが、平成27年度より社会資本整備総合交付金事業国庫補助事業に採択され、交通連携強化と産業観光振興支援による魅力と活力あふれる地域づくりを目指し、計画延長1,679m、幅員5mで、令和5年度までに宇検養殖場よりフノセ海岸までの約530mが完成している現況になっております。今後、宇検養殖場手前の直線部と法面部まで継続して行い、その後は通行や安全走行に支障のある急カーブ区間や海側路肩の崩落危険箇所の改良を順次行っていく計画であります。

また現在、昨年6月の梅雨前線豪雨時に法面異状が確認され、崩壊の危険があり通行止めされている80m区間については、現在調査中の結果が確定した段階で地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したあと、復旧工事に着手する予定であります。

次に、村道屋鈍曾津高崎線についてですが、本村の南西に位置する屋鈍集落と、瀬戸内町西古見集落を結ぶ重要な路線であります。宇検村側については、当初、未改良区間や未舗装区間がほとんどであり、梅雨時や台風襲来時において法面崩壊や路面状態が悪化し、通行止めとなることが頻繁にあり、緊急時の避難路や迂回路として地元からの改良工事への強い要望があり、平成28年度より事業に着手しております。事業経過期間としましては、平成28年度から令和7年度までの10カ年を計

画しており、今年度末までの進捗状況は、路線延長5,600m、計画変更延長3,150mに対し、完成舗装延長が1,490mで47.3%となっております。今後も避難路の安全確保を図るとともに、路線周辺の観光資源を生かした東シナ海西回り観光ルートにも寄与できるよう整備を進めてまいります。

次に、5点目の防災についての、昨年6月に発生した線状降水帯による大雨で土砂崩れした県道、村道、河川の復旧状況と、今後の取り組みについて何うとのご質問ですが、まず、村内県管理道路の災害箇所は9カ所、うち発注済が5カ所、河川4カ所、うち発注済はありません。残りの未発注箇所についても、今月中に発注する予定とのことであります。また、名瀬瀬戸内線の名柄から久慈間の地滑り災害と想定されている区間に関しましては、現在調査中の結果が確定した段階で、地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したのち、復旧工事に着手する予定とのことであります。

次に、村管理道路の災害箇所につきましては10カ所、うち発注済が9カ所、河川が3カ所、全て発注済であります。未発注箇所や台風6号による河川災害箇所の2カ所も含めて、今月中に発注する予定であります。また、湯湾大棚線2カ所、宇検船越線1カ所の地滑り災害と想定されている区間に関しましては、現在、調査中の結果が確定した段階で地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したのち、復旧工事に着手する予定であります。

次に、6点目の残土処分場の進捗状況について何うとのご質問ですが、現在の候補地へ概算数量把握のため地形把握調査が終了しております。宇検村に必要な残土処分規模としまして、現在の公共事業で発生する残土量を、年間2万 $\text{m}^3$ から3万 $\text{m}^3$ と想定し、自然環境保全の観点より現段階で大規模となる残土処分場にならないよう、今後の財政状況や将来の環境を予測し、約10年間対応できる規模の計画とし、全残土処分量26万 $\text{m}^3$ としております。令和6年度より各関係機関との調整や実施測量設計に着手し、林地開発行為事前申出書の提出に向けて進めていく予定であります。

次に、7点目の村陸上競技場の大規模改修事業の整備について何うとのご質問ですが、現在の予定では7月14日土曜日に開催されます第76回県体、第65回大島地区大会グラウンドゴルフ競技の大会が開催されますので、大会が終了したのち8月の末頃に入札を計画しております。そのあと、9月議会に工事請負契約の議案を提出させていただきます。完成の予定については1月末頃の完成を目指して進めてまいります。以上であります。

**○議長（杉浦治俊君）**

再質問がありますか。

**○6番（吉永常明君）**

この質問については、一般予算書が出る前に施政方針の中から質問をさせていただきました。そうした中で、とりあえず今年度の予算が40億円という、今までもない20%増の大幅な増額な予算で、こういう質問をさせていただくんですけれども、令和4年度の当初予算額が33億、最終的に昨日の補正額を入れて47億、とを考えていくと、今年度当初が40億、年々多分補正を入れると大体5、6万ぐらいの補正が、大体通年にあるんですけれども、最終的に45、6以上になるかと思えます。去年ま

ではコロナの給付金とか、いろいろのものがあって、多分補正予算が増えていると思うんですけども、令和6年の補正額を含めて、大体行政側としてはどれぐらいの金額を予想されているんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

これは6年度のいろんな今までの流れの中で、6年度40億でスタートして、最終的にどれぐらいになるかの予想ということでしょうか。一応これは今、予算書、予算を上げていますので、予算どおり執行しようという考えで、もちろんあります。昨年度上がっているのは、昨年度までコロナの影響もあり、そしてまた災害の影響が相当あって膨れ上がっております。そういった中で、この予算以外の面で、新たな対処しないといけないことがあったら、もちろん対処して予算が上がるとは考えておりますが、一応執行していくうえにおいては、予算どおり執行していこうと考えております。

○6番（吉永常明君）

財源を見たときに、あとで施政方針のあとで当初の予算書が来て、ばあっとめくっていったら、村長の答弁の中にもありましたけど、前年と比べたら交付税が約1億ちょっと増えて、村債が5億いくらか、大体6億、そうすると大体去年の当初プラスその増えた分でやると、やっぱり40億近くなるんですよね。そうした中で、今度、今回村債が6億と、非常に前年と比べたら、かなり増えているんですけど、そこら辺の負担については、どういうふうに考えていますか。

○総務課長（原田俊昭君）

今回の事業、6億増えた中ですね、携帯電話エリア整備事業、あと緊急浚渫事業、これについては有利な起債がありますので、それに対応してまいります。陸上競技場の大規模改修事業につきましては、今のところ一般財源で、起債で計上しておりますが、起債も枠というのがありますので、そこら辺のところ、対応できない分は一般財源になるとは考えておりますが、一応、振興宝くじですか、そういったのも申請しておりますので、4月以降になると思っておりますが、その決定をもって約1億ですか、の宝くじが決まればですね、それを当てていきたいと考えております。また、起債のほう公正措置のいい起債でございますので、今の起債の残高を見てもですね、5年度最終的に返し終わったら、37億台に収まっていますので、今後も膨れ上がらないような努力をしていけばですね、大丈夫だと考えております。

○6番（吉永常明君）

課長のほうから起債の話が出たので、令和4年度の決算時で起債残高が一般で約38億、5年を入れたら37億ということだったので、まあまあ宇検村の財政規模で、その起債残高の37、8億というのは、宇検村自体が将来負担率もゼロですし、非常にいい傾向にあると思うんですけど、そこら辺については、起債残についてはどういうふうにご検討いただけますか。

○総務課長（原田俊昭君）

その点につきましては、4年度の決算においては、公債費の負担比率は8.5%ということで、県とかからですね、指導を受けるようなラインには至っておりません。16%を超えますと、県のいろん

な指導が入ってですね、予算組も指導を受けながらということになりますが、今のところは大丈夫と考えております。

○6番（吉永常明君）

また予算については、今回予算審査が明後日からありますので、そこの中でまた聞いていきたいと思っております。

次に、タンカンとサトウキビの実績なんですけれども、今年は裏年で例年としたらかなり少ないというふうに聞いていたんですけど、村長の答弁を見たら、タンカンについてはやや増えている。サトウキビについてはちょっと減っているんですけども、もう次の鳥獣被害も兼ねますけど、今年は非常にイノシシとカラスの被害があつて、両方の量が非常に少ないというふうに聞いたんですけども、答弁のとおりでしたら、そうでもないなというふうに思っているんですけども、そうした中で、次の鳥獣被害も兼ねてですけども、イノシシ、カラスの被害が非常に多いというふうに聞いているんですけども、そこら辺はどういうふうに課としては捉えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、吉永議員から質問があつたとおり、例年に比べてカラス、イノシシ、そしてネズミの被害が多いという相談は受けております。それで、令和5年度で鳥獣被害対策計画というのを策定しまして、令和3年度から5年度の被害額と駆除、有害で駆除した頭数、そういったものを算出しておりますが、頭数的には有害駆除で駆除したイノシシの数字は、2月の段階を例年に比べると減少している状況です。カラスにつきましても、令和4年度では39羽駆除したんですが、2月段階で53羽と増えております。イノシシもまた2月、3月、今は狩猟期間なので、有害駆除の期間での間の数字は例年と変わらないというところが出てはいるんですが、自治体の出動を2月に2回、3月に2回、出動をしていただいて、駆除の対策も行っていますので、今後はまたそういった自治体の出動や駆除に向けての防護柵の整備、そういったものに対しても村の補助などを利用して対策を進めていきたいと考えております。

○6番（吉永常明君）

令和5年と令和6年の当初予算のほうに鳥獣対策の資材確保ということで、20万×5件というのになるんですけども、それについて令和5年度についてはどういうふうになっていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年に関しましては、電気柵を購入された方が2件、ネットの補助で対応した方が2件が実績となっております。

○6番（吉永常明君）

イノシシの駆除に対しては、そういうふうな対策を取られているんですけども、カラス対策について、今、カラス小屋って何個ですか、以前、確か2個あると聞いたんですけど、そこら辺どうなっていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

カラスの捕獲箱につきましては、現在、昨年度の10月だったと思うんですが、宇検に1基設置していた分をそこに入って来るカラスがいないということで、現在撤去して、次の候補地の選定を行っているところです。もう1基は部連の村道の部連古志線の途中に置いている捕獲に関しては、毎月駆除を行っていただいて、そこで毎月の実績の数字は把握しているんですが、その部連の場所についても減少気味であるということで、今、次の候補地を湯湾集落と石良集落のどこか、その間付近の干拓の近場に多くカラスも見られるということで、候補地を選定して、周りの農家の方の説明を行っている段階であります。

○6番（吉永常明君）

今、課長の答弁でした、2個あるということなんだけど、1個は部連の。その設置場所もやっぱり、今、部連古志道の林道の先にあるということなんですけど、やはりカラスは畑の近くがやっぱり一番多いんで、今回、やっぱり設置する場所の選定を、やっぱり非常に考えていかないと、私も今年、その通りを通ったときに、畑を通ったときに、もうほとんど収穫前の木がカラスにやられ、もう一方はイノシシの柵もしてないから、下からはイノシシにやられというのを1回、見たことがあるんですよ。やっぱりイノシシは囲いをしたら、多分何とか防げるかなと思っているんですけど、カラスについては、もうちょっと具体的にというか、官民力を合わせて、本当にやっていかないと、農家さんが一生懸命作って、いざ出荷する前には何もないという話を聞いたりするんで、カラス小屋の設置場所、それからその小屋の台数を、今後もうちょっと増やしていくことを考えていかないといけないと思うんですけど、そこら辺どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

カラスの捕獲箱の設置場所につきましては、前回、湯湾の農地の近くに設置した際に、やっぱり近隣の農家の方から、その臭いだとか、そういった苦情を聞いた経緯もあって、現在の場所を選定したというところがあります。今回の選定に当たっては、そういう臭いとか、餌をカラスが周りの畑にまき散らすとか、そういったこともないようなところを選定して、場所を移動させる予定であります。

○6番（吉永常明君）

恐らく小屋を設置するにしても、民家の近くはまずしないと思うので、畑の周りがほとんどと思うので、それはある程度、やっぱり農家さんにも分かってもらい、協力してもらってやっていかないと、なかなかカラスの駆除には、減らすということは難しいと思うんですけど、農家さんも話してある程度は我慢して、一定の期間なので、やっぱりそうして官民そろってやっていかないと、なかなかカラスの駆除にはつながっていかないような気がするんですけど、そこら辺で、さっきのその台数を増やすという考えは、課長、ないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

捕獲器の台数につきましては、現在、部連に置いているものをほかの場所に移して、もう1台の捕獲機を選定した場所での効果を見ながら、必要であれば増やすというところも考えて進めたいと思

います。

○6番（吉永常明君）

せっかく宇検村の鳥獣被害防止計画とか、対策の会議とかがあるんですから、その中でやはりみんなで力を合わせて、本当に農家さんが一生懸命やって作ったものに対して、それが報われないと何のために農家さん、頑張っているか分からないので、しっかりした計画を立てて今後の対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ソバの実証計画を去年の秋、今年収穫で、今年また2月に栽培したということなんですけど、前回、何年か前にもそういう取り組みをして、栽培実証だけで終わったんですけども、答弁にもありましたように、今後、それをやっぱり一般農家にも広げていくことが、やっぱり大事だと思うんですけども、そこら辺について、課長、どうですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ソバの実証についてであります。先ほど村長も答弁したとおり、去年の台風時期が終わった10月から秋まきを植えて、12月に収穫を終え、先週の七ヶ宿村との交流の物産展の中で、村民の方にも試食をしていただきました。播種量としても、大体7割程度の製粉ができたということもあり、効果としても今回は非常に良かったということ、関係機関の方からもいただいております。また実証は引き続き6年度も行うんですが、そのときは植える時期を若干ずらしたり、もう品種はある程度、去年撒いたサチイズミというものが適しているというところが分かりましたので、あとはほかの圃場で植えたときの土壌分析、そして排水対策などを踏まえて、同じような結果が出るかどうか、そういったことを実証しながら、面積の拡大も進めていきたいと考えています。

○6番（吉永常明君）

せっかくいい方向に進んでいるので、それがやっぱり一般農家、遊休地を使って栽培できるような方向に、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、どんと券の件について伺っていききたいと思います。かねてからずっとどんと券の使用期間とか、それについてはもうちょっと考えていってほしいというのを、何度か、決算審査や予算審査の中で話してきましたけれども、今回、やっと年間通しての販売ということなんですけども、枚数的には、去年当初400万で、今年も400万の予算を組んであるんですけど、去年はコロナの交付金で1,400万ぐらいを発売したんですよ。そうした中で、今回、年通して前年と同じような規模でやられるんですけども、そうした中で、従来でしたら各商店での販売だったんですが、今回、販売が役場ということに、答弁されているんですけども、そうしたときに、一般の人が買いづらくなれないかどうか、そこら辺どうですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今年の取り組みに関しましては、6月の販売に向けて、また今後ちょっと庁内でも検討を行ってまいります。販売先としては現在、村内で取り扱っている事業所については、引き続き販売を行ってもらう計画であります。

○6番（吉永常明君）

地域のやっぱり高齢者などが、このどんと券を使いたくても期間が短いし、なかなか使えないと。こうやって年間通して使えるようになれば、やっぱり高齢者にとっては非常に使い勝手のある方法かなと思っています。それで、従来でしたら、10月から始まったかな、10、11月、12で1回目は最低2万までの購入でしたけど、これ、年間通すようになれば、もうちょっとこの1回の購入額とかを考えていかなきゃならないかと思うんですけど、そこら辺はどのように考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、販売枚数に関しましては、昨年の販売方法からしますと、10月、11月は制限をして、12月にはもう誰でも買えるようになるという購入方法だったんですが、今年から、もう例年を通してということになるので、ある程度販売枚数も購入者のニーズに合わせて、できるだけ1年間で使えるような枚数に制限したうえで、使える量に関しても、駆け込み的なことが起きないように、何か月分の何万円までを使用するとか、そういった形で検討できたらと思っています。

○6番（吉永常明君）

せっかくこうやって年間を通して使えるように今回やっていくわけですから、村民の多くの方が利用して、本当に良かったなと思うような、ぜひ施策を取っていただきたいと思います。

次に、交通基盤の整備について伺っていきたいと思います。私、これ毎年、ここ何年か、この件については伺っているんです。というのは、この平田工区がまず終わらないと、次、ずっと要望しているタエン浜と佐念間、非常に道路が狭いところがあるんですけど、そこにはなかなか行けないということで、これ、答弁にありましたように、これ、平成何年からになっているのかな、当初、これ、平成33年で終わる予定だったんですよ、計画は、一応。それから、ずっと延び延びで、今回、令和8年完了予定ということなんですけれども、私が把握している中では、あと大きな工事が山の法面を切るのが2カ所、急カーブを海岸線に拓げるのが1カ所というふうに、3カ所多分予定があると思うんですけど、今回、答弁の中には1区間の山切り、法面が予定されているということなんですけど、それで課長、間違いないですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

この答弁に関しては、県のほうから聞き取りをしてやっていますので、間違いはないんですけど、また用地のほうがなかなか進まないところもありますので、その問題もあって、事業が進まない状況もありますので、そこもできるだけ解消していただいて、令和8年度までには完成を見込んで、完成させるように要望してまいりたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

この用地買収というのは、県がやられているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

事務所の用地係のほうでおこなっております。

○6番（吉永常明君）

毎回毎回聞いて、本当に申し訳ないと思っているんですけど、そこが先に終わらないことには、県のほうとしては1町村、一路線というふうに、前聞いたことがあるんですよ。だから、平成6年に1カ所やって、平成7年に1カ所やって、平成8年に多分1カ所やれば、令和8年に、県の計画では終わると思うので、やっぱり、どんどんどんどん声をかけていただいて、そこを終わらせて、ぜひ次のタエン浜と佐念間の計画を進めていただきたいなというふうに思っています。

次に、村道船越線と曾津高崎線なんですけれども、曾津高崎線も船越線も毎年予算が出ているんですよ。今回も明線が上がっているんですけど、結局、令和5年度の予算があり、令和6年度も同じように5,800万ずつ予算が組まれているんですけども、今回のように災害が起きたときに、災害優先になっていったら、なかなかそこには進めないかなと思っているんですけど、せっかくこれ、当初で予算を組んでいるから、まず予算を組んでいるのを先に済ませて、災害に行くべきじゃないかなというふうに思っているんですけど、課長、そこら辺どうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

主管課としても繰越事業が多いのは、本当に誠に申し訳なく思っております。継続事業でありますので、そこは交付金を考えながら着手していきたいと思えます。それと、現在、請負契約の中で、工期が、工期というか、週休二日制になっておまして、大体標準工期を取って、標準工期というのがあるんですけど、2億円以上になると1年を超える工期に365日以上になってしまうところもありますので、早期に発注をできない場合もありますが、そこは継続事業を優先で発注していきたいと思えます。

○6番（吉永常明君）

これ、課長のところで繰り越しが大体十何億ぐらいあるんですけど、そうした中でこれだけ繰り越して、今年度も昨日の補正でも4件ぐらいの工事請負が出ていましたけれども、そうした中で、本当これ、発注したくても発注できないような宇検村の状態に、要は業者が間に合わないという状態になっているんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

災害が起きますと、県の災害事業、村の災害事業と、また含めまして、これはただの、ただのじゃないですね、県道、村道、河川となりますが、ほかにもまた林道とかいう災害も入ってきますので、村内業者で、村で発注する村内業者は7業者、県ではランク付けで発注してありますので、他事業者もいるかと思いますが、できる限り終われるように努力したり、要望したりしたいと思っております。

○6番（吉永常明君）

このあとの防災にも関連するけど、防災でもう発注しているのか、14件ぐらいあるんでよ、防災関係で発注されているのが。そうした中で、村長もご存じだと思うんですけども、去年から令和5年、令和6年度、南部議員大会で3町村の共同議題として、曾津高崎の早期開通を県に陳情している

わけですよ。だから、そういうところを踏まえて、やっぱりやるところは先に、やっぱりやらないと、それをずっと明線明線ですべてやっていると、いつまで経ってもなかなか前に進まないというのがあるので、やはり特に曾津高崎戦については、屋鈍集落の場合は阿室と屋鈍が崖崩れしたら、平成の大雨のときには約1週間、この間も3日間というふうに完全に通行止めになって通る場所がなくなるわけですね。だからそうした観点からも、やはり急ぐところは急いでやっていってもらって、村が、我々は県に3町村で陳情していますけど、最終的には村がやらないと、県も動かないわけです。村が、あれは村の道路なので、村が先にやって、それから県道という形になると思うので、そこら辺は村長を含め、よく検討していただいて、工事を進めていっていただきたいなと思います。要望しておきます。

次に、防災についてですけれども、去年の6月の大雨による災害が多々ありました。その中で、さっき村長からの答弁で、村道路の発注が10カ所のうち9カ所、それから県道関係で9カ所のうち5カ所の発注済ということなんですけれども、この村道のこれ、10カ所というのは、これ細かい小さな崖崩れとかも入っています。

○建設課長（栄 平四郎君）

小さい箇所が場所が分からないんですけど、この10カ所は国の災害査定を受けた補助がついている分の箇所数になります。

○6番（吉永常明君）

いやいや多分これ、本当の村道のちょっとした崖崩れを含めたら、それは10カ所とはきかないような気がしたいんですよ、ばあっと回って見た感じ。結局、またさっきの話だけど、曾津高崎線なんか、何箇所か実際に崩れて、車は通れるけど、1台通れるけど、そういう崩れた箇所が何箇所もあるんですよ。ほかにもそういった小さな崩れがある村道は、村道、林道、かなりあると思います。やっぱりそういうところも徐々に車が通れる、最低限車が通れるようにはしてくれているんですけども、やっぱり今後、この大雨シーズンになる前にやらないと、仕事が増えるばかりでなかなか前に進まないような気がするんで、そこら辺はよく考えて先に進んでいただきたいなというふうに思います。

それと河川工事なんですけれども、河川工事が4カ所あって、1カ所も発注をされていないんですけど、それはなぜというか、結局河川工事というのは集落に影響してくるだろうと思うんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

少々お待ちください。県の4カ所は川内川、須古のところの大きな川なんですけど、2月、ちょっと待ってくださいね。リュウキュウアユの関係がありまして、発注しても工事ができない期間というのがあります。その関係でまだ発注されていないのが県の場合はあります。そのために発注されておりません。以上です。

○6番（吉永常明君）

例えば県でなしに、阿室川も結局集落側がちょっとえぐられているんだけど、多分今、阿室川は工事に入っているのかな、ですよ。去年の6月になって、今、工事を多分されていると思うんだけど、やはり集落に直接影響があるところは、やっぱり優先的に先にやるべきだと思うんだけど、そこら辺の考えをお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

集落に近い河川は氾濫の危険があるため、議員がおっしゃるとおり早くやらなければならないというところもあります。今現在、リュウキュウアユが遡上するとかいう話で、今、川内川を出しましたが、新聞等にも1回出たと思いますが、阿室川のほうもそういう話を県のほうも把握していただいて、そこもちょっと注意をしながら、今出している状態です。今、議員がおっしゃったところは集落の中、また今、このケースの中に2件、あと入っていないんですが、それからまた上流側にも阿室川は2件、6月の頃は台風で、去年6月の台風で被災したところが2件ありますので、それも早めに発注しようと考えています。

○6番（吉永常明君）

課長のところは災害も多くて、いろいろ要求がたくさんあると思うんだけど、やはり皆さんで知恵を出して、なるべく早めに工事が進むように努力をお願いしたいと思います。

次に、残土処理場なんですけれども、答弁にあったとおりにかと思うんですけれども、現在、宇検村の残土は瀬戸内町に運んでいると思うんですけれども、瀬戸内の残土処理場というのは、大体いつぐらいまで使えるかどうかというのは、課長、分かります、把握されています。

○建設課長（栄 平四郎君）

期限は把握しておりません。

○6番（吉永常明君）

今年度よりいろいろ宇検村の残土処理場を話を進めていくわけですけども、そうした中で、課長が大体考えている工事始めと使用開始年度というのは、大体どれぐらいを見込まれますか。

○建設課長（栄 平四郎君）

令和6年度に予算がつけば実施設計と入っていきますが、その林地開発許可とかを1年ぐらいかかると思っております。それからまた、今度、残土を入れるための仮設の道路を造ったりしなければいけないので、あと1、2年はかかるかなと想定しております。

○6番（吉永常明君）

やっぱり工事の効率化とか、経費を考えたときには、やはり自分のところで残土処理場を持ったほうが、費用的にも非常に助かるし、工事の進み具合も全然違うと思うので、大変だとは思いますが、1日でも早く使用ができるように頑張してほしいと思います。

次に、運動公園なんですけれども、答弁があったように、8月末頃入札して、来年1月ということになるんですけれども、今回、予算書を見たら、タータン処理から新しくやるまでに大方2億ぐらいの予算になっていると思うんだけど、先ほど総務課長から起債で当初は組んでいるみたいなんですけ

ど、最終的には、以前ちょっと話があったように、何かの補助が充当すれば、それを使ってやりたいということなんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。スポーツ振興くじの助成金のほうを1月9日に独立行政法人日本スポーツ振興センターのほうに申請書及び関係資料の提出が済んでおります。今ですね、現在は同センターにおいて審査のほうが進められていると思いますが、結果が出るのが4月の下旬頃に結果が出ると、採択になるか採択にならないかというのは4月の下旬に出るということです。

○6番（吉永常明君）

その結果が出たら、非常にいいことなんですけれども、結果が出なくても予定どおり工事としては起債を使ってやっていくという考えですか。

○村長（元山公知君）

今、局長が答えたとおり、振興くじの助成金を、今一生懸命それが採択されるように、いろいろ動いているところがございますが、もしそれが、もしそうじゃなかったとしても、しっかりとまた、今年度という予算がもし取れなくても、しっかりと工事続けるように、1年かけて、2年分けるのかしながらでも、またしっかりとこれは継続してしっかりとやっていきたいと思っております。

○6番（吉永常明君）

やはり村民が数多く利用する場所なので、皆さんの知恵を絞って、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、6番、吉永常明君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時45分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思えますが、その前に一言所見を申し上げたいと思えます。新しい年になりまして初めての議会であります。村民の皆様方にはこの1年が良い年であるとともに、健康で過ごされますよう祈念いたします。また、新年早々におきました石川県能登半島地震は、震度7という大きな自然災害が起こりました。死者数も

240名を超える方々がお亡くなりになっております。まだまだ復興は始まったばかりですが、一日も早い復旧復興を心からお祈り申し上げます。また、羽田空港で起きました日航機と海上保安機の衝突事故におきまして、5名の方々が犠牲になりました。奇跡的にJALの乗客員379名が無事に脱出されたことには安堵いたしました。被災や犠牲に遭われた方々に心よりご冥福をお祈りいたし、哀悼の意を表したいと思っております。世界におきましては、ウクライナやパレスチナにおいて、まだ戦禍の収束の兆しが見えません。話し合いによる紛争の解決を強く切望し、平和な日々が一日も早く訪れますようお願いしております。また、この戦争により犠牲になった方々に心よりご冥福をお祈りいたします。本村におきましても、コロナウイルスやインフルエンザ等がまだ収束しておりませんが、旅行などさまざまな交流が行われると思っております。引き続き十分に手洗いやうがい等の感染予防対策を行いながら、安全に日常を送りますようお願いいたします。皆さんがそれぞれ健康に留意をし、村民みんなで明るく元気を出して、健康でいつも笑顔が見える宇検村をつくっていきたいと思っております。それでは一般質問に移りたいと思っております。

まず、今年度の施政方針について伺いたいと思っております。農業振興についてですが、担い手減少対策として、県農業大学において就職、就業説明会への参加とあるが、その時期はいつ頃になるのか。また、県内での就農、就業説明会の開催の時期はいつ頃なのか、その説明会の内容などはどのような要綱なのか、お答えください。

2点目に、同じく農業振興についてですが、この前の新聞等においても報じられていましたソバですが、この実証実験は令和何年度までの計画なのか。また、設備や機械の導入等を整えたいと書いてあるが、その計画は策定できているのか、お答えください。

3点目に、湯湾干拓潮あそびのあそび地内の浚渫事業があると書いてございますが、計画はどのようになっているのか、教えてください。

4点目に、遊休農地対策として、阿室地区において開墾や伐開、耕耘等がなされているが、今後の計画内容はどのようになっているのか。現在、公社の管理のタンカンの各地区においての面積並びにトン数はどのようになっているのか、教えてください。

5点目ですが、水産振興において、水産物の掘り起しとあるが、具体的にどのような計画があるのか。また、浜の活性化とあるが、どのような計画を持っているのかお答えください。

次に、防災についてですが、県事業の役場裏の急傾斜工事の計画はいつまでの計画なのか。今年の正月に湯湾岳に行く方々は大和村周りで登山を行っています。帰省客なども含めて、村民も不便を感じていると聞いております。今後、この工事による通行止め計画はあるのか。あるとすればいつ頃通行止めになるのか教えてください。

2点目に、1点目と同じ理由でお聞きします。村道湯湾大榎線の今後の見通しと計画はどのようになっているのか教えてください。

3点目に、長い間通行止めや悪路のある村道部連古志線ですが、防災上や緊急時の避難、また連絡道路としても必要と考えております。今後、改良計画がないのか、お答えをお聞きします。

次に、観光振興についてですが、施政方針の中にはさとうみプロジェクトが令和5年度から始めた  
とあるが、その成果はどのようになったのか。

2点目に、車を見ますとレンタカーが多く見受けられますが、観光客も増加していると思います。  
そこで、コロナ前と比較して、令和5年度の観光客数の増減はどのようになっているのかお答えくだ  
さい。

あとは通告席にて再質問いたしたいと思います。

#### ○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての1点目の農業振興において県農業大学において就職、就業説明会への参  
加とあるか、時期はいつ頃か。県内での就農、就業説明会の開催の時期は、また説明会の内容等は  
とのご質問ですが、今年度は6月1日に日置市にある鹿児島県立農業大学校にて農業大学校就農、就  
業相談会に出席し、3名の学生に対し説明を行いました。次に、1月13日に鹿児島県が主催した鹿児  
島就農、就業相談会に出席し、相談者はいなかったものの県関係機関や他市町村との意見交換を行  
い、新規就農者参入に向けて取り組んでいるところであります。来年度に関しては、鹿児島県立農  
業大学校の就農、就業相談会は例年4月から5月に開催されており、今年度同様、出席予定でありま  
す。鹿児島県での就農、就業相談会は8月に開催予定であり、職員が出席予定であります。説明内容  
としましては、地域おこし協力隊事業を活用した宇検村での就農プランを主に説明しております。

次に、2点目の農業振興において、ソバの実証実験はいつまでの計画なのか。また、設備や機械の  
導入等の計画策定はとのご質問ですが、実証研修につきましては、大島支庁はじめ、県関係機関と  
現地検討会を重ねる中で、おおむね2年の期間を要すると捉えております。期間の設定理由としまし  
ては、ソバが気象条件の影響を大きく受ける品目であるため、安定的な生産を求めるためにも、奄  
美地域における栽培基準指標を明確にすることともに、本年度のテーマとして昨年度比較栽培を行  
った早生系品種であるサチイズミに絞り、増殖の準備を行うためであり、採種加工と食の自給供給  
バランスの拡大の確保の観点から2年を計画年度としております。

次に、設備投資と機材導入計画についての質問ですが、現時点の設備投資につきましては、生産  
規模、面積の拡大を見ながらの課題と考え、多品目にも凡庸性の高い省力機械の導入を優先事項に  
置き、検討を行っております。

次に、3点目の湯湾干拓潮あそび地内の浚渫事業の計画はどのようになっているのかとのご質問で  
すが、令和4年度に県道湯湾新村線と大畑浜地区農地間の水路上流部の浚渫を行い、5年度におい  
ては、その下流部の浚渫を工事発注しております。引き続き5年度の残事業分を繰り越し工事として  
干拓潮遊地の仮設道路の設置を行い、翌年度工事として潮遊地の浚渫を行う計画であります。国  
が示した緊急浚渫債を活用した事業が令和6年度にて終了となるため、奄美群島農業農村整備推進協

議会を通して事業の継続を要望しております。

次に、4点目の阿室地区の今後の計画と現在の公社の管理タンカンの面積並びに本数はとのご質問ですが、令和4年度より宇検村元気の出る公社において阿室地区の遊休農地解消に取り組んでおり、令和4年度には約2.1haを開墾してサトウキビの植え付けを約1.1haしており、今後も種キビを確保しながらサトウキビの植え付け面積の拡大を図ってまいります。令和5年度も引き続き阿室地区の学校裏手にある遊休農地1.6haを開墾しており、今後、秋にソバの植え付けを予定しております。また、湯湾ヒロゲ地区における遊休農地解消対策として、新規タンカンの植え付けにつきましては、令和4年度に約0.3haを開墾し、140本のタンカン植え付けしております。令和5年度にも同じく0.3haの農地を開墾し、140本のタンカンの植え付けをしている状況であります。

次に、5点目の水産振興において水産物の掘り起しとあるが、具体的に計画等があるのか。また、浜の活性化とあるが、どのような計画かとご質問ですが、令和5年度から令和9年度における水産振興の取り組みとして、鹿児島県が策定した奄美地域特定漁港漁場整備事業計画にて漁場の生産力向上に向けた漁礁の整備、増殖場の整備適地の検討を要望しております。水産物の掘り起しにつきましては、離島漁業再生支援交付金を活用し、スジアナやシラヒゲウニの放流、アオリイカ産卵のためのイカシバ投入に取り組んでおります。また、浜の活力再生プランでは、地域の漁業所得が5年間で1割以上アップすることを目的とし、それを実現化するための収入向上の取り組みや、コスト削減に向けた具体的な内容として、宇検お魚祭りの開催や漁業者が浜売りよりも単価向上が見込めるケンムンの館等の直売所への出荷の拡大等が課題となっております。

次に、防災についての1点目の県事業の役場裏の急傾斜工事の計画は、今後の通行止め計画計画はとご質問ですが、令和5年度より着手しております役場裏の県営による急傾斜地崩壊対策事業下朝戸地区ですが、令和6年度以降も継続して現場吹付法砕工や崩壊土砂防護柵の整備が計画されております。また、これらの整備に必要な村道を掘削して行うL型擁壁の施工も継続して行われるため、期間は現在未定ですが、令和6年度も通行止めで施工する予定であります。

次に、2点目の村道湯湾大柵線の今後の見通しはとご質問ですが、現在、湯湾大柵線の起点から下朝戸上大久保線へ合流する三差路までの約2.5km区間に4カ所の被災箇所があります。うち2カ所は通常の道路災害復旧事業で査定も終了し、2月26日に工事発注を行いました。残り2カ所は同僚議員にもお答えしておりますが、現在調査中の結果が確定した段階で、地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したのち復旧工事に着手する予定であります。

次に、3点目の部連古志線の改良工事の計画はないのかとご質問ですが、本路線は宇検村と瀬戸内町を結ぶ基幹道路であり、また主要地方道名瀬瀬戸内線が人的物的交流の中心路線であるが、台風、大雨時等の交通途絶が起きた場合の迂回路として、計画全体延長3,445m区間を平成7年度より平成16年度までの期間に奄美群島振興開発事業にて延長970m、幅員8mの改良工事を行いました。用地買収が難航したことや、費用対効果が出ないことが原因で、改良工事国庫補助事業を終了しており、現在も村道としての改良計画はありません。今後、他所管の事業で採択できないか、関係機

関と協議していこうと考えております。

次に、観光についての1点目のさとうみづくりプロジェクトの令和5年度の成果はとのご質問ですが、焼内湾のさとうみづくり構想は、世界遺産環境文化の島ならではの人と自然とか共生する海のモデルづくりと、宇検村観光振興計画に基づく地域振興のモデルづくりを2本の柱としております。持続可能な海の利用と生物多様性保全回復を実現するとともに、そのプロセスと効果を地域資源として観光業や商品開発に活用し、地域コミュニティと文化の継続を目指すものであります。令和5年度は調査とプランニング、観光サービスの体験モニターを事業内容としており、3月末には報告書が提出されます。既に、各集落や漁協、事業者、他関係者への聞き取り調査は終えて、まとめの段階であります。体験モニターについては、来週平田集落で干潟の貝のモニタリングと集落歩きを体験ツアーとして実施する予定であります。

焼内湾内は全域に漁業法に基づく共同漁業権が設置されていますが、国立公園エリア外で天然記念物等のその他生物多様性保全に資する保護組設定されていません。各集落で異なる特性を持つ海域の自然と、生物多様性を明らかにするプロジェクトを来年度も引き続き実施し、人と自然との共生する海の実現に努めてまいります。

次に、2点目の観光客の増加が言われているが、コロナ前と比較して令和5年度の観光客数の増減はどのようになっているのかとのご質問ですが、奄美大島の入込客数の動向については、令和元年までは毎年増加傾向で推移し、令和元年が53万349人で、新型コロナウイルス感染症による世界的な規模のパンデミックにより令和2年は31万3,838人と大きく下落しました。令和4年まではコロナ禍の影響が続いていましたが、41万4,798人と客数は回復傾向となっております。宇検村内の指定管理宿泊施設を見ますと、令和3年度に比べ4年度は1.89倍と宿泊のベースが増加しており、この現状から令和5年度はさらに増加していると予想しております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

いろいろありがとうございます。まずは農業振興の農大とかの就職説明なんですけど、その辺の、行ったことでの手応えはどうだったでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

質問にお答えします。農業大学や県が主催する就職、就農説明会、これは宇検村としての新規就農者の参入に向けた取り組みとして、今までそういった説明会に参加するということはなかったんですが、5年度から新しい取り組みとして、その説明会でのブースを設けることにより、農業大学にも宇検村としてそういう人材を探しているというアピールにもなりますし、県が主催する説明会でも、ブースを出展した法人が14、そして市町村等公社が17と、合わせていろんな団体が参加しています。その出展した関係者と情報を交換したりとかしながら、ほかの市町村の取り組みとかを宇検村のほうに取り入れていくという形で効果が出せたらと思います。先ほど村長も述べましたが、農

業大学での説明会では、3名の学生が話を聞きに来たということで、こういった活動は始めてすぐ効果が出るというところは、なかなか難しいところもあると思うので、引き続き継続して続けていくことが、その中から1人でも2人でも宇検村で農業をしたいという方が出て来てくれたらという思いもあって、事業を継続していきたいと考えます。

○5番（肥後充浩君）

その説明の内容で、就農だけなのか、それとも就業しながら、ここで宇検村で生計を立ててやっていけるような、どういった内容のその募集の仕方、説明の仕方をしたのか、その内容をちょっと教えてもらえませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

内容につきましては、5年度宇検村で考えていた新規就農者の取り組みとして、元気の出る公社が新しく開拓した農地を有効活用していただくということで、公社に地域おこし協力隊という形で根付きしながら、在籍をしながら、そういった遊休農地を活用した就農に関する人材、そしてまた町村職員としての営農指導員としての人材の募集、この2点について説明をしております。

○5番（肥後充浩君）

私が考えていたのは、役場職員とか、協力隊とか、そういった形じゃなくて、実際に地元に来て、ここで農業をして、それで生計を立てて、少しでも人口が増えればいいかなと思っての話だったんですけども、今公社がやっているそのあれも、あとでもちょっとお聞きしたいと思っているんですけども、やはりそのタンカンの場所などは、10年契約で一応借りていると、前聞いたものですから、そういったのは、やっぱり10年だとちょっとあとの3年、4年は協力隊として働いてもいいかもしれませんが、そのあと残り5、6年しかないとなると、せっかくのものがパーになってくるんじゃないかと思って聞いているところなんですけども、ほかのところの就農説明会とか、そういったのは農地を何年かしたらあなたにあげますよとか、家も確保していますよとか、そういった形の就農というのが、就農説明会とか、そういったのが多いものですから、村としてもそういったのがある程度確保されての話かなと思ったんですけど、そういった話じゃなくて、あくまでも役場職員として採用して、校務員的な感覚での就農とか、就業の説明会と捉えてもいいんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

宇検村としましては、農業大学とかを卒業して、ゼロから農業を始めるところの関しましては、国としてもいろんな支援がありますが、かなりハードルが高くなる。もちろん学生の中で、そういうゼロから農業を始めるところに関して、宇検村の土地を利用してという希望があれば、それに向けたサポートというのは、今後また考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ、人口がこれだけ減ってきて、若い世代も自分で農業がしたいとか、テレビとか新聞とか読みますと、そういった方々もやはり増えてきていますので、ぜひ村としてもやはり1、2年かけて就農の、その役場職員とか、公務員とか、そういった形でなくて、単純に就農でできるような、そう

いったやっぱり後押し的なものをしてやらないと、現在の農家にしても、高齢化が進んできていますので、その辺もやはり考慮を入れながら、空き家対策も必要だし、よその人がせっかく来るようになって住む家がないとなると、やはり来れませんので、その辺も全体もひっくるめたような就農活動とか、そういったのも、やっぱり前面に打ち出すべきじゃないかと思うんですけども、その辺をまた検討しながら、ぜひ進めていってほしいと思います。また、就農活動はやはりこれは継続でないと、なかなか力になりませんので、ずっとずっと続けていって、就農や就業のことをPRしながら、こういった活動はぜひ続けてほしいと思いますので、要望として1、2年でやめるんじゃないで、5年、10年、あそこに行けば宇検村のこんな話が聞けるんだというのが浸透できるような方法でしたいと、してくださいと思っていますので、その辺はどうでしょうか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど公社のほうで地域おこし協力隊でということを申し上げましたが、その地域おこし協力隊の制度を利用することにより、その就農される方の家賃が補償されたり、その間の活動費というのがその中で見られるというところで、今話を進めています、もう宇検村のほうに移住されて農業をされたいという方がいらっしゃれば、もちろんそのことに対しての支援というのは考えていかねばいけないことだと思います。今、議員が言われたように、この取り組みも単年で終わるのではなく、継続して行っていくことが、そういった新規就農者の採用にもつながってくるものだと考えます。

#### ○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうにして、1人でも人口を増やすような施策の中にも入って行きますので、ぜひ続けていってほしいと思います。そういったシステムを、やはり作るのも必要ですので、ぜひその辺は要望としてお願いしておきます。

次に、ソバのことなんですけども、全体的にこの実証が2年ということでは伺ってますけども、2年したら3年目からはどういうふうにするのか、そういった全体計画を持っているのか、3年からは一般の方々にどれだけの面積を、こうやって広めていこうというような考えなのか、その辺は、阿室に何か少し植えるというのを、今回書いてあるんですけども、これは阿室地区と、やっぱり阿室地区でもやっぱり2年ぐらいの実証は必要じゃないかと思うんですけども、気候も違いますし、あの辺は潮風も強いので、そういったのですと、また阿室では2年ぐらいの実証実験が必要じゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年度に取り組みを行いました実証に関しましては、鹿児島県と民間のクボタを協力をいただいて、6年度と2年度にかけて実証を行っていきます。理想としましては、その年間の実証を基に農家の方が結果を踏まえて、ソバの農家となってもらいたいところにつながっていかれたらと思いますが、やはりそれぞれの農地、集落によって土壌条件だとか、排水条件だとか、いろんなところが変わってきますので、それに向けては役場も農地、公社が開拓した農地を活用するためにも、そうい

った取り組みが必要ではないかと考えます。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。それとその6年度、今年でその実証は終わるんですけども、来年度以降に農家に対して普及しなければいけないと思うんですけども、その辺で、やはり農家としても収入がなければ、利益がなければ、結局飛びつかないと思うんですよ、いくら説明しても。だから、そういったその辺の種まきから肥培管理、そして収穫、収穫に対しては、やっぱり機械化するのが必要だろうし、その高齢化の方々も入っていくはずですので、そういったときに、どれだけの面積があって、どれだけの収穫量があって、そしてそれに対して支出がどれぐらいになるというのは、ある程度示さないと、反当たり何トンぐらいあれば利益が上がってくるんだよというのを示さないと、農家はなかなかこれに入っていくかと思しますので、その辺の計算とか、そういったのはできているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

本年度に実証を行いました芦検地区の圃場に関しましては、20aで155kgの種を収穫しました。それが実際、どれだけのお金になるかというのは、製粉の仕方や、その製粉した粉をどういう形で提供できるかというところにつながってくると思います。そこに関しては、今年の実証結果として、今検討しているところでありますので、詳しい金額とか、そういった見込みの数字は、また農家に示しながら、普及を進めていければと考えます。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうやって今年6年度で、やはりそういった実証実験の結果を表にして、そしてこれだけというので普及活動をぜひお願いしたいと思います。ソバというのは大島にはないですので、皆さん、あちこち聞いても期待しているところが多いですので、ぜひこれが成功するように、宇検村のソバがいつでも食べられるような形を、ぜひ取ってほしいと思います。

次に、干拓のしおあそびのことなんですけども、これは6年度でもう事業は終わりなんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

緊急浚渫債の土地改良施設に関しての浚渫工事、浚渫債としての事業年度は令和6年度で一応今のところ終了となっておりますが、県・国に問い合わせをしているところでありますが、今、はっきりとした回答はいただけてないんですが、我々も要望活動をすることにより、同緊急浚渫債で引き続き湯湾干拓以外のそういった施設に関しての浚渫も取り組んでいけるように、今後も要望を続けていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

そうすると、6年度において仮設道とか、そんなのを造ったり、それと浚渫の実際の浚渫というのは、そんなにたくさんできないと思うんですけども、6年度で事業が打ち切られたら、もうそれはそのまま止めてしまうという形になるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

6年度の予算で1億2,000万計上させていただきました。5年度の繰り越し工事として上げている分が約2,000万あるんですが、その繰り越し工事と6年度の予算を同じ、同じというか、近い工期で無駄がないように、そして貯水の量を止めない形で工事をするために、その予算を計上させていただいたんですが、今計画している湯湾潮遊地での土砂の量としては1万2,000立米を計画しています。その1万2,000立米を全て瀬戸内町の残土処分場に持って行くとなると、やっぱりそれなりの事業費がかかってしまうので、そういった土砂をどこに処分する、今、令和5年度、令和4年度の関して浚渫をした土砂は、湯湾の通り地区の手前のほうに土砂を置いた形になっておりますが、そういう場所があれば、その事業費も縮減ができる、縮小できるというふうに考えます。この1億2,000万でできないものに関しては、7年度以降にこの浚渫債を使えることが継続すれば、引き続き連続で行い、もし6年度で終るのであれば、その事業費の中でどれだけその目標に近い土砂を取り除くことができるかというところを考えながら、発注を計画していきたいと思っております。

#### ○5番（肥後充浩君）

事業費がなければ工事ができないとは思いますが、6年度で1億ちょっとの金で浚渫できる部分は、ぜひそうやって取って、少しでも泥を取ることが大事だと思っておりますので、その辺は。それで、その残土処理なんですけれども、今、通り地区を見ますと、3分の2以上のところに土のうを積んで捨てているんですけれども、今、なし崩し的にやはり泥がこうして流れて来て、周りの住民は、やはりあの池が堰き止められて、周りが溢れたらどうするのかという話も、いろいろ心配しておりますので、その辺は何か、なったときにはすぐ対応ができるような形を取っておってほしいと思っております。でないと、急にあそこが上から流れて、何でというのを聞いて、私たちもちょっと聞いていないんですけど、です、最終的に残土がそれだけ金がかかるのであれば、捨て土場の赤土の捨て土場のところに仮置きとか、そういったのもまた考えてもいいんじゃないかと思っておりますので、その捨て土がやっぱり一番金かかっておりますので、それをもう一度また考えて、あとあと処分場ができたときに、そこにまた運ぶような形とか、やはりあれはある程度泥抜きしないと、水抜きしないと、多分残土処理場も取ってもらえないんじゃないかと思うんですけれども、その辺は瀬戸内にも持って行けないですので、役場として、やっぱりその辺は考えてお願いしておきます。一応、やっぱりとおりの方々も、あの辺も皆さん心配しておりますので、その辺もまた説明も何もなかったということでしたので、ぜひその辺はまた行って話をすることも必要だと思っておりますので、あれが完全に埋まるのであれば、ぜひそういうこともしてください。

次に、タンカンなんですけど、今公社でやっている。これは今後はどれぐらいで出していくつもりなんですか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

公社が遊休地対策として開拓した畑に対しましてタンカンを栽培しておりますが、令和4年と5年度にかけて阿室とヒログ地区を中心に、遊休地対策解消を行いました。6年度に向けて場所を地区を選定するに当たり、やはり開拓したところはそのまま公社が営農というか、栽培をするという形

をとっておりますが、その公社がやっぱり管理できる畑とか、そういった栽培に関しての限りがあると思いますので、そこは利用していただける農家の方の要望が高いところに関して、6年度は村対策事業を通して遊休地の解消を行いたいと考えています。

○5番（肥後充浩君）

その要望している農家に対しては、じゃ、公社が植えて整地してタンカンの木を植えて、はい、農家にしましたよと返すというような形になるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

遊休地解消対策としては、公社が村の単独事業として行っていますが、農地中間管理機構を通して、そういった国の補助を活用した取り組みというのもございます。ですので、管理している方ははっきりしている方、そしてそういった栽培計画が明確な方に関しては、そういった農地バンクの利用も進めながら、それに、そこに農地を集約するに当たって、どうしても登記名義人が追っていないとか、周りの農地との兼ね合いで環境保全的にも荒らされたままで、ほかの農地に影響を与えるという所に関しましては、今行っている公社の事業のほうで対策を行っていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

あまり、私が聞いたのは、簡潔にここに畑がありますから、じゃ、自分の畑は荒れていますから、ここにタンカンを植えてくださいと公社に頼んだら、農地バンクとかそういったのには、役場のほうで対応して、植え付けから全部、そこまでは役場でいままでどおりするという形になるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

管理者のほうで管理できる土地に関しましては、できるだけそういった管理をする、畑を使われる方に営農してもらおうというところが、やっぱり先ほどの新規就農とか、そういったところにもつながってきますので、それでどうしても活用できない農地に関して、またその公社の力を借りながら、少しでも利用していない畑を活用するという取り組みを行っていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

当分はそういった足かせがあるんでしたら、今まで、4年度、5年度があったように、公社もそのまま伐採して、そこを整地して植えて、管理するというのは、今のところはもう考えてないということですよ。その辺、どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

基本的には先ほど申したとおり、活用される農地を優先的に行いますが、今言ったように、新しく算入される方とか、規模を拡大されるという農家の方がなかなかいっしょらないという現状もありますので、そこはその公社の活動できる範囲を見ながら、事業は継続して行っていきたいと考えています。

○5番（肥後充浩君）

その辺ははっきりしてもらわないと、我々もいろんな人から農地をどうしようかと相談を受けたときに、公社にじゃ、10年間貸せばいいがなということが言えなくなりますので、その辺はやっぱりしっかりと我々も答弁をもらっておかねばならないと思っていますので、その辺はやっぱりそういった方針は、今のところ今までのような形ではないということですよね。それでいいですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今後も農家の意向や遊休耕作地の状況を見ながら、いろんな案を出し合いながら進めていくことが必要だと思います。

○5番（肥後充浩君）

それと、あと4、5年したら収穫時期に入るんですけども、タンカンが、今植えている280本のタンカンが収穫に入ると思うんですけど、その収穫についての対応とか、そういったのはどこでどうやってするのか、その辺は考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、植え付けを行っているヒログ地区に関しましては、新たに新規でそこを引き継いで行きたいという方がいらっしゃれば、その方につないでいく。そういったところも含めて、そういう方が見つからない場合は、公社に管理をしていただく、そういうふうに考えています。

○5番（肥後充浩君）

その判断をするのは、確か10年後だと思うんですけども、その10年の前に収穫ができるんですよ。だから、10年後の話では、公社が、する人がいなければ公社が引き継ぐかもしれませんが、10年の前にもう収穫が始まるわけですよ。だから、そのときはどこがどうやって対応するのかという話です。

○村長（元山公知君）

公社のいまタンカンのことですけども、その前に、例えばタンカンの収穫とか、タンカンが販売できるとなると、公社がそれを全部販売して、公社の収入に入ります。それは公社が経費をかけてしてありますので。その前に、例えば農家の方が自分たちがしたいと言ったら、それまでかかった経費を差し引いて、例えば物で納めてもらうとか、あとそういうふうにして、あとのその農家の方には譲りたいと思っています。今、その10年後は、例えばその10年後というのは、公社がタンカンを取って、かかった経費を10年でペイできるということで、10年間を借りてということで、ペイできるように、我々もちゃんとしたタンカンを公社として作っていかないといけないですし、それをしっかりと販売して、また公社もかかった経費分を回収しないといけないので、そのようなシステムづくりを。ですから、先ほど答弁したように、地域おこし隊が来て、そこをまたお試しで、例えばして、ここで、じゃ、自分がやってみたい、いけるというために、まずはその地域おこし協力隊制度を取って、公社に入ってもらって、公社でその管理をしながら、何かこう、するようなことをすると、またもっと来やすいのかなと思って、先ほどそういうふうな説明会でしているという話をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。そこは分かったんですけど、またこれの、成ったミカンが、タンカンがふるさと納税にして、多分使用できると思うんですけども、今年のふるさと納税で、一般の農家に頼んでいるはずなんですけども、どれぐらいの量で、280本のタンカンが出てくると、そういった農家は今までふるさと納税で取っておった農家を排除して、ある程度この公社のやつを先に出さないといけなようなあれにならないかと思っているんですけども、その辺の見通しはどう思っていますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ふるさと納税の返礼品として、タンカンやパッションなどはすごく人気の品目となっています。今のこの次期は来年度のタンカン、そして6月出荷のパッションを返礼品として扱ってしまして、農家の状態的には頭の打ち切りというか、あまり量が確保できないので、今はちょっと需要に対して供給が追いついていないという、そういう状態です。今後、公社のタンカンがどのような量が取れるのか、そこはちょっとまだ私も把握はできてはいないんですけども、ふるさと納税の返礼品として、また農家同士が競争して出荷をするような、そういう市場というか、市場になるのも、またふるさと納税のシステムではいいところなので、そういうことを利用しながら農家の発展につなげていけるような仕組みづくりを、農家の皆さんと企画サイドも一緒に話し合っただけ進めていければと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうやって農家をいじめないような公社にしてください。

○村長（元山公知君）

肥後議員のおっしゃるように、決して公社がたくさんできたからと、今の農家さんに不利益が及ぶようなことは、決して考えてもありませんし、しませんので、はい、公社はこれはまた別のルートをしっかりとまた考えていきたいと思っておりますので、それをご理解いただければと思います。

○5番（肥後充浩君）

まだ質問は途中だったんですけど。次に、防災についてですけど、なぜ役場後ろの湯湾大柵線と、その上大久保線が通行止めになってまずいかというのは、この前の災害の津波のときに、ここは年寄りの方々、湯湾の方々、ここに登って避難しているんですよね。それと大概の方々が、車の方々は大柵線のほうに行って、車で避難していました。ですので、その避難場所、避難経路を、やはりはっきりと示して、そして村民にも何月何日から何月何日まで通行止めだよというのを、はっきりとさせてもらわないと、いざ災害になったときに、逃げる場所はどこに逃げたらいいのと、あそこは通行止めであるというふうにならないためにも、ぜひその辺は役場はちゃんと配慮してもらいたいんですよね。そこでその辺の考え方をお聞きします。どういうふう考えているんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この湯湾岳に登るところは、確かにトンガ海底沖の地震のときに避難場所として使われたところ

で、非常に大切なところであります。その周知ですが、一応、全体的な周知としましては、防災無線等、あとホームページ等ではございます。ですけど、言われるように、普段車で利用される方は、それを見て、ああ、行けないなとか思うかもしれませんが、一般、普通に生活されている方は、普通は湯湾岳に登ることはありませんので、あまり意識しないと思います。ですから、その避難場所としてそこは今使えませんよというのは、周知の仕方をもうちょっと考えていかなければいけないと思います。先ほどの答弁の中でも、施政方針の中でも防災訓練等で台風とかだけじゃなくて、今年からはですね、また能登半島の地震もありましたので、津波に対しての避難訓練も併せてしていくということで、村長が施政方針で述べましたけれども、その際ですね、車避難のこともうまく伝えていきたいと思っております。実際、昼間ですといいんですが、夜寒いときとかになりますと、この間も車避難が非常に有効でしたので、それを伝えていこうと思っております。その際ですね、この田検校区の周辺は津波のシミュレーションで言いますと、石原の向こうまでは来ないことに、シミュレーションではなっておりますので、石原のあの直線から先のほうには、相当数車も停められますので、あちらのほうに避難してくださいという周知を行ってまいりたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

車で避難される方はそれでいいかもしれませんが、やはり歩いて行く方、ここにはたくさんの方々があるいて、やっぱり避難していただきましたので、年寄りとか、車を持っていない方々は、やはり徒歩で避難するしか方法がありません。ですので、その方々たちを、じゃ、どこに役場としては、そのときは多分消防団なんかも出るだろうし、そうやってどこにどうやって避難誘導するのか、その辺のやはりもう一度考えてもらわないといけないんじゃないかと思っております。このこの工事が何月何日から何月何日までは通行ができますよ、何日から何日までは通行できませんよというのがはっきり分かれば、そういったことも簡単にみんなに周知できるかと思うんですけども、やはり最初から最後まで1年間通れませんかとなると、ちょっと話がまた違ってくると思うので、ですので、さっき聞いて、いつ頃からいつ頃、工事発注に対しまして、その内容を見れば、今、この区間だけはどうしても通行止めにならなければならないという、その工事のやり方と、それから、一時通ってもいいよ、みたいな、そういった工事の仕方がありますので、ぜひその辺をやはりもう一度県と打ち合わせて、防災面もありますから、災害避難の場所としても、やっぱりその公園は最適な場所ですので。それと、その時期は未定となっておりますけども、工事区間は、その辺は未定なんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

議員がおっしゃるとおりで、避難道として一番大事な道だと思います。時期に関しては県の聞き取りによりまして、未定という答になっております。

○5番（肥後充浩君）

その辺もやはり村として打合せをちゃんとして、発注してない時期はあるはずですので、何年間

も継続して発注するというのは、なかなかないはずですので、発注機関がちゃんと分かっていますので、その中で発注から工事までの間に1カ月間ぐらいは準備期間とか、そういうのがあるから、その間は通行はオーケーなわけですから、ですので、その辺はやっぱりきっちり事務所と打ち合わせて、また周知を集落にもしてほしいと思います。それとまたやっぱりこの全体計画はどこに行ったら見れるんですか。図面的にここからここまで工事しますよとか、そういったのはやっぱり全体計画的なのはあるんですか。その全体計画は期間もあるんじゃないですか、何年までとか。

○建設課長（栄 平四郎君）

県の全体計画、この急傾斜地の全体計画ですが、役場の入口の元スタンドがあったところから役場裏までの220mになります。図面等はまだ県のほうは出しておりませんが、事業期間といたしまして、計画から入りますと令和3年度から、見込みでよろしければ終了は令和8年度となっております。

○5番（肥後充浩君）

それと部連古志線の、あれは現在はもう通れませんよね。やはり私が思うには、前も何度かあそこに手は入れていると思うんですけども、やはり車が通るような形にだけは、全面完了とか、そういったのは望んでいません。ただ、やはり車が通って、避難路として逃げて行けるような、そういった道路をしてほしいということで、向こうはクロウサギとか、あんなのも出沒して、観光道路としてもできるんじゃないかなと思っていますので、ぜひそういったのは通れるようにだけはいきないんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

以前、道路の中間部で横断側溝があったんですが、そこも直しましていたところ、また山から崩れがありまして、道がちょっと今、ないところがあります。それで、今現在では村道として計画としてはいいんですが、県の令和4年度から令和14年までの奄美大島地域森林計画書が公表されておりますが、その中に林道して整備をしていくと、いこうという計画を、今持っているところであります。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうに、せっかくあの道路が通れないということは、ちょっとまずいと思いますので、ぜひそのように努力をしてほしいと思います。

それと、里海づくりは、これは何年まで続ける予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この里海づくりプロジェクトを始めたのは、イオン環境財団さんから寄附金をいただいて、それから着手したものです。世界目標として陸域、海域の約30%、そちらを生物多様性にする地域として指定をして保全をしていくというのが打ち出されています。宇検村の海の環境を見るとき、すごく生物多様性に富んだ保護にすごい匹敵するところなんですけども、宇検村は暮らしの中で生活領域として、海とずっと親しんで利用をしてきたというそういう歴史もありますし、実際今、現状も

そのとおりだと思います。国が30%のこの保護地区枠の海の海域やけうち湾、ここをしましよという提案もいただいているんですけども、そこには規制がかかってくるので、宇検村がどうい  
う方向で、村民がどうい  
う方向で海を利用したいかという、その方針というのを打ち出すのが大事  
ということで、宇検村の里海づくりプロジェクトというのは、今年度は村民の意見、漁協の意見、  
そして生業としてるそういう漁民の意見などをとりまとめて、来年度以降はしっかりとしたまた地  
域づくりという部分で、5年をめどに計画をしていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

最後。ありがとうございます。その名前もまた宇検村に則したような名前を、またプロジェクト  
名を作ってもらって、ぜひ海を生かすようなことをしてもらいたいと思います。あくまでも要望で  
すけども。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の開会は1時10分とします。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後 1時15分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、倉本富夫君。

○1番（倉本富夫君）

場内の皆様、こんにちは。令和6年第1回定例会一般質問に先立ち、一言所見を申し上げます。年  
始から能登半島地震で多くの人々が犠牲となりました。改めて自然災害の怖さを実感した年始とな  
りました。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。村内では、コロナ、インフルエンザと  
感染症がたびたび流行しているので、村民の皆様におかれましては手洗いうがいなど、感染症対策  
をしっかりしていただき、今後も病気なく、日常をお過ごしてできるように気をつけていただき  
い。また、以前より活発に行事ごとが行われています。私もスポーツ少年団のマテリアサッカーチ  
ームの子供たちと仲が良く、練習をよく見てきました。彼らが低学年の頃にボールにだんごのよう  
になっていた頃から見えています。高学年の今になってはシステムを理解してオフense、ディフ  
enseをしっかりして試合をする姿に、試合をする姿を見て、とても感動しました。子供たちを見  
て元気をもらい、今後も子供たちのためにも、より良い村をつくっていく手伝いをしたいと思いま  
す。

では、通告に従い一般質問を行います。

まず、農業振興についてです。1、鳥獣被害に対して今年度のおおよその被害額と現状、現状の対  
策、また今後の対策はどう考えているのかお聞きします。2、宇検ブランドタンカンの生産、出荷状

況はどうなっているのか。3、サトウキビの今年度の概算の生産収量、収穫量と村が考えている今後の課題をお聞きしたいと思います。

次に、子育て育児についてです。1、阿室・田検保育所の入所状況と今後の見通しをお聞きしたいと思います。2、現在実施している子育て支援の現状と課題をお聞きしたいと思います。3、Iターン、Uターンに力を入れていますが、住む環境、住宅の状況をどうなっているのかお聞きしたいと思います。

これより先は通告席にて再質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの倉本富夫君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。それでは、倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての1点目の鳥獣被害に対して今年度のおおよその被害額と現状の対策、また今後の対策はどう考えているのかとのご質問ですが、鳥獣被害に対して今年度の被害額に関しましては、現在、聞き取り調査を行っている段階であります。昨年度に比べて増えていると報告を受けております。現状の対策に関しましては、鳥獣対策資材購入補助金による電気柵、ネット等の資材の購入助成を行っております。また、鳥獣被害対策実施隊による被害報告箇所での防除及び駆除も行っております。そのほかイノシシについては有害駆除の実施、カラスにつきましては年間を通してカラス捕獲機の稼働を行っております。今後の対策に関しましては、現在稼働していないカラス捕獲機の設置及びサトウキビ農家等への殺鼠剤購入助成の検討を行っていきたくと考えております。

次に、2点目の宇検ブランドタンカンの生産、出荷状況はどうなっているのかとのご質問ですが、今年度も昨年度同様、宇検ブランド確立事業を実施しており、現在は委託選果を通した村独自デザインのだんボールの配布を行っております。本事業対象の委託選果を通したタンカンの現時点での概算実績は8.1 tであり、奄美大島全体では裏年傾向にあるものの、本事業による成果が表れているのではと考えております。

次に、3点目のサトウキビの今年の概算生産収穫量と村が考えている今後の課題はとのご質問ですが、今年のサトウキビの概算の精算収穫量は約350 tと見込んでおります。村が考える今後の課題としましては、生産農家の高齢化や減少と、今年度顕著にみられたネズミによる害獣被害対策などを図り、機械導入による農家の労力軽減、精算奨励金等の助成も継続して行って行きたいと考えております。

次に、子育て育児についての1点目の阿室。田検保育所の入所状況と今後の見通しはどうなっているのかとのご質問ですが、令和5年度の入所状況であります。阿室へき地保育所が5名、田検保育所が61名の園児が通所しております。3月から4月にかけての転入転出による入所・退所申込みが予想されますが、2月末日までの申込みは、阿室へき地保育所が3名、田検保育所が41名の入所申込み

が提出されております。

次に、2点目の現在実施している子育て支援の状況と今後の課題はとのご質問ですが、第2期宇検村子ども子育て支援事業計画を令和2年度の策定し、地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金、だれもが笑顔になれる村宇検を基本理念に子ども子育て施策については、妊娠期、乳幼児期からおおむね18歳未満までの切れ目のない支援を進めてまいりました。今後、少子高齢化が進展し、年少人口はさらに減少することが予想されます。令和6年度は子ども子育て支援計画の見直しの年度となっており、本村のニーズに合った計画書の策定に努め、安心して出産から子育てができる村づくりに努めてまいります。

次に、3点目のIターン、Uターンと力を入れているが、住む環境、住宅の現状はとのご質問ですが、宇検村への移住希望の相談者数は年々増加しており、相談件数に対し住宅物件は不足している状況です。村内に点在する空き家を活用し、地域における定住を促進するため、宇検村空き家改修事業により、令和年度は3件の物件を改修し、引き続き来年度も活用が可能と判断される物件を対象に整備を行う予定であります。しかしながら、かなり老朽化が進み、状態の悪い物件が多く、事業費内で改修できる物件はかなり少ないと判断しております。現役世代の住宅不足は空き家改修事業だけでは追いつかないため、さらなる対策が必要であります。官民が連携した取り組みを行っている自治体を参考にしながら、新たな取り組みを検討し、住環境の整備に取り組んでまいります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○1番（倉本富夫君）

まず、農業振興のほうについて、カラス、イノシシ、ネズミのほうなんですけど、カラスの話は先ほども議員がやったと思いますが、やっぱり、今2基あるということで、今後また場所を変えて置きたいというような感じの話なんですけど、それ、集落の区長会の中とかで、集落というか、区長会の中とかで、一応、集落のほうに話を通して、設置する、設置してもらいたい場所があると思うので、そういうことをやったのかなというのをまずお聞きしたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

このカラス小屋の設置に関しましては、集落の区長会でというよりは農業委員会の定例会の中で、委員の方と話をしながら候補地の選定を、今設置しているところもそういう形で・・・ところではありますが、今から検討するところについても、農業委員を通して被害とか、実際、カラスが見受けられる場所の選定をしたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

農業者がカラスの被害を多分訴えると思うんですけど、やっぱり自分たちの集落のことなので、集落民を巻き込んでカラス小屋を設置して、大量にカラスがいるのでカラスを駆除したいというのを、やっぱり農業者じゃなくて、一般の人たちにも知ってもらえたほうが効率が良くなっていくと

いうか、置く場所も限られた場所じゃなくて、いろいろ場所とかも出てくると思うので、そういうのは一応やったほうがいいのかなと思います。今、カラスの小屋を維持管理しているのは、一応何名ですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

5年度におきましては、5年度途中まで宇検集落の圃場にあった分に関しては、その当時の区長さんをお願いをして、区長さんともう1人の方、2名で管理を行っていただいております。部連の村道に設置している分に関しましては、村のほうから1名の方に年間を通して委託をお願いをして、月にその報告を受けております。

○1番（倉本富夫君）

1名と区長さんということなんですけど、やっぱりそれも農業者が苦情を言っている。多分、カラスの小屋を設置して、その管理する方は狩猟免許課何かを持っていないとだめみたいな感じじゃなかったかな、だったと思うんですけど、やっぱり農業者の方がそういう苦情を言っているんで、農業者の方にカラスの小屋の管理をしてもらうというのが一番きれいな形というか、カラスがやっぱり減っていく一つの要因になっていくんじゃないかなと思いますけど、どう思いますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今議員がおっしゃったとおり、農家の方に直接被害がいくことが多いというところで、もちろん管理は村が委託した方に任せる形にはなるんですが、その捕獲の数も限られていますし、カラスを虐待させるというところに関しましては、設置から離れた場所をと、そういったところの対策についても、今後進めていくかということもありますので、そこは農家の方や、もちろん捕獲機を設置するときには、その集落の方にも理解をいただいて、村としての取り組みを周知したいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

猟友会の会員の方でも、高齢者になって、ちょっと猟に行けないという方とかも結構いると思うので、そういう方にもお願いして、小屋の管理とか、そういうのもまたカラスをちょっと減らしていけるような形でやってもらいたいなと思います。その猟友会に関してなんですけど、現在、猟友会のメンバーが高齢化が進んで、大分、何だろう、大分高齢化が進んでいるんですよ。鳥獣被害とか、イノシシ、カラスがあるんですけど、そこの駆除をするにも、今現在、わなを持っている方が多数いるんですけど、猟銃のほうに関しては、もう本当に片手で数え切れるぐらいしかいないような感じです。趣味の領域とは言え、やっぱり高齢化でかける人とか、捕る人が少なくなると、やっぱり増えてくると思うんですよ。そこに対して、また何か村からちょっと趣味の領域ではあるかもしれませんが、鳥獣被害をなくすような形で何かできないかなというのを思っているんですけど、どう思いますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、猟友会の方も高齢化や現在活動されている方が減少されている

というところは、聞き取りのほうでも伺っております。今後またそういう皆さんからお話があるように、イノシシ、カラス、そしてネズミ等の被害というのは、年々増えていく傾向でもありますので、今後はそういった資格取得に関する村としての取り組みとか、そういったところも猟友会と話し合いながら進めていきたいと考えます。

#### ○1番（倉本富夫君）

猟友会のその話で、なんだったっけ、捕る人も年々少なくなってきて、鉄砲もなかなか自分も撃ててないんですけど、やっぱり捕り方が分からないとかいうこともあるので、猟友会とちょっと役場のほうとかがしっかり話して、今後、組合員を増やすとともに、また猟をする人は基本的なことは多分わかると思うんですけど、若手のメンバーにそういうことができるんだよというのを知ってもらって、興味を持ってもらって、猟友会じゃなかなかそういうことはできないと思うので、協力して何か新しく若い方たちも興味を持ってもらえるように、何かちょっとしてもらいたいなと感じます。あと、有害駆除の件なんですけど、今、猟期で有害駆除が出ていないという状態なんですけど、やっぱり有害の駆除のときは頭数がちょっと増えたりするけど、きょうきに入るとなかなか捕ってくれないという、多分現状があると思うんですよ。いろいろ組合、猟友会のメンバーに聞いてみたところ、ちょっとやっぱり猟期じゃお金にならないから、捕りたくないというのが本音なんです。そこを猟期にもちょっとやっぱり有害みたいな感じで補助を出してもらいたいなという話があったんですけど、それはどう思いますか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃった有害駆除は、今年の場合も6月から10月までの間の区間と限定し、11月以降は狩猟期間ということで猟をしていただくということにはなっているんですが、有害駆除の期間に比べて、そういう頭数が上がってこないというところもあります。しかしながら、サトウキビを生産するうえでやっぱり出荷に向けた冬の時期とか、そういったときにやっぱりイノシシの被害とかいうのを聞きますので、そこに関しては猟友会にお願いすることもあるんですが、実施隊の方に活動していただいているところもあります。ほかの市町村でもそういう有害駆除の期間に関しては問い合わせがあるようですが、今のところこの市町村も狩猟期間中の有害駆除は対応していないというところでもありますので、またそこは猟友会といろいろ話を進めながら、どういった形で鳥獣被害の防止対策をしていくかというところについては話を検討したいと思います。

#### ○1番（倉本富夫君）

ぜひ有害のほうを、猟期にもやってもらいたいなと思うのが本音です。集落の中も、やっぱり結構あちこち有害のイノシシ、病気シシとかが荒らしているというのをいろんな集落で聞きますので、そこでそれを捕ったらというのがあるので、そうですね、ちょっとそこを検討してもらって、ほかの市町村の話もあるかもしれませんが、宇検村が真っ先にそういうのをやったというのを、やったというか、やってもらいたいなというのがあります。

あと防鳥ネットのほうに関しても、一応補助のほうがあるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

防鳥ネットにつきましても、令和4年は1件実績があったと思います。

○1番（倉本富夫君）

イノシシの柵に関しては電気柵が今年2件、ネットのほうが2件という、多分イノシシのほうだと思うんですけど、一応やっぱり防鳥ネットのほうも、そうやって補助を出しているよというのを、カラスの被害が今年また多かったというのも聞きますので、イノシシだけじゃなくてカラスもやっているよというのを、やっぱり告知、周知、農家のほうに周知したほうがいいと思うんですけど、周知したほうがいいと思います。農業委員会や農業者の方にそういう周知というか、いろいろこういう電気柵が今補助で出しているよとか、その防鳥ネットとかも、そういうのも資材で購入したのを補助しているよとかいうのは、一応話はなされているんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

毎月行われます農業委員会の定例会の中でも、農業委員の方からそういった被害に対しての要望というのは上がっておりますので、その都度説明をしております。

○1番（倉本富夫君）

じゅうじ周知しているんでしたら、また農業委員会の方々から農家のほうに伝わると思うので、今後もそういうことがあるよというのとか、またほかに何か違う被害があつたりしても、そういう補助があるよとかいうのを周知していってもらいたいなと思います。

あと、次ですね、次、タンカンのほうに話移ります。一応宇検ブランドタンカンの出荷状況は、出荷実績が8.1tとなっているんですけど、提携農家さんの件数とか、あとその土地の広さとか、タンカンの木だったら何本とかいうのは、一応把握はしているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

5年度の出荷に関しましては、現在J Aのほうで取りまとめを行っているところでありますが、令和3年度のブランド協力金のほうで出荷をした方の人数は8人、すみません、令和3年度が8人、令和4年度が11人となっています。詳しい本数のところまではすみません、ここではちょっと把握をしております。

○1番（倉本富夫君）

やっぱりここも人数が分かっているなら、正確に本数とか、そういうのを聞き取りとかして調べていただいて、それで1本の木に大体何キロできるとかいうのが計算できると思いますので、そこからまたふるさと納税の返礼品にも使えると、使っていると思いますが、そこで正確な本数とか分かれば、また作って、生産されるキロ数も分かると思うので、そこら辺、やっぱり把握していたほうがいいと思います。今、いいと思います。今後もそういう農家さんを増やしていきたいのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今後につきましても、ブランド協力金は本年度も予算計上していますし、各種結果、またそうい

った講習会の中でも防災無線とかで呼びかけて、現在、話した農家の方々にも講習会の周知等を行って参加していただくように、村としてもお願いしているところではあります。

○1番（倉本富夫君）

ちなみにですけど、そのブランドの農家の方たちに、タンカン協同組合とか、そういうのも、そういう農家というか、協同組合のほうですね、の方も一応参加しているのかどうかというのを聞きしたい。

○産業振興課長（柳 栄治君）

生産組合のほうは作られていると思います。

○1番（倉本富夫君）

すみません、生産組合とか、協同組合とか、そういうのが入っているということなんですけど、やっぱりそこも農業委員会とか、村がちょっと少ない本数の人、家庭で植えているような本数の人たちにも声をかけて、協同組合を作ってもらって、そこからブランドに通してくれるというシステムも、今から大事じゃないかなと思うんですけど、そこら辺、ちょっとどう思いますかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今おっしゃったとおり、生産組合を通して宇検村のブランド確立というところに関しましては、いろいろな補助を投入したり、そういった方へどんどん先ほど申し上げたふるさと納税の返礼品とか、そういったところや、また農協の委託選果、そして共販に向け、選果場の利用を促すためにも、今個販でそれぞれで生産される方にもその組合に入らせていただくようお願いしているところではあります。

○1番（倉本富夫君）

ぜひそういうふうにして、みんなでそういうふうなのを作り上げていってほしいと思います。

サトウキビのほうに関してなんですけど、サトウキビ、去年と比べて大分生産のほうが減っていると思います。今年はずミのほうによる被害のほうも大きかった。年間窮鼠剤とか、そういうのも農家のほうに配布していると思うんですけど、そこもサトウキビを作っている生産者の方に、言ってみれば一斉防除みたいなのが、やっぱり一番効率が、はずミが減る原因だと思っているんですけど、そういうのを一応周知して、みんなで一緒にやってくださいとかいうような話は、農業委員会を通してとかでもいいですけど、村のほうからそういう話をしたりとかしましたか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

サトウキビに関しまして、先ほど村長の答弁で350 tと申し上げたのは、2月末での数字を宇検農産のほうから聞き取りしております。また、正確な数字は収穫が終わった段階で上がってくるとは思いますが、例年同様ではないかと考えております。今年、そういったイノシシやはずミの対策により減少したというところも考えられますので、その防除につきましては現段階で一斉に行うというところの話は、今まで農業委員会とか、そういったところでは出ておりませんでした。また、今

年そういった被害が増えているということでもありますので、今後の対策としてどのように取り組みを行っていくかというところは、話し合いを検討を続けていきたいと思えます。

○1番（倉本富夫君）

イノシシのほうは柵をすれば止まります。ある程度止まります。でもネズミのほうに関しては、本当にどこから入ってくるか分からない。一つの畑が窮鼠剤をまいたとしても、ほかの畑をまいてなければ、そこからまた窮鼠剤が切れた頃に増えて、その畑に入ってくるというような状態が多分続きます。続くと思えます。なので、それもやっぱり農家の力、協力を得てサトウキビを作っている方全員に、こういう形で1回一緒に、全部一緒に駆除をして、月に1回でも窮鼠剤、まいてくれるようにとか、生産高を上げるためにですね、そういうことをしていったほうがいいと思えます。今年も種キビのほうは、新規のサトウキビを畑をする方とかは、今年もいらっしゃるんでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、収穫をしている段階ではありますが、新しく今年から始めるという方に関しては、まだ情報をいただいております。先ほど阿室の遊休地対策として、開いた土地に関しましても、今後、サトウキビの植え付けなども検討しておりますので、そういったところで、今公社が行ってはおりますが、まだ活用されていない用地もありますので、いろいろ情報を皆さんに流しながら、一人でも多くの方に生産を増やしていくような形が取れたらと考えております。

○1番（倉本富夫君）

ぜひサトウキビに関しては、主要作物の一つなので、生産者を増やして作る人もだんだん高齢化してきている中なので、頑張ってもらいたいと思えます。種キビとかも一応毎年圃場で作って、公社に作ってもらってやっているとすけど、種キビとかも今年出す予定なんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨年度に引き続き公社と話をしながら行っていく予定ではありますが、また、そういった農家の方に関して、どういった形でやっていくかというところは、いろいろまた課題もありますので、今後、公社のほうとも話し合いをしながら農家の方に周知をしていきたいと思えます。

○1番（倉本富夫君）

機械化で種キビのほうも自動で植える機械がありましたよね、ありますので、管理もほぼすることなく、サトウキビが今作れるような宇検村状態なので、そういうのをやっぱり高齢者の方にも空いている畑とかを使ってもらえるように、空いている畑というか、今まで使って、もうちょっとできないからという人たちも、ちょっと耕耘してサトウキビを作れば、何だろう、畑も荒れないですし、その方の収入にもちょっとでもなるといいかなと思えますので、そういう話をまた農業委員会の方々とも話して、広めていってもらいたいと思えます。

次に、子育てのほうに関してです。子育てのほうなんですけど、阿室保育所、田検保育所と今年の申込みが3名で、田検保育所が、これ全体での話ですね、41名となっていますけど、このまま阿室

のほうは3名となっているけど、今後、またどうやっていくというか、ニーズがあればやっていくと思うんですけど、これが1名になってもやるのか、少なくなってもですね、どう考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○村長（元山公知君）

倉本議員の質問にお答えします。このへき地保育所の問題は、本当にまたデリケートな問題でもあると思いますし、今、必ずへき地保育所には2名体制で職員というか、行っています。それで、やはり今、今後、来年度の通所予定者が3名ということで、3名に対して2名、今後、今議員がおっしゃったみたいに1名になった場合はどうするのかといったときのことも、今後は地域の方々、保護者をはじめ地域の方々としっかり協議しながら、何年後にはこういうふうになったらどうしますというか、そういうふうな形でいろいろ検討を進めていきたいと思っております。

○1番（倉本富夫君）

保護者の方もいらっしゃると思いますし、そこら辺、本当にデリケートな問題だと思いますが、何だろう、その今、入所している方々ですね、一応料金とかは、県とかそういうので定められた料金になっているんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

宇検村は保育料が無償ですので、3歳以上は無償になっていますので、払っておりません。

○1番（倉本富夫君）

3歳児無償なんですね。あと0歳児から2歳児までかな、の方々も、一応田検保育所のほうは預かって、預けていたりとかすると思うんですけど、そっちのほうは一応今、料金をもらっているということですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

0から2歳児は料金をいただいております。所得によって差はありますけど。

○1番（倉本富夫君）

所得割みたいな感じの料金となっているということなんですけど、今、子供の数も大分減ってきていると思います。今後また、子供が産みたいという方たちもいると思います。今まで保育所に通っていた方は、その金額を払ってきたと思いはするんですけど、今後、小学生に子供がいて、またちょっと新しく子供が産みたいという方たちも、やっぱり小学校のほうにお金がかかるから、なかなか踏んぎれないというか、次つくって生活できるかとか、そういう考えの方もいると思うんですよ。もうちょっと所得割だとしても、もうちょっと0歳児から2歳児まで、保育料が安くないかな、もし安くなったら、もうちょっと子供がふえたりしないかなとかいう、ちょっと思いがあるんですけど、どう思いますかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

ただいまの質問の保育料に関しまして、私がここで下げるとかいうことは難しいんですが、また相談も必要かと考えております。それで、役場としての助成金といたしましてですね、出産祝金が1

人につき5万円あります。入学祝金といたしまして小学校入学時には1人に対して5万円の支給をしております。あと子育て世帯の住宅助成いたしまして、公営住宅になりますけど、3名以上の子供がいるときには、規定の住宅料の半額を助成とかしております。また出産応援祝金といたしまして、妊娠届出の届時に5万円の祝金、また出産届のときの5万円の祝金ということで、助成金もしているところがございます。以上です。

○1番（倉本富夫君）

お金、育児子育て支援金という制度があるのも知って、出産祝金、入学祝金とか、いろいろあると思うんですけど、子供をつくりたいと思う、子供をつくりたいと思うというか、子供をつくって、やっぱり育てる環境というか、育児をする中で、いい環境が宇検村はあると思うんですよ。そういう制度があるというのも知っていますし、自分も。なんですけど、もっと子供を増やしたいと言ったらあれかもしれないですけど、何かもっとわいわいなければいいなという思いがあるので、0歳児から2歳ととか、そういうのを免除、免除というか、ちょっと金額を下げてやれば、もっとちょっと年長とか、上の子たちとかがいる方にも育てやすいというか、生活しやすい環境で増えてくるのかなと思いますが、村長。

○村長（元山公知君）

実際、倉本議員の今おっしゃっている0歳児から2歳児の援助の話は、全国でもいろいろそれを行っているところもあります。また、我々もいろいろ庁内でもその話の検討等、また今している途中でございまして、なかなかそれがすぐそうしようという話でいまいてないのは、いろいろとまた何と言いますか、バランスと言いますか、そういうのもちょっといろいろ考えながらやっているとございまして、もう少しまた検討する時間をいただきたいと思います。

○1番（倉本富夫君）

よろしく願います。あと、施政方針の中で、何だったかな、子育て、第2期宇検村子育て支援事業の見直しみたいなのがある、今年という話でしたけど、見直して、具体的にそういう話とか、そういうのを聞いてやると思うけど、どのような感じの、具体的にどういう内容なのかなというのを、ちょっと知りたいなと思います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

第2期見直しと書いてますけど、新たに作成ということで、保護者からのアンケート等を取りまして、こういうことをしてほしいとか、そういうアンケートを基に計画書を作成する予定であります。

○1番（倉本富夫君）

新しく作成することなので、今、奥さんを持っている方たちにも十分いいような感じで作っていただきたいと思います。

あと最後に、Iターン、Uターンの住む環境の話なんですけど、今年は一応3件改修作業をしたという話なんですけど、来年度からも一応何件とか決めてやる予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、来年度も3件を予定しております。

○1番（倉本富夫君）

それで1件にいくら使えるというような状態、1件にいくらという話で3件と言っているのか、全体でいくらあって、そのうち3件しようという話なのか、ちょっとそこら辺、まだ分からないのでちょっとお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

住宅改修につきましては、令和5年度に利用していた過疎地域に対する補助は、上限が400万の3件ということで、1,200万の中でそれぞれ流用ができるということで実施いたしました。しかしながら、かなり状態が悪く400万じゃ収まらないという物件が多くなったので、令和6年度は奄振事業で6割補助をいただいて、上限600万の3件、1,800万の事業費を今要求しているところです。

○1番（倉本富夫君）

今、集落内にも空き家がいっぱいあって、改修したいという世帯主というか、世帯主じゃないな、家主がいると思うんですけど、600万を超えたらそこは改修できないという話になってくるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

事業費の1,800万の中で流用ができるという事業にはなっておりますが、600万を超える改修という部分でいえば、新築であったりとか、いろいろまた検討しないといけない条件的、金額の上限という部分は、ちょっと検討してやっていかないといけないかなというのは、話し合いの中では検討課題とはなっています。

○1番（倉本富夫君）

今空き家になっているところを見ると、水洗じゃない、合併浄化槽じゃないというところがあると、そういうところが多いと思うんですよ。そこを2件に減らしても、2件は確実にとかいうのはできないのかなと思って、ちょっと話しているんですけど、やっぱり大体内地の方が来られて見るのは、水回り、トイレですね。トイレとか台所のほうだと思うんですよ。だから、そのほうにやっぱり大きなお金を使うと思うんで、そこを2件に減らしても、2件完璧に水回りをするとかいう考えはないのかなというのをお聞きしたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

この空き家対策、廃屋の撤去であったり、利用に関しても、空き家対策協議会のほうでいろいろ話を進めているところですけども、あくまでも個人の財産に公費をどれだけ投入をするかという部分の、そういう、そこが一番公費を投入して個人の財産を利用するという部分の収支バランスというのは、とても大事なところですし、ここは協議会を中心にしっかりと協議をして決定をしていかないといけない案件だと感じております。

○1番（倉本富夫君）

そうですね、言われてみれば。自分の思いとしては、やっぱり水回り、やっぱり内地から来た人、必ず水回りをするんで、そっちのほうをしっかりと引き渡してというのが、一番、ずっと住んでくれる環境になるので、それがいいんじゃないかなと思つての質問でした。今後もそういうのが増えてくると思いますが、何だろう、改修工事にかかった費用から、また何だろう、家賃とかそういうのも決めていかれるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

以前実施していた空き家対策、空き家改修事業につきましては、宇検村定住促進住宅として20年から25年間、家主さんと家賃を折半してという形で執り行っておりました。ですが、その間もかなり老朽化が激しくて、改修が必要、再度改修が必要という案件が出ていたので、現在行っているのは10年間の家主さんから無償貸与していただいて、それに対して改修を行い、管理に関する経費として家賃を村が管理をするというふうな仕組みを移行しております。それが10年無償貸与ということで、10年後は改修したその状態のまま家主さんにお返しをして、あとは家主さんが管理をしていただく、もしくは家賃として収入を得ながら人に貸していくという状態に移行していくという流れを、令和5年度からは始めておりますが、初めての試みですし、経過する中でいろいろまた課題も出てくるかと思えますけれども、こういう物件に関しては、その都度対策を講じながら、いい状態に仕組みづくりというのを進めていければと思っております。

○1番（倉本富夫君）

ぜひ今後また、その空き家とか借りる、改修したものを借りる方たちにとって、また家主さんとかにもとって、今後いいように、そういうのが進められるようにしていただきたいと思います。すみません、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、1番、倉本富夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は2時20分とします。

休憩 午後 2時10分

---

再開 午後 2時20分

○村長（元山公知君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、壽山新太郎君。

○2番（壽山新太郎君）

場内の皆様、こんにちは。令和6年第1回定例会にあたり、一言所見を申し上げます。まず、冒頭に石川県能登地方を震源とした大規模な地震と羽田空港での飛行機衝突事故にて犠牲になりました被災者の皆様方に対し、心から哀悼の意をささげますとともに、地震により被災され避難を余儀なくされている皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い

復旧復興を切に願っております。

さて、今年に入り最初の定例会でございます。この定例会においては令和6年度の当初予算を中心に、これからの宇検村の方向性を決定する重要な議案審議がございます。重要な議案はしっかりと審議し、議決機関である村議会と執行機関は対等な立場に立ち、相互に均衡を図りながら村づくりを進めてまいり所存でございます。今後も村民の皆様の声に耳を傾け、ともに協力しあいながら地域社会を盛り上げてまいります。引き続きご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして3点ほど一般質問を行います。

まず1点目に、農業振興について伺います。1項目めに令和6年度の施政方針の中で、新規就農者への支援や認定農業者の確保を目指し、農業の担い手育成に積極的に取り組んでいくとありますが、現在取り組んでいる事案及び今後に向けた取り組みについて伺います。

2項目めに、今般あらゆる種の鳥獣被害が深刻化しているのが現状でありまして、農家の方々をはじめ、住民の皆様方からも対策を強化してくれとの声が多く出ている状況でございますが、村当局としてのこのような声にどのように対応し、対策を講じていくのか伺います。

3項目めに、遊休農地解消に向けた取り組みでございますが、各集落を見てもみますと、解消に向けた取り組みに温度差が見受けられますが、今年度実施した遊休地解消に向けた取り組みは、どのような取り組みをしたのか伺います。

2点目に、商工業の振興について伺います。1項目め、高齢化に伴い、村内の商店、売店等の経営状況が大変厳しい状況下にあります。村当局はこのような事態を把握しているのか。また、このような事態に対し、今後どのような対策を講じていくのか伺います。

2項目めに、令和6年度の施政方針の中で、やけうちどんと券について、6年度は年間を通して使用できる商品券を発行するとありますが、村民の皆様方や取り扱い店舗に対しどのように工夫、周知し、取り組んでいくのか。

3項目めに、ネット社会が発展している現代では、キャッシュレス決済が主流になってきておりますが、村内の商店等に対するキャッシュレス化対策が必要となってまいります。これを踏まえた村当局のキャッシュレス化推進対策について伺います。

3点目に、高齢者移動支援策について伺いますが、少子高齢化が過疎化が進行する中で、高齢者の方々の外出、移動手段の確保については、近隣町村の共通の課題であると認識しております。従いまして、より一層の移動支援が必要不可欠となってまいります。今後利用者のニーズに合わせた新たな走行ルートは検討できないか伺います。

以上でございますが、あとは通告席にて再質問いたします。

#### ○議長（杉浦治俊君）

ただいまの壽山新太郎君の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての1点目の施政方針の中で新規就農者への支援や認定農業者の確保を目指し、農業の担い手育成に積極的に取り組んでいくとあるが、現状の取り組みと今後の取り組み状況について何うとのご質問ですが、まず、現状の取り組みにつきましては、国が実施している農業次世代人材投資資金の申請サポートやサトウキビの新規の農地へ植え付けを行う際の苗代の無償化や、JAあまみが事業主体となっている果樹経営支援対策事業を活用した果樹類の苗木導入に際しての申請書作成のサポート、小型ハウス導入補助事業による野菜類やパッションフルーツなどの栽培支援などを行っております。今後も以上の取り組みを継続し、新規就農希望者への個別サポートや農業委員会や農政担当者による巡回等を通して、農家の今後の意向把握、農地のマッチングなど、細やかな取り組みも並行して実施していく方針であります。

次に、2点目の鳥獣被害が深刻化しているが、村当局の対策を何うとのご質問ですが、先ほどの同僚議員にもお答えしたとおり、今年度の鳥獣被害の状況につきましては、現在、聞き取りの段階ではありますが、昨年度よりイノシシ、カラス、ネズミの全ての鳥獣において被害が増加しているとの、農家や住民の方からの相談を受けております。対策としましては、令和5年度において宇検村鳥獣被害防止計画を策定し、今後3年間で計画期間とした従来講じてきた被害防止対策や、今後の取り組み方針についての協議を行い、鳥獣対策資材購入補助金による電気柵、ネット等の資材の購入助成、また、鳥獣被害対策実施隊による被害報告箇所での防除及び駆除、そのほかイノシシについては有害駆除の実施、カラスにつきましては年間通してカラス捕獲機の稼働の強化を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の今年度実施した遊休農地解消に向けた取り組みはどのような取り組みを行ったのか何うとのご質問ですが、令和4年度より宇検村元気の出る公社において、阿室地区の遊休農地解消に取り組んでおり、令和5年度には阿室地区の学校裏手にある遊休農地約1.6haを開墾しており、今後は秋にソバの植え付けを予定しております。また湯湾ヒログ地区においては、令和5年度に約0.3haの農地を開墾して、140本のタンカンの植え付けをしている状況であります。

次に、商工業の振興についての1点目の高齢化に伴い、村内商店、売店の経営状況が大変厳しい状況下であるが、村当局としての対策を何うとのご質問ですが、令和6年度からは年間を通して商品券が利用できることによって、利用者もプレミアム分の金額だけお得に買い物ができることにより、購買意欲を高めるというメリットもあり、集客効果を向上させることにより、村内経済及び事業所、商店等の活性化を図るものとし、これまで以上に幅広い層に購入してもらえよう村民への周知を行っていききたいと考えております。

次に、2点目の施政方針の中で、やけうちどんと券について6年度は年間を通して使用できる商品券を発行するとあるが、どのように工夫、周知し、取り組んでいくのか何うとのご質問ですが、通年使用できるようにするため、資金決済に関する法律の適用を受けないよう、6年度からは役場で発行から換金までできるよう、関係課が連携して行うようにいたします。商品券の購入は、これまで同様地域の商店で引き換えできます。住民への周知は宇検広報、各家庭へのチラシで行います。こ

れまでとの違いを丁寧に周知してまいります。これまでのように年末期間限定のイベント的な購入意欲を促進する要素はなくなり、発行枚数が適当であるのか、不安はあるものの通年販売の効果として、これまで短期間に集中していた出費が分散されるため、これまで購入されていなかったより多くの村民に使用されることが期待されます。

次に、3点目の村内商店、売店のキャッシュレス化推進に向けた取り組みを伺うのご質問ですが、キャッシュレス決済サービスの導入は、現代の経済活動では必須であり、早急に対処する必要がありますと感じております。特に、村外や島外の消費者への利便性、購買意欲を促進するためにも導入は必要であります。しかし、キャッシュレス化に向けては、決済手数料などが発生し、売り上げ規模によってはメリットだけが生じるわけではなく、集落内の消費者を中心に商売を行っている商店においては、現時点では強く推進することが負担とならないか、慎重に判断したいと思います。そこで、令和6年度は、ケンムンの館の直売所でキャッシュレス決済サービスを試験的に導入し、利用頻度やキャッシュレスによる効果などを検証していく予定です。クレジットや電子マネーなど、幅広い決済に対応できるサービスを選択し、併せて端末の導入にあたってはセキュリティや店舗環境、機能性などを吟味し、ニーズに合った仕組みづくりに努めてまいります。

次に、高齢者移動支援策についての高齢者の方々に対する移動支援策について、利用者のニーズに合わせた走行ルートは検討できないか伺うのご質問ですが、宇検村内の公共交通関係については、宇検村地域公共交通会議において協議され、運行時間や運行ルート、料金などが決定されます。現在運行している2路線、宇検線と屋鈍線は主に高齢者が利用しており、その多くの方は診療所や役場、商業施設等が集中する湯湾地区を目的としておられます。その湯湾地区内の施設間移動を補填し、高齢者の利便性の向上を図るために3カ月間の実証運行を経て、令和4年10月にグリーンスローモビリティによる自家用有償旅客運送が開始されました。朝一便は経路定期型で運行し、それ以降はオンデマンド方式により、利用者の希望に応じて運行しております。公共交通の公平性からあらゆる要望に対応しかねる場合もありますが、今後も村民の利便性を重視しながら、可能な限り利用者のニーズに合った公共交通運営に努めてまいります。また、本村において宇検村福祉有償運送運営協議会要綱を定めておりますが、運営には至っていない現状であります。福祉有償運送などは、障害者や要介護者等を対象にNPO等の非営利法人や自治体が乗員定数11人未満の自家用自動車で行う個別利用サービスであります。運営を開始するには国土交通省の登録が必要となり、ガイドライン等の作成作業が生じます。今後、必要性に応じ関係機関等と協議を重ね進めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○2番（壽山新太郎君）

村長、ご答弁ありがとうございます。まずはじめにですね、新規就農者への支援並びに認定農業者の確保に伴います農業担い手の育成等の件についてでございますが、先ほど来、同僚議員がです

ね、担い手のほうは質問しておりますので、私はですね、違う目線で質問させていただきたいと思  
います。

就農支援者もですね、非常に大事な支援活動だと思いますけど、認定農業者の確保ともうたっ  
ております。認定農業者の確保等を目指すとうたっておりますが、まずはじめに、現在、宇検村にお  
いては認定農業者は何名いらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

申し訳ありません。現在、ちょっと手元に資料がありませんので、調べて報告をします。

○2番（壽山新太郎君）

農業委員会が示しているですね、ホームページで見た中では、多分13名だと思いますが、村内の  
ですね、今現在の農業従事者の方で、現在その認定農業者を目指して頑張っていこうという方がお  
られますでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

新規の就農者に関しましては、令和3年度を最後に、新しく参入されている方はいないという現状  
であります。奄美大島離島を含めた全体でも、令和4年度の新規就農者が27名、そのうち奄美大島本  
島の就農者は8名と、各市町村のその取り組みに関しては課題を持っているところではありますが、こ  
の8名の方に関しましては、奄美市や瀬戸内町の農業研修センターのほうで研修を受けた方がそのま  
ま新規就農になれるという流れができていているということを聞いております。宇検村としまして  
は、そういった研修センターのような取り組み方が現在できておりませんので、今後は研修センタ  
ーがないほかの市町村とも協議を行いながら、そういった宇検村で農業を新たに行いたいという方  
に関して、どのように取り組んで、そういった県とか普及所、試験場などの情報を正確に伝えて、  
新たな就農に向けての取り組みができる体制というのを、今後検討していく必要があるかと思いま  
す。

○2番（壽山新太郎君）

この認定農業者の認定はですね、多分これは5カ年計画を作ったりだとか、かなりボリュームが高  
い認定制度であると思っておりますが、この、もし認定農業者になったらですね、様々な支援策が  
あるんですよ。ですので、先ほど、同僚議員が担い手のことをおっしゃっていますが、担い手の件  
も大事、非常に大事なことであります。既存のですね、農業従事者に対する認定農業者の育成とい  
うか、推奨もほうもですね、関係機関と連携してですね、村のほうでもぜひ強化していただきた  
いと思います。

まず担い手の、次に、担い手の育成の件なんですが、先ほど村長の午前中ですね、中で、取り  
組みとしましては県の農大とうにおいて、そういう説明会等を行っているということでございます  
が、それはそれでですね、非常に大事な取り組みだと思っております。私はですね、また違う目線  
で考えているのはですね、外部から、例えば地域おこし協力隊ですか、の方を雇ってもらって、そ  
こからつなぐという、外部からのやつも非常に大事だと思いますけど、私の考えはですね、外部も

大事なんですけど、今宇検村の中でいらっしゃる若手というか、30代、40代、50代の方をですね、対象に、兼業農家でもいいんですよ、そういった方を兼業農家として担い手育成をする方向もありなのかなと考えております。そこが非常に大事だと思っておりますので、今、村内にいらっしゃる中高年の方々の将来に対する育成については、村としては何か対策は考えてないでしょうか。

○村長（元山公知君）

今、議員からありがたいお言葉をいただきました。ぜひそういう熱い思いがある方があれば、ぜひ役場に相談に来ていただいて、どのようにすれば自分たちはこういうふうな農地を、農業をやっているかというのを、相談にぜひ一度来ていただければと思います。しっかりとまた対応したいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

うちもですね、うちのことなんですけど、芦検のほうで30代、40代、50代を集めてですね、サトウキビの育苗を作っているところでございます。その中でもですね、やはり初めて農業に従事する若い子もいらっしゃるんですけど、1年半ぐらいなるんですけど、かなり農業に興味を持ってもらってですね、次はタンカンをやりたいとか、また別で野菜とかも今植えているんですけど、そういった若い世代がですね、ちよくちよく興味を持ってきてございますので、今、村長が答弁ありましたとおり、相談体制をですね、役場のほうでも設けてもらって、そういう育成もですね、大事だと思っておりますので、ぜひ対応方をよろしくお願いします。

次にですね、担い手づくりに関しましては、農業委員会の中でも非常に協議がなされていると思っておりますけど、その農業委員会の中でですね、担い手の農地の利用集積であったり、集約化についてですね、現状の課題とか、そういう協議を行っていると思っておりますが、その農業委員会の中でそういった担い手のことは、どういった協議をされているのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

農業委員会の中で行われているそういった対策というのは、先ほど午前中の答弁でも申し上げたとおり、農地集積をするにあたって、不在地主の方とか、登記が管理者が分からない土地に関して、今後、新しく農業を始めるうえで、やはり面積の小さい土地をいくつも点在して栽培するよりも、ある程度大きな農地として集約するほうが、農業をする方もしやすい。その集積化に向かって農地バンクの活用や、そういった管理者にマッチングをして、農家が使いやすい農地の提供というのを目指して話し合いを続けております。

○2番（壽山新太郎君）

農業委員会の方も身近な存在であります。我々もですね、農業委員会の委員の方と色々な情報交換をしてですね、農業振興のために、発展のためにいろいろ話し合っているところでございますので、そういった中身も含めてですね、より良い協議をしていただいて、関係機関とですね、農業振興の発展に努めていただければと思います。この担い手のところはですね、再三、同僚議員が質問しておりますので、次の質問にいきます。

続きまして、鳥獣被害の深刻化の問題でございますが、まずはじめにですね、鳥獣被害対策の実施隊員がいると思いますが、こちらは今何名で稼働しているのか教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

実施隊におきましては、猟友会に加入されている方が3名、そして補助として役場の職員でそういった資格を持っている職員が7名、計10名で活動しております。

○2番（壽山新太郎君）

例えば、各地区でそういう被害があったら、受付はどちらになるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

農家の方から産業振興課のほうに相談があれば、実施隊の方をお願いをして出動していただいております。

○2番（壽山新太郎君）

受付は産振課ということで了解しました。この実施隊のですね、出動実績は今年度、まだ締めていませんが、今分かる範囲で何件ぐらいの実績があったか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今年度の実績としましては、2月に2回出動しております。3月に1度出動しておりますが、今朝新たにまた相談がありましたので、今お願いをしているところであります。

○2番（壽山新太郎君）

2月に2回ですか。で今、受け付けがあると、それ以外はもう年間を通してなかったということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

4月から10月にかけては有害駆除のほうである程度駆除されている関係で、実施隊として役場に依頼があったのは2月、3月なっていると思われまして。

○2番（壽山新太郎君）

その有害のほうで、先ほどの同僚議員からもありましたけど、有害駆除が出ている間は、そういった報酬があるかどうか分からないですけど、実質年間を通して、実施隊が2月に2件しかないということなんですけど、年間を通して被害は深刻化しております。イノシシをはじめですね。実施隊を設定して、そこが機能しているかどうかというのが懸念されますが、そこはどういったご見解でしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

村としましては、実施隊のほうも要望があれば早急に対応できるように、実施隊の方と協議をしながら、対策を講じていきたいと考えます。

○2番（壽山新太郎君）

要望があればとおっしゃいますけど、これはなかなかこの鳥獣被害実施隊のですね、存在を知らない方も結構いらっしゃると思うんですよ。広報紙のほうで出動依頼の相談がある場合は対応しま

すよというのを、私は確認をしたんですが、なかなか村民にはですね、あまり知られていないような感じを見受けられます。これだけですね、深刻化しておりますので、広報紙だけじゃなくてですね、定期的に、例えばタンカンの時期でしたらタンカンの前に、こういった実施隊がありますよとかですね、防災無線を流したり、もっとそういう存在を示す周知を徹底する必要があると思います、その点に対しましてはどうお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員が言われましたとおり、今年もちよっと何月かはちよっとはつきり憶えてないんですが、広報のほうには掲載した記憶がございます。言われたように、広報だけでは周知がなかなか行き届いてないところがあるということです、防災無線やFMを活用して、地域の方にも周知していただけるように努めていきたいと考えます。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、周知を徹底していただきたいと思います。この鳥獣被害の対策実施隊の件なんですが、これは対象はイノシシ、カラス、今回ネズミがですね、大量発生して、サトウキビ農家の方々は大変ダメージを受けている状況でございますが、例えばネズミ被害で実施隊のほうに相談して出動する場合は、どのような駆除をするのか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ネズミに対する実施隊の出動というのは、多分今年行ってないと思いますが、そういった要望があれば、方法としては殺鼠剤を畑にまくとか、今いるやつをどういった形で圃場のほうから除外させるかという所に関しては、また実施隊の方と話をしながら、そういった方法も考えていきたいと思えます。

○2番（壽山新太郎君）

多分宇検村のほうでは宇検村鳥獣被害対策協議会というのが多分設けられていると思いますが、その中でもですね、相当、サトウキビのほうではネズミ被害が出ております。やっぱりそういった協議会の中でもですね、ネズミ対策にいたしましては対応のですね、協議をしていただきたいと思えます。このネズミ被害なんですが、そもそも去年ぐらいから大量に発生していると聞いておりますが、このネズミの発生ですね、そもそもの原因は、村当局として何だろうかとお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ネズミに関して急激に増えた理由としましては、ネズミを駆除する動物というか、生物が少なくなったとか、山というか、近隣でネズミが食べるような食物や、そういったものがなくて、それが畑に出て来ているということが考えられると思えます。

○2番（壽山新太郎君）

発生原因はいろいろあると思いますが、やっぱりノネコ対策、今事業をやっておりますが、ネコがやはり少なくなっているという関係もいろいろネットとか、近隣市町村のですね、担当者にも確

認を取ったんですけど、そういうネコがですね、やはり減っているという、天敵が要はないということですね。そういったのもありますので、今後ともですね、ネズミのほうは対策が必要と思われます。先ほども同僚議員のほうからありましたけど、この殺鼠剤ですね、そちらのほうをやはり補助していただいて、やはり一つの畑で駆除しても次の畑に移動して拡大しますので、やはり対策としましては一斉駆除のほうか、しかないと思っておりますので、役場主催でですね、音頭を取っていただいて、ぜひ各地区地区、サトウキビ農家、地区に対してですね、一斉駆除の取り組みをですね、ぜひやっていただきたいと思っておりますけど、そこ辺りはいかがでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

すみません、先ほどよりちょっとネズミに関しての実施隊の設置に関する規則というのは、ちょっと今確認をしたんですが、今の規則の中ではネズミに関して実施隊でどうするということは、特にうたわれておりません。ですが、農家の方からはやっぱりネズミに対しての被害の相談が増えておりますので、そこはまた実施隊の取り組みとはまた別の方向で、こういった形でそういった被害をなくすかということを検討していきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

そうですね、実施隊においては一斉駆除等は多分できないと思っておりますので、今、課長がおっしゃったみたいに、別立てでですね、そういう対策をしていただきたいと思っております。

鳥獣対策についてはですね、その一斉駆除のお願いと、その殺鼠剤のですね、公認補助、またこういったのをまたそういうサトウキビ農家の方々にもですね、周知をしていただいて、駆除の徹底方をひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、遊休農地の対象に向けた取り組みについても、これもまた被るところがございますので、単決にですね、お聞きしたいと思います。令和年度に向けた遊休農地の解消について伺いますが、ご答弁、前回のですね、議会の答弁の中でもありましたとおり、各集落のですね、要望等も踏まえ関係機関、また農家との情報共有も徹底し、解消に向けた取り組みを強化すると、前回の答弁でもうたっておりますが、この各集落の要望等があるのか、こういった形で要望を取っているのか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

公社の対策として、開拓を行ったのが令和4年、5年は阿室集落を行いました。集落としての要望というか、農業委員会の定例会の中で阿室の後はどこをしてほしいとかいう、具体的な話も出て来ております。そういったところ、ほかの6年度それ以降の圃場につきましては、また検討を行い、先ほど申したとおり、環境保全に影響がない、そして実際今管理されている方が高齢でできないとか、地主が不在で周りの方が困られている、そういったところを優先しながら、候補地を検討していきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

遊休農地解消の問題もですね、やはり宇検村の問題だけではなくて、全体的な各市町村もかなり

問題ということでやっておりますので、いろいろ大変かと思いますが、少しでもですね、遊休農地の解消に向けた取り組みをよろしくお願いします。

続きまして、商工業の振興についてでございますが、今回、経営者、村内の店舗、商店等ですね、高齢者になってきたり、後継者不足をですね、懸念をされますが、その点に関しましては村として何か対策がございましたら伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員の質問にありましたとおり、村内の商店、事業所に関しまして、高齢化やそこをまた管理するというか、時間の制限があったりとかで、集落の方の買い物に関して不便を感じている方はいらっしゃるという声は聞いております。我々の村としての考えとしましては、先ほど村長が申し上げたとおり、その商店、売店をどう活用していただくかという一番の対策として、商品券の活用を事業を継続することによって村内の方に村内商店、売店で需要をいただくというところに向けて取り組みを強化させるため、今年度年間を通した商品券の利用について検討を進めていっているところでございます。

○2番（壽山新太郎君）

どんと券の発売、どんと券の対応をですね、行って、そういった支援をしていくということであろうかと思いますが、年間を通してどんと券を発行するというのは、大変素晴らしいことだと思います。ちなみにですね、今年度発行したどんと券につきまして、どれぐらいの取り扱い高があったのか、分かれば教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年度に発売した商品券に関しましては、コロナ交付金のほうでプレミアム率を50%と補正を組んで計上したため、売り上げ枚数としましては、発売枚数が8万4,000枚です。売上額としては4,200万。そのうち換金があったのが99.7%ですので、ほぼ村内で消費されていると把握しております。

○2番（壽山新太郎君）

これ、村内で取り扱った店舗は何店舗ぐらいあったんでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

すみません、店舗数のほうは今こちらで把握しておりません。

○2番（壽山新太郎君）

それはあとで個人的にまた聴き取りしますのでお願いします。このどんと券の発売につきまして、村民のですね、方々の反響とかは聞いておりますか。どういった反響、良かったとか、ぜひまた来年もやってくれとか、そういったお声とかはありましたでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨年度のどんと券につきましては、プレミアム率も50%で、5,000円の商品券に対して7,500円で2,500円消費者のほうもお得をするという形で発売したため、発売期間を10月、11月に関しまして

は、枚数を限定して発売しまして、12月はもうどなたでも購入していいという形にしましたが、12月1日で全部売り切れた。その交換についても、ただいま換金率も99.7%でほぼ消費されたということで、村民の方にも喜んでいただいたんじゃないかと思います。

○2番（壽山新太郎君）

確かにですね、私のほうにもそういった大変すばらしいどんと券ということでお聞きしておりますので、村長の施政方針の中で6年度は年間を通じてやっていくというのでありますので、大変ありがたい事業であると感謝をしております。村民の方の反響もそうなのですが、実際、先ほど取り扱い店舗はあとで調べるということでございましたが、取り扱い店舗のですね、店舗の反応、反響とかは、聞いている範囲で構いませんが、そういう意見等がありましたらお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど言われました取り扱い店舗に関しましては、村内で51事業所となっております。51事業所です。各事業所からも、年末にかけて村内で消費される一般商品券が非常に多かったということで、反響と申しますか、効果のほうを高評価という形で村としても捉えております。

○2番（壽山新太郎君）

ありがとうございます。6年度は発行から換金まで、役場で全部一括で行うんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

発行に関しましては、商工会のほうに事務のほうを委託して、補助金という形でお願いしていましたが、今年は役場のほうで商品券を作成し、先ほど言った販売事業所のほうでも購入できる、役場のほうでも購入できるという形を取りたいと思います。換金につきましても、各事業所に役場に来ていただいて、会計で処理をし、役場のほうで決済をその事業所のほうに窓口払い振込のほうで対応していくというところを考えております。

○2番（壽山新太郎君）

その換金は担当課はどちらですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在のところ商工を担当しております産業振興課になります。

○2番（壽山新太郎君）

なかなか人数が少ない中で、こういう換金の業務までするとですね、かなりキャパのほうもウェイトが増えてくると思いますが、商店側からすると、やはり換金してそこで現金収入して、それを仕入れ代金として運用していくんですけど、この換金のですね、スケジュールを徹底して行ってですね、すぐ店舗側に迷惑かけないように、やっぱり店側はやっぱり現金化してですね、やはり仕入れの資金とかする必要がございますので、そこ辺りのスケジュール、換金のスムーズなあれは、ちゃんと計画できておりますでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在、商工会が行っている換金は、補助金という形で一旦全額商工会のほうに金額をお渡しし

て、商工会のほうで換金に來られた事業所のほうに、その商品券の数をその場で確認をして、現金と引き換えという方法を取っていると思います。役場になりますと、各事業所にその換金したお金を振り込みにあたって伝票を作成して決済をもらうという手続きが出てきてしまうため、どうしても当日では処理できなくなってしまう。先ほど議員の方も言われたように、換金する日を日にちを指定して、なるべく早く事業所の方にお支払いできるように、対策をまた検討していきたいと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

その換金、店舗側への説明なんかは、これからされるんですね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今回の議会の中で、予算として計上しているのは、昨年同様に商工会に補助金という形で予算を計上しております。その当初予算を編成した後で、どうしてもそういう村民の方の声や、現在発売しているどんと券の流れを踏まえた上で、6年度は役場で販売したほうが効果が出るんじゃないかという庁内の検討を行ったため、その予算を組み直して、村民の方に購買してもらうという手続きになっていますので、6月か7月を目標に、それまで庁内の中で先ほど議員が言われたような課題を一つ一つクリアしながら、また村民の方にも周知をしてして行って取り組んでいきたいと考えます。

○2番（壽山新太郎君）

大変すばらしい、宇検村にも経済効果でお金が落ちますので、店舗の方々並びに村民の皆様にもですね、丁寧な周知をしていただけて取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、キャッシュレス化に向けた取り組みでございますが、現在、村内の事業所及び村内の店舗はですね、何店舗あるかというのは聞きたかったですけど、今の村内の事業所、店舗において、大体何店舗ぐらいですね、このキャッシュレスを導入しているか、件数を教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

キャッシュレス決済、カード決済に関しましては、商工会で把握している事業所が、カード、キャッシュレス可能な事業所が10件ございます。

○2番（壽山新太郎君）

今、10店舗と申しましたが、未導入の店舗等に対しては、このキャッシュレス化に向けた協議とか、話し合いとか、そういったのは今現在、されておられるのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まだ未導入の事業所に聞き取りを行いました。現在の段階では需要が少ない、そしてまた手数料に見合わないという意見も聞いております。商工会としましても、数年前にキャッシュレス化に向けた説明会等も行っておりましたが、令和5年度に関しましては、そういった要望もないため、説明会も特に行っていないとの回答をいただいております。

## ○2番（壽山新太郎君）

キャッシュレス化に向けたですね、キャッシュレス化に向けた導入をする場合には、まず、端末機の導入費用だとか、あとブランド、VISAとかですね、ブランド側にある手数料とか、一番ネックなのがやはり決済手数料なんですよね。そういった様々な店舗側は費用があるんですけど、村として手助けをしていくうえで、その購入費用の端末機の補助なのか、支払い決済手数料はちょっと補助は難しいと思いますけど、どこあたりのところを手助けというか、助成、補助を考えているのか伺います。

## ○産業振興課長（柳 栄治君）

キャッシュレスに向けたレジ、電子レジの導入や、そういった端末の導入に関しましては、商工会のほうでそういった補助も、そういった事業があると聞いています。その事業所の負担がいくらかかる、それに対しての何割なのかとか、そういったところは聞いておりませんが、そういった商工会の補助を活用していただいて、それでもまた事業所やそういったところに負担が大きいということがあれば、またそれも今後どうしていくかというところを検討する必要があるんじゃないかと考えます。

## ○2番（壽山新太郎君）

なかなか村内店舗はお客の数もですね、限られておって、キャッシュレスを入れた段階で費用対効果が出る、そこがですね、一番ネックになってくると思います。大体、決済手数料が2.3%ぐらい取られるのが相場だと聞いておりますので、ただ単純計算で2.3%が決済手数料のパーセンテージでございますので、大体売上げを3倍ぐらい、3%の売上げをですね、維持できれば費用対効果というのか、その投資した分が回せるという状況になっておりますので、なかなか客数も限られている中で難しい問題でございますが、できるだけですね、観光客も増えておりますので、いろんな関係機関、商工会なり、関係機関と連携を取ってですね、1店舗でも多くキャッシュレスのですね、店を取り入れるようにお願いします。この件につきましては、第6次宇検村総合振興計画の中でも、多分主要施策として掲げていると思いますので、できるだけ早め早めをですね、対応方をよろしく願いします。

最後にですね、高齢者移動支援策についてでございますが、この件につきましては、様々な村民の方から、村民というか、高齢者の方々からですね、ご意見、ご要望を聞いていることございまして、今回質問をさせていただきました。ちょっと紹介をさせていただきますけど、隣りの大和村はですね、大和村の直行バス以外に村独自でですね、村内の各集落を巡回する移動支援車両きびきび号と言いますが、それをですね、独自に運行している状況でございます。これは高齢者等に対する移動支援だと聞いておりますが、大変ですね、すごい、素晴らしい事業であると思っております。内容につきましても、乗車料金につきましては、65歳以上の高齢者や障害のある方、また運転免許自主返納者並びに小学生未満はですね、無料となっております、その他の住民につきましては、一律の100円で乗車できるそうです。これがですね、すごいことはですね、ルートが国直から今里の

往復をですね、午前と午後1回ずつ走るルートでございますが、村集落の中をですね、例えば公民館だとか、売店等にもですね、停まるというところで、アクセス可能がですね、すばらしいところがございます。宇検村もすぐすぐこういったのを入れろというのは申し上げませんが、やはり少子高齢化が今から進みます。高齢化率もですね、上がってきますけど、大和村がそういった支援バスも出しておりますが、その点につきましては、村長、どういったご見解でしょうか。

○村長（元山公知君）

今、議員がおっしゃるように、大和村のきびきび号については、いろいろうわさ等というか、いろいろ話も聞いたりして、好評を得ているというのを聞いていますけども、今、我々は公共交通で、今島バスさんで宇検線、屋鈍線としての公共交通としてそれを今活用しております。今後また、このきびきび号のように、また大和村が直営でしているバスを導入するとすると、そこも全部ひっくるめての改正をしていかなければいけなくなってきました、村としての手出しの金額もどれぐらいなのか、やはりそのためにはそのぐらい手出ししてもそういうふうにするのかというのを、しっかりとまた協議していかないことには、一度そういうふう切り替えて、また島バスさんに走ってくださいとなると、今度はそれこそもっと大変なことになりますので、そこはちょっと慎重に考えながら、しかし、高齢者の移動というのは、やはり本当大切なことなので、今、我々がやっている公共交通の移動とか、またグリーンスローモビリティのオンデマンドのをやっていますが、それ以上にまたできることもありますので、そこはまたしっかりと、とにかく少しでも高齢者の移動に手助けになるようなことをまた考えてやっていきたいと思っておりますので、いろいろとまたご意見をいただきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

村長、前向きなご意見、誠にありがとうございます。

最後にですね、この村長の答弁の中で、宇検村福祉有償運送運営協議会要綱の中で、福祉有償運送とは、障害者や要介護者等を対象にと書かれておりますが、これは高齢者は入らないんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。福祉有償運送ガイドブックを見ますと、要介護者、障害者等となっておりますので、高齢者だけでは該当にならないと考えます。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

そうじゃなくて、高齢者もその中の要綱には入れられないんですかという意味です。高齢者もその中に入っていないかという。

○保健福祉課長（保枝力人君）

この福祉郵送運送の中では、高齢者というのは入れられないかと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

はい、分かりました。ありがとうございます。この移動支援対策はですね、今後、非常に重要になってくると思っておりますので、この支援バス、高齢者の移動支援対策につきましては、いろい

ろバスの運行であったり、先ほど私が言ったとおりですね、私の要望としてですね、ぜひご検討方をお願いを申し上げまして、時間がきましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど議員からありました宇検村の認定農家数は13件で間違いありません。

○議長（杉浦治俊君）

これで、2番、壽山新太郎君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 3時17分

令和6年第1回宇検村議会定例会

第 2 日

令和6年3月6日

令和6年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和6年3月6日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（通告順）

6番 吉永 常明 議員

5番 肥後 充浩 議員

1番 倉本 富夫 議員

2番 壽山 新太郎 議員

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 中田みゆき君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	柳百々代君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
企画観光課長	辰島月美君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

○6番（吉永常明君）

おはようございます。令和6年度第1回定例会にあたり、一言所見を申し上げたいと思います。元旦に発生した能登半島地震、2日に起きた日本航空事故で、亡くなられた多くの方々にお悔やみ申し上げます。そして災害に遭われた多くの皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れますよう願っています。

昨日、元山村長より施政方針が示され、今年度当初予算額40億円と、大幅な増額になっているが、その中身について、通告している一般質問の中から何点か伺っていきたいと思います。

まず最初に、令和6年度当初予算額40億円台で、前年より大幅な増額予算となっているが、主な事業と財源について伺っていきたいと思います。

2点目に、農業振興について、タンカン、サトウキビの前年に対しての実績を伺っていきたいと思います。

2番目に、今年は特に鳥獣被害が多いと聞いているが、状況と今後の対策について伺います。

3番目に、栽培実証をしたソバの結果と今後の取り組みについて伺っていきます。

3点目に、商工振興について伺っていきます。施政方針の中に、やけうちどんと券についての年間通しての使用を考えているとあるが、具体的に内容について伺います。

次に、交通基盤整備について、1番目に、県道曾津高崎線平田工区の完成予定を、2番目に村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の今後の予定について伺います。

次に、防災について、昨年6月に発生した線状降水帯による大雨で土砂崩れした県道、村道、河川の復旧状況と今後の取り組みについて伺っていきます。

6点目に、残土処理場の進捗状況について伺います。

最後に、村陸上競技場の大規模改修事業の整備について伺います。

あとは通告席にて再質問していきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの吉永常明君の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、吉永議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての1点目の令和6年度当初予算額40億円台で、前年度より大幅な増額予算となっているが、主な事業と財源について伺うのご質問ですが、6年度は前年度より6億6,000万余り増額になっておりますが、財源といたしましては地方交付税を対前年比1億円増、地方債を5億5,000万円増額した予算編成となっております。増額分の主な事業としましては、総務費で携帯電話エリア整備事業、農林水産業費で湯湾干拓浚渫事業、土木費で土砂処分場の設計委託費、港湾メンテナンス事業、教育費で陸上競技場大規模改修事業となっております。

次に、2点目の農業振興についての①タンカン、サトウキビの前年度に対しての実績を伺うのご質問ですが、タンカンに関しては例年より早い1月22日を収穫開始日と設定し、JA奄美果樹部会員を中心に周知を図りました。現在は9割方収穫は終わっているものの、データの取りまとめ期間につき、現時点での概算の実績となりますが、JA奄美へ共販、委託選果を通した令和4年産タンカンの実績が、共販8.6t、委託選果が6tであったのに対し、令和5年産タンカンの概算実績は、共販が7.3t、委託選果が8.1tであり、奄美大島全体は裏年傾向にあるものの宇検村に関しては前年より出荷トン数は増加していると想定しております。サトウキビの収穫量につきましては、令和4年度の386tに対し、令和5年度は概算で350tとなっており、今後も生産農家の規模拡大と機械導入による農家の能力軽減、生産奨励金等の助成も継続していきたいと考えております。

次に、②の鳥獣被害が多いと聞いているが、状況と今後の対策について伺うのご質問ですが、今年度の鳥獣被害の状況につきましては、現在、聞き取りの段階ではありますが、昨年度よりイノシシ、カラス、ネズミの全ての鳥獣において被害が増加しているとの農家や住民の方からの相談を受けております。対策としましては、令和5年度において宇検村鳥獣被害防止計画を策定し、今後3年間を計画期間とした従来講じてきた被害防止対策や今後の取り組み方針についての協議を行い、鳥獣対策資材購入補助金による電気柵、ネット等の資材購入助成、また、鳥獣被害対策実施隊による被害報告箇所での防除及び駆除、そのほかイノシシについては有害駆除の実施、カラスにつきましては年間通してカラス捕獲機の稼働の強化を図っていきたいと考えております。

次に、③の栽培実証したソバの結果と今後の取り組みについて伺うのご質問ですが、奄美大島において台風時期を回避し、年内収穫の可能性を検討した作物での秋まき栽培を実施し、生産においては気象条件等にも恵まれ、反収75kgを余る良好な結果となりましたが、ソバは気象条件に大きく左右されやすい土地利用型品目であるため、今後は複数の地域を選定し、比較検討を行い、安定した種の確保を最優先させることが必要かと考えております。また、生育に適した温度を確保したうえで、梅雨前収穫を目指した春まきの播種を2月の13日に行い、1週間後の2月20日に発芽も揃い、良好な生育となっております。今年度に行った二作での現地適応試験での検証が出そろったところで、今後の遊休農地解消に向けた土地利用再生型の品目として他地区でも地域の合意を形成しながら

ら検討を行いたいと考えております。

次に、3点目の商工振興についてのやけうちどんと券について、年間通して使用化を考えているとあるが、具体的な内容について何うとのご質問ですが、現在は商品券の発行から換金までを委託の方法を取っているため、資金決済に関する法律により使用期間が6カ月以内となっております。6年度からはかねてからの商品券通年使用の声を実現するため、役場で発行から換金までできるよう関係課が連携して行うようにいたします。商品券の購入と換金の流れは、役場が主となってきますが、商品券はこれまでと変わらず住んでいる地域で購入できますので、戸惑いはないと考えております。住民への周知は宇検広報、各家庭へのチラシ等で行います。商品券通年使用の効果としましては、これまで短期間に集中していた出費が分散されるため、これませ購入されていなかった方など、より多くの村民に使用されることが期待されます。これまでとの違いを丁寧に周知してまいります。

次に、4点目の交通基盤整備についての①県道曾津高崎線平田工区の完成予定はとのご質問ですが、まず、現在の工事概要としまして、平成22年度に事業を開始し、整備延長1,800mのうち約1,100mの整備が完了しております。全体進捗率事業費ベースですが、令和5年度末時点で約80%になります。直近では令和5年12月に平田橋の供用が開始されたところであります。

今後の計画としましては、令和5年度は主に平田橋付近の道路改良を実施し、令和6年度に平田橋付近の山切工事、法面工事を実施予定です。令和7年度以降は用地取得が完成した区間を整備する予定であります。予算及び用地買収進捗状況によりますが、完成予定は令和8年度を見込んでおります。

次に、②の村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の今後の予定について何うとのご質問ですが、まずはじめに、村道宇検船越線の今後の予定ですが、令和5年度第2回定例会でも同僚議員へお答えしましたが、平成27年度より社会資本整備総合交付金事業国庫補助事業に採択され、交通連携強化と産業観光振興支援による魅力と活力あふれる地域づくりを目指し、計画延長1,679m、幅員5mで、令和5年度までに宇検養殖場よりフノセ海岸までの約530mが完成している現況になっております。今後、宇検養殖場手前の直線部と法面部まで継続して行い、その後は通行や安全走行に支障のある急カーブ区間や海側路肩の崩落危険箇所の改良を順次行っていく計画であります。

また現在、昨年6月の梅雨前線豪雨時に法面異状が確認され、崩壊の危険があり通行止めされている80m区間については、現在調査中の結果が確定した段階で地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したあと、復旧工事に着手する予定であります。

次に、村道屋鈍曾津高崎線についてですが、本村の南西に位置する屋鈍集落と、瀬戸内町西古見集落を結ぶ重要な路線であります。宇検村側については、当初、未改良区間や未舗装区間がほとんどであり、梅雨時や台風襲来時において法面崩壊や路面状態が悪化し、通行止めとなることが頻繁にあり、緊急時の避難路や迂回路として地元からの改良工事への強い要望があり、平成28年度より事業に着手しております。事業経過期間としましては、平成28年度から令和7年度までの10カ年を計

画しており、今年度末までの進捗状況は、路線延長5,600m、計画変更延長3,150mに対し、完成舗装延長が1,490mで47.3%となっております。今後も避難路の安全確保を図るとともに、路線周辺の観光資源を生かした東シナ海西回り観光ルートにも寄与できるよう整備を進めてまいります。

次に、5点目の防災についての、昨年6月に発生した線状降水帯による大雨で土砂崩れした県道、村道、河川の復旧状況と、今後の取り組みについて何うとのご質問ですが、まず、村内県管理道路の災害箇所は9カ所、うち発注済が5カ所、河川4カ所、うち発注済はありません。残りの未発注箇所についても、今月中に発注する予定とのことであります。また、名瀬瀬戸内線の名柄から久慈間の地滑り災害と想定されている区間に関しましては、現在調査中の結果が確定した段階で、地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したのち、復旧工事に着手する予定とのことであります。

次に、村管理道路の災害箇所につきましては10カ所、うち発注済が9カ所、河川が3カ所、全て発注済であります。未発注箇所や台風6号による河川災害箇所の2カ所も含めて、今月中に発注する予定であります。また、湯湾大棚線2カ所、宇検船越線1カ所の地滑り災害と想定されている区間に関しましては、現在、調査中の結果が確定した段階で地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したのち、復旧工事に着手する予定であります。

次に、6点目の残土処分場の進捗状況について何うとのご質問ですが、現在の候補地へ概算数量把握のため地形把握調査が終了しております。宇検村に必要な残土処分規模としまして、現在の公共事業で発生する残土量を、年間2万 $\text{m}^3$ から3万 $\text{m}^3$ と想定し、自然環境保全の観点より現段階で大規模となる残土処分場にならないよう、今後の財政状況や将来の環境を予測し、約10年間対応できる規模の計画とし、全残土処分量26万 $\text{m}^3$ としております。令和6年度より各関係機関との調整や実施測量設計に着手し、林地開発行為事前申出書の提出に向けて進めていく予定であります。

次に、7点目の村陸上競技場の大規模改修事業の整備について何うとのご質問ですが、現在の予定では7月14日土曜日に開催されます第76回県体、第65回大島地区大会グラウンドゴルフ競技の大会が開催されますので、大会が終了したのち8月の末頃に入札を計画しております。そのあと、9月議会に工事請負契約の議案を提出させていただきます。完成の予定については1月末頃の完成を目指して進めてまいります。以上であります。

**○議長（杉浦治俊君）**

再質問がありますか。

**○6番（吉永常明君）**

この質問については、一般予算書が出る前に施政方針の中から質問をさせていただきました。そうした中で、とりあえず今年度の予算が40億円という、今までもない20%増の大幅な増額な予算で、こういう質問をさせていただくんですけれども、令和4年度の当初予算額が33億、最終的に昨日の補正額を入れて47億、と考えていくと、今年度当初が40億、年々多分補正を入れると大体5、6万ぐらいの補正が、大体通年にあるんですけれども、最終的に45、6以上になるかと思えます。去年ま

ではコロナの給付金とか、いろいろのものがあって、多分補正予算が増えていると思うんですけども、令和6年の補正額を含めて、大体行政側としてはどれぐらいの金額を予想されているんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

これは6年度のいろんな今までの流れの中で、6年度40億でスタートして、最終的にどれぐらいになるかの予想ということでしょうか。一応これは今、予算書、予算を上げていますので、予算どおり執行しようという考えで、もちろんあります。昨年度上がっているのは、昨年度までコロナの影響もあり、そしてまた災害の影響が相当あって膨れ上がっております。そういった中で、この予算以外の面で、新たな対処しないといけないことがあったら、もちろん対処して予算が上がるとは考えておりますが、一応執行していくうえにおいては、予算どおり執行していこうと考えております。

○6番（吉永常明君）

財源を見たときに、あとで施政方針のあとで当初の予算書が来て、ばあっとめくっていったら、村長の答弁の中にもありましたけど、前年と比べたら交付税が約1億ちょっと増えて、村債が5億いくらか、大体6億、そうすると大体去年の当初プラスその増えた分でやると、やっぱり40億近くなるんですよね。そうした中で、今度、今回村債が6億と、非常に前年と比べたら、かなり増えているんですけど、そこら辺の負担については、どういうふうに考えていますか。

○総務課長（原田俊昭君）

今回の事業、6億増えた中ですね、携帯電話エリア整備事業、あと緊急浚渫事業、これについては有利な起債がありますので、それに対応してまいります。陸上競技場の大規模改修事業につきましては、今のところ一般財源で、起債で計上しておりますが、起債も枠というのがありますので、そこら辺のところ、対応できない分は一般財源になるとは考えておりますが、一応、振興宝くじですか、そういったのも申請しておりますので、4月以降になると思っておりますが、その決定をもって約1億ですか、の宝くじが決まればですね、それを当てていきたいと考えております。また、起債のほう公正措置のいい起債でございますので、今の起債の残高を見てもですね、5年度最終的に返し終わったら、37億台に収まっていますので、今後も膨れ上がらないような努力をしていけばですね、大丈夫だと考えております。

○6番（吉永常明君）

課長のほうから起債の話が出たので、令和4年度の決算時で起債残高が一般で約38億、5年を入れたら37億ということだったので、まあまあ宇検村の財政規模で、その起債残高の37、8億というのは、宇検村自体が将来負担率もゼロですし、非常にいい傾向にあると思うんですけど、そこら辺については、起債残についてはどういうふうに考えておられますか。

○総務課長（原田俊昭君）

その点につきましては、4年度の決算においては、公債費の負担比率は8.5%ということで、県とかからですね、指導を受けるようなラインには至っておりません。16%を超えますと、県のいろん

な指導が入ってですね、予算組も指導を受けながらということになりますが、今のところは大丈夫と考えております。

○6番（吉永常明君）

また予算については、今回予算審査が明後日からありますので、そこの中でまた聞いていきたいと思っております。

次に、タンカンとサトウキビの実績なんですけれども、今年は裏年で例年としたらかなり少ないというふうに聞いていたんですけど、村長の答弁を見たら、タンカンについてはやや増えている。サトウキビについてはちょっと減っているんですけども、もう次の鳥獣被害も兼ねますけど、今年は非常にイノシシとカラスの被害があつて、両方の量が非常に少ないというふうに聞いたんですけども、答弁のとおりでしたら、そうでもないなというふうに思っているんですけども、そうした中で、次の鳥獣被害も兼ねてですけども、イノシシ、カラスの被害が非常に多いというふうに聞いているんですけども、そこら辺はどういうふうに課としては捉えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、吉永議員から質問があつたとおり、例年に比べてカラス、イノシシ、そしてネズミの被害が多いという相談は受けております。それで、令和5年度で鳥獣被害対策計画というのを策定しまして、令和3年度から5年度の被害額と駆除、有害で駆除した頭数、そういったものを算出しておりますが、頭数的には有害駆除で駆除したイノシシの数字は、2月の段階を例年に比べると減少している状況です。カラスにつきましても、令和4年度では39羽駆除したんですが、2月段階で53羽と増えております。イノシシもまた2月、3月、今は狩猟期間なので、有害駆除の期間での間の数字は例年と変わらないというところが出てはいるんですが、自治体の出動を2月に2回、3月に2回、出動をしていただいて、駆除の対策も行っていますので、今後はまたそういった自治体の出動や駆除に向けての防護柵の整備、そういったものに対しても村の補助などを利用して対策を進めていきたいと考えております。

○6番（吉永常明君）

令和5年と令和6年の当初予算のほうに鳥獣対策の資材確保ということで、20万×5件というのになるんですけども、それについて令和5年度についてはどういうふうになっていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年に関しましては、電気柵を購入された方が2件、ネットの補助で対応した方が2件が実績となっております。

○6番（吉永常明君）

イノシシの駆除に対しては、そういうふうな対策を取られているんですけども、カラス対策について、今、カラス小屋って何個ですか、以前、確か2個あると聞いたんですけど、そこら辺どうなっていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

カラスの捕獲箱につきましては、現在、昨年度の10月だったと思うんですが、宇検に1基設置していた分をそこに入って来るカラスがいないということで、現在撤去して、次の候補地の選定を行っているところです。もう1基は部連の村道の部連古志線の途中に置いている捕獲に関しては、毎月駆除を行っていただいて、そこで毎月の実績の数字は把握しているんですが、その部連の場所についても減少気味であるということで、今、次の候補地を湯湾集落と石良集落のどこか、その間付近の干拓の近場に多くカラスも見られるということで、候補地を選定して、周りの農家の方の説明を行っている段階であります。

○6番（吉永常明君）

今、課長の答弁でした、2個あるということなんだけど、1個は部連の。その設置場所もやっぱり、今、部連古志道の林道の先にあるということなんですけど、やはりカラスは畑の近くがやっぱり一番多いんで、今回、やっぱり設置する場所の選定を、やっぱり非常に考えていかないと、私も今年、その通りを通ったときに、畑を通ったときに、もうほとんど収穫前の木がカラスにやられ、もう一方はイノシシの柵もしてないから、下からはイノシシにやられというのを1回、見たことがあるんですよ。やっぱりイノシシは囲いをしたら、多分何とか防げるかなと思っているんですけど、カラスについては、もうちょっと具体的にというか、官民力を合わせて、本当にやっていかないと、農家さんが一生懸命作って、いざ出荷する前には何もないという話を聞いたりするんで、カラス小屋の設置場所、それからその小屋の台数を、今後もうちょっと増やしていくことを考えていかないといけないと思うんですけど、そこら辺どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

カラスの捕獲箱の設置場所につきましては、前回、湯湾の農地の近くに設置した際に、やっぱり近隣の農家の方から、その臭いだとか、そういった苦情を聞いた経緯もあって、現在の場所を選定したというところがあります。今回の選定に当たっては、そういう臭いとか、餌をカラスが周りの畑にまき散らすとか、そういったこともないようなところを選定して、場所を移動させる予定であります。

○6番（吉永常明君）

恐らく小屋を設置するにしても、民家の近くはまずしないと思うので、畑の周りがほとんどと思うので、それはある程度、やっぱり農家さんにも分かってもらい、協力してもらってやっていかないと、なかなかカラスの駆除には、減らすということは難しいと思うんですけど、農家さんも話してある程度は我慢して、一定の期間なので、やっぱりそうして官民そろってやっていかないと、なかなかカラスの駆除にはつながっていかないような気がするんですけど、そこら辺で、さっきのその台数を増やすという考えは、課長、ないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

捕獲器の台数につきましては、現在、部連に置いているものをほかの場所に移して、もう1台の捕獲機を選定した場所での効果を見ながら、必要であれば増やすというところも考えて進めたいと思

います。

○6番（吉永常明君）

せっかく宇検村の鳥獣被害防止計画とか、対策の会議とかがあるんですから、その中でやはりみんなで力を合わせて、本当に農家さんが一生懸命やって作ったものに対して、それが報われないと何のために農家さん、頑張っているか分からないので、しっかりした計画を立てて今後の対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ソバの実証計画を去年の秋、今年収穫で、今年また2月に栽培したということなんですけど、前回、何年か前にもそういう取り組みをして、栽培実証だけで終わったんですけども、答弁にもありましたように、今後、それをやっぱり一般農家にも広げていくことが、やっぱり大事だと思うんですけども、そこら辺について、課長、どうですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ソバの実証についてであります。先ほど村長も答弁したとおり、去年の台風時期が終わった10月から秋まきを植えて、12月に収穫を終え、先週の七ヶ宿村との交流の物産展の中で、村民の方にも試食をしていただきました。播種量としても、大体7割程度の製粉ができたということもあり、効果としても今回は非常に良かったということ、関係機関の方からもいただいております。また実証は引き続き6年度も行うんですが、そのときは植える時期を若干ずらしたり、もう品種はある程度、去年撒いたサチイズミというものが適しているというところが分かりましたので、あとはほかの圃場で植えたときの土壌分析、そして排水対策などを踏まえて、同じような結果が出るかどうか、そういったことを実証しながら、面積の拡大も進めていきたいと考えています。

○6番（吉永常明君）

せっかくいい方向に進んでいるので、それがやっぱり一般農家、遊休地を使って栽培できるような方向に、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、どんと券の件について伺っていききたいと思います。かねてからずっとどんと券の使用期間とか、それについてはもうちょっと考えていってほしいというのを、何度か、決算審査や予算審査の中で話してきましたけれども、今回、やっと年間通しての販売ということなんですけども、枚数的には、去年当初400万で、今年も400万の予算を組んであるんですけど、去年はコロナの交付金で1,400万ぐらいを発売したんですよ。そうした中で、今回、年通して前年と同じような規模でやられるんですけども、そうした中で、従来でしたら各商店での販売だったんですが、今回、販売が役場ということに、答弁されているんですけども、そうしたときに、一般の人が買いづらくなれないかどうか、そこら辺どうですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今年の取り組みに関しましては、6月の販売に向けて、また今後ちょっと庁内でも検討を行ってまいります。販売先としては現在、村内で取り扱っている事業所については、引き続き販売を行ってもらう計画であります。

○6番（吉永常明君）

地域のやっぱり高齢者などが、このどんと券を使いたくても期間が短いし、なかなか使えないと。こうやって年間通して使えるようになれば、やっぱり高齢者にとっては非常に使い勝手のある方法かなと思っています。それで、従来でしたら、10月から始まったかな、10、11月、12で1回目は最低2万までの購入でしたけど、これ、年間通すようになれば、もうちょっとこの1回の購入額とかを考えていかなきゃならないかと思うんですけど、そこら辺はどのように考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、販売枚数に関しましては、昨年の販売方法からしますと、10月、11月は制限をして、12月にはもう誰でも買えるようになるという購入方法だったんですが、今年から、もう例年を通してということになるので、ある程度販売枚数も購入者のニーズに合わせて、できるだけ1年間で使えるような枚数に制限したうえで、使える量に関しても、駆け込み的なことが起きないように、何か月分の何万円までを使用するとか、そういった形で検討できたらと思っています。

○6番（吉永常明君）

せっかくこうやって年間を通して使えるように今回やっていくわけですから、村民の多くの方が利用して、本当に良かったなと思うような、ぜひ施策を取っていただきたいと思います。

次に、交通基盤の整備について伺っていきたいと思います。私、これ毎年、ここ何年か、この件については伺っているんです。というのは、この平田工区がまず終わらないと、次、ずっと要望しているタエン浜と佐念間、非常に道路が狭いところがあるんですけど、そこにはなかなか行けないということで、これ、答弁にありましたように、これ、平成何年からになっているのかな、当初、これ、平成33年で終わる予定だったんですよ、計画は、一応。それから、ずっと延び延びで、今回、令和8年完了予定ということなんですけれども、私が把握している中では、あと大きな工事が山の法面を切るのが2カ所、急カーブを海岸線に拡げるのが1カ所というふうに、3カ所多分予定があると思うんですけど、今回、答弁の中には1区間の山切り、法面が予定されているということなんですけど、それで課長、間違いないですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

この答弁に関しては、県のほうから聞き取りをしてやっていますので、間違いはないんですけど、また用地のほうがなかなか進まないところもありますので、その問題もあって、事業が進まない状況もありますので、そこもできるだけ解消していただいて、令和8年度までには完成を見込んで、完成させるように要望してまいりたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

この用地買収というのは、県がやられているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

事務所の用地係のほうでおこなっております。

○6番（吉永常明君）

毎回毎回聞いて、本当に申し訳ないと思っているんですけど、そこが先に終わらないことには、県のほうとしては1町村、一路線というふうに、前聞いたことがあるんですよ。だから、平成6年に1カ所やって、平成7年に1カ所やって、平成8年に多分1カ所やれば、令和8年に、県の計画では終わると思うので、やっぱり、どんどんどんどん声をかけていただいて、そこを終わらせて、ぜひ次のタエン浜と佐念間の計画を進めていただきたいなというふうに思っています。

次に、村道船越線と曾津高崎線なんですけれども、曾津高崎線も船越線も毎年予算が出ているんですよ。今回も明線で上がっているんですけど、結局、令和5年度の予算があり、令和6年度も同じように5,800万ずつ予算が組まれているんですけども、今回のように災害が起きたときに、災害優先になっていったら、なかなかそこには進めないかなと思っているんですけど、せっかくこれ、当初で予算を組んでいるから、まず予算を組んでいるのを先に済ませて、災害に行くべきじゃないかなというふうに思っているんですけど、課長、そこら辺どうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

主管課としても繰越事業が多いのは、本当に誠に申し訳なく思っております。継続事業でありますので、そこは交付金を考えながら着手していきたいと思えます。それと、現在、請負契約の中で、工期が、工期というか、週休二日制になっておまして、大体標準工期を取って、標準工期というのがあるんですけど、2億円以上になると1年を超える工期に365日以上になってしまうところもありますので、早期に発注をできない場合もありますが、そこは継続事業を優先で発注していきたいと思えます。

○6番（吉永常明君）

これ、課長のところで繰り越しが大体十何億ぐらいあるんですけど、そうした中でこれだけ繰り越して、今年度も昨日の補正でも4件ぐらいの工事請負が出ていましたけれども、そうした中で、本当これ、発注したくても発注できないような宇検村の状態に、要は業者が間に合わないという状態になっているんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

災害が起きますと、県の災害事業、村の災害事業と、また含めまして、これはただの、ただのじゃないですね、県道、村道、河川となりますが、ほかにもまた林道とかいう災害も入ってきますので、村内業者で、村で発注する村内業者は7業者、県ではランク付けで発注してありますので、他事業者もいるかと思いますが、できる限り終われるように努力したり、要望したりしたいと思っております。

○6番（吉永常明君）

このあとの防災にも関連するけど、防災でもう発注しているのか、14件ぐらいあるんでよ、防災関係で発注されているのが。そうした中で、村長もご存じだと思うんですけども、去年から令和5年、令和6年度、南部議員大会で3町村の共同議題として、曾津高崎の早期開通を県に陳情している

わけですよ。だから、そういうところを踏まえて、やっぱりやるところは先に、やっぱりやらないと、それをずっと明線明線ですべてやっていると、いつまで経ってもなかなか前に進まないというのがあるので、やはり特に曾津高崎戦については、屋鈍集落の場合は阿室と屋鈍が崖崩れしたら、平成の大雨のときには約1週間、この間も3日間というふうに完全に通行止めになって通る場所がなくなるわけですね。だからそうした観点からも、やはり急ぐところは急いでやっていってもらって、村が、我々は県に3町村で陳情していますけど、最終的には村がやらないと、県も動かないわけです。村が、あれは村の道路なので、村が先にやって、それから県道という形になると思うので、そこら辺は村長を含め、よく検討していただいて、工事を進めていっていただきたいなと思います。要望しておきます。

次に、防災についてですけれども、去年の6月の大雨による災害が多々ありました。その中で、さっき村長からの答弁で、村道路の発注が10カ所のうち9カ所、それから県道関係で9カ所のうち5カ所の発注済ということなんですけれども、この村道のこれ、10カ所というのは、これ細かい小さな崖崩れとかも入っています。

○建設課長（栄 平四郎君）

小さい箇所場所が分からないんですけど、この10カ所は国の災害査定を受けた補助がついている分の箇所数になります。

○6番（吉永常明君）

いやいや多分これ、本当の村道のちょっとした崖崩れを含めたら、それは10カ所とはきかないような気がしたいんですよ、ばあっと回って見た感じ。結局、またさっきの話だけど、曾津高崎線なんか、何箇所か実際に崩れて、車は通れるけど、1台通れるけど、そういう崩れた箇所が何箇所もあるんですよ。ほかにもそういった小さな崩れがある村道は、村道、林道、かなりあると思います。やっぱりそういうところも徐々に車が通れる、最低限車が通れるようにはしてくれているんですけども、やっぱり今後、この大雨シーズンになる前にやらないと、仕事が増えるばかりでなかなか前に進まないような気がするんで、そこら辺はよく考えて先に進んでいただきたいなというふうに思います。

それと河川工事なんですけれども、河川工事が4カ所あって、1カ所も発注をされていないんですけど、それはなぜというか、結局河川工事というのは集落に影響してくるだろうと思うんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

少々お待ちください。県の4カ所は川内川、須古のところの大きな川なんですけど、2月、ちょっと待ってくださいね。リュウキュウアユの関係がありまして、発注しても工事ができない期間というのがあります。その関係でまだ発注されていないのが県の場合があります。そのために発注されておりません。以上です。

○6番（吉永常明君）

例えば県でなしに、阿室川も結局集落側がちょっとえぐられているんだけど、多分今、阿室川は工事に入っているのかな、ですよ。去年の6月になって、今、工事を多分されていると思うんだけど、やはり集落に直接影響があるところは、やっぱり優先的に先にやるべきだと思うんだけど、そこら辺の考えをお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

集落に近い河川は氾濫の危険があるため、議員がおっしゃるとおり早くやらなければならないというところもあります。今現在、リュウキュウアユが遡上するとかいう話で、今、川内川を出しましたが、新聞等にも1回出たと思いますが、阿室川のほうもそういう話を県のほうも把握していただいて、そこもちょっと注意をしながら、今出している状態です。今、議員がおっしゃったところは集落の中、また今、このケースの中に2件、あと入っていないんですが、それからまた上流側にも阿室川は2件、6月の頃は台風で、去年6月の台風で被災したところが2件ありますので、それも早めに発注しようと考えています。

○6番（吉永常明君）

課長のところは災害も多くて、いろいろ要求がたくさんあると思うんだけど、やはり皆さんで知恵を出して、なるべく早めに工事が進むように努力をお願いしたいと思います。

次に、残土処理場なんですけれども、答弁にあったとおりにかと思うんですけれども、現在、宇検村の残土は瀬戸内町に運んでいると思うんですけれども、瀬戸内の残土処理場というのは、大体いつぐらいまで使えるかどうかというのは、課長、分かります、把握されています。

○建設課長（栄 平四郎君）

期限は把握しておりません。

○6番（吉永常明君）

今年度よりいろいろ宇検村の残土処理場を話を進めていくわけですけども、そうした中で、課長が大体考えている工事始めと使用開始年度というのは、大体どれぐらいを見込まれますか。

○建設課長（栄 平四郎君）

令和6年度に予算がつけば実施設計と入っていきますが、その林地開発許可とかを1年ぐらいかかると思っております。それからまた、今度、残土を入れるための仮設の道路を造ったりしなければならないので、あと1、2年はかかるかなと想定しております。

○6番（吉永常明君）

やっぱり工事の効率化とか、経費を考えたときには、やはり自分のところで残土処理場を持ったほうが、費用的にも非常に助かるし、工事の進み具合も全然違うと思うので、大変だとは思いますが、1日でも早く使用ができるように頑張してほしいと思います。

次に、運動公園なんですけれども、答弁があったように、8月末頃入札して、来年1月ということになるんですけれども、今回、予算書を見たら、タータン処理から新しくやるまでに大方2億ぐらいの予算になっていると思うんだけど、先ほど総務課長から起債で当初は組んでいるみたいなんですけ

ど、最終的には、以前ちょっと話があったように、何かの補助が充当すれば、それを使ってやりたいということなんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。スポーツ振興くじの助成金のほうを1月9日に独立行政法人日本スポーツ振興センターのほうに申請書及び関係資料の提出が済んでおります。今ですね、現在は同センターにおいて審査のほうが進められていると思いますが、結果が出るのが4月の下旬頃に結果が出ると、採択になるか採択にならないかというのは4月の下旬に出るということです。

○6番（吉永常明君）

その結果が出たら、非常にいいことなんですけれども、結果が出なくても予定どおり工事としては起債を使ってやっていくという考えですか。

○村長（元山公知君）

今、局長が答えたとおり、振興くじの助成金を、今一生懸命それが採択されるように、いろいろ動いているところがございますが、もしそれが、もしそうじゃなかったとしても、しっかりとまた、今年度という予算がもし取れなくても、しっかりと工事続けるように、1年かけて、2年分けるのかしながらでも、またしっかりとこれは継続してしっかりとやっていきたいと思っております。

○6番（吉永常明君）

やはり村民が数多く利用する場所なので、皆さんの知恵を絞って、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、6番、吉永常明君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時45分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思えますが、その前に一言所見を申し上げたいと思えます。新しい年になりまして初めての議会であります。村民の皆様方にはこの1年が良い年であるとともに、健康で過ごされますよう祈念いたします。また、新年早々におきました石川県能登半島地震は、震度7という大きな自然災害が起こりました。死者数も

240名を超える方々がお亡くなりになっております。まだまだ復興は始まったばかりですが、一日も早い復旧復興を心からお祈り申し上げます。また、羽田空港で起きました日航機と海上保安機の衝突事故におきまして、5名の方々が犠牲になりました。奇跡的にJALの乗客員379名が無事に脱出されたことには安堵いたしました。被災や犠牲に遭われた方々に心よりご冥福をお祈りいたし、哀悼の意を表したいと思っております。世界におきましては、ウクライナやパレスチナにおいて、まだ戦禍の収束の兆しが見えません。話し合いによる紛争の解決を強く切望し、平和な日々が一日も早く訪れますようお願いしております。また、この戦争により犠牲になった方々に心よりご冥福をお祈りいたします。本村におきましても、コロナウイルスやインフルエンザ等がまだ収束しておりませんが、旅行などさまざまな交流が行われると思っております。引き続き十分に手洗いやうがい等の感染予防対策を行いながら、安全に日常を送りますようお願いいたします。皆さんがそれぞれ健康に留意をし、村民みんなで明るく元気を出して、健康でいつも笑顔が見える宇検村をつくっていきたいと思っております。それでは一般質問に移りたいと思っております。

まず、今年度の施政方針について伺いたいと思っております。農業振興についてですが、担い手減少対策として、県農業大学において就職、就業説明会への参加とあるが、その時期はいつ頃になるのか。また、県内での就農、就業説明会の開催の時期はいつ頃なのか、その説明会の内容などはどのような要綱なのか、お答えください。

2点目に、同じく農業振興についてですが、この前の新聞等においても報じられていましたソバですが、この実証実験は令和何年度までの計画なのか。また、設備や機械の導入等を整えたいと書いてあるが、その計画は策定できているのか、お答えください。

3点目に、湯湾干拓潮あそびのあそび地内の浚渫事業があると書いてございますが、計画はどのようになっているのか、教えてください。

4点目に、遊休農地対策として、阿室地区において開墾や伐開、耕耘等がなされているが、今後の計画内容はどのようになっているのか。現在、公社の管理のタンカンの各地区においての面積並びにトン数はどのようになっているのか、教えてください。

5点目ですが、水産振興において、水産物の掘り起しとあるが、具体的にどのような計画があるのか。また、浜の活性化とあるが、どのような計画を持っているのかお答えください。

次に、防災についてですが、県事業の役場裏の急傾斜工事の計画はいつまでの計画なのか。今年の正月に湯湾岳に行く方々は大和村周りで登山を行っています。帰省客なども含めて、村民も不便を感じていると聞いております。今後、この工事による通行止め計画はあるのか。あるとすればいつ頃通行止めになるのか教えてください。

2点目に、1点目と同じ理由でお聞きします。村道湯湾大榎線の今後の見通しと計画はどのようになっているのか教えてください。

3点目に、長い間通行止めや悪路のある村道部連古志線ですが、防災上や緊急時の避難、また連絡道路としても必要と考えております。今後、改良計画がないのか、お答えをお聞きします。

次に、観光振興についてですが、施政方針の中にはさとうみプロジェクトが令和5年度から始めたところがあるが、その成果はどのようなになったのか。

2点目に、車を見ますとレンタカーが多く見受けられますが、観光客も増加していると思います。そこで、コロナ前と比較して、令和5年度の観光客数の増減はどのようなになっているのかお答えください。

あとは通告席にて再質問いたしたいと思います。

#### ○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての1点目の農業振興において県農業大学において就職、就業説明会への参加とあるか、時期はいつ頃か。県内での就農、就業説明会の開催の時期は、また説明会の内容等とはのご質問ですが、今年度は6月1日に日置市にある鹿児島県立農業大学校にて農業大学校就農、就業相談会に出席し、3名の学生に対し説明を行いました。次に、1月13日に鹿児島県が主催した鹿児島県就農、就業相談会に出席し、相談者はいなかったものの県関係機関や他市町村との意見交換を行い、新規就農者参入に向けて取り組んでいるところであります。来年度に関しては、鹿児島県立農業大学校の就農、就業相談会は例年4月から5月に開催されており、今年度同様、出席予定であります。鹿児島県での就農、就業相談会は8月に開催予定であり、職員が出席予定であります。説明内容としましては、地域おこし協力隊事業を活用した宇検村での就農プランを主に説明しております。

次に、2点目の農業振興において、ソバの実証実験はいつまでの計画なのか。また、設備や機械の導入等の計画策定はとのご質問ですが、実証研修につきましては、大島支庁はじめ、県関係機関と現地検討会を重ねる中で、おおむね2年の期間を要すると捉えております。期間の設定理由としましては、ソバが気象条件の影響を大きく受ける品目であるため、安定的な生産を求めるためにも、奄美地域における栽培基準指標を明確にすることともに、本年度のテーマとして昨年度比較栽培を行った早生系品種であるサチイズミに絞り、増殖の準備を行うためであり、採種加工と食の自給供給バランスの拡大の確保の観点から2年を計画年度としております。

次に、設備投資と機材導入計画についての質問ですが、現時点の設備投資につきましては、生産規模、面積の拡大を見ながらの課題と考え、多品目にも汎用性の高い省力機械の導入を優先事項に置き、検討を行っております。

次に、3点目の湯湾干拓潮あそび地内の浚渫事業の計画はどのようなになっているのかとのご質問ですが、令和4年度に県道湯湾新村線と大畑浜地区農地間の水路上流部の浚渫を行い、5年度においては、その下流部の浚渫を工事発注しております。引き続き5年度の残事業分を繰り越し工事として干拓潮遊地の仮設道路の設置を行い、翌年度工事として潮遊地の浚渫を行う計画ではありますが、国が示した緊急浚渫債を活用した事業が令和6年度にて終了となるため、奄美群島農業農村整備推進協

議会を通して事業の継続を要望しております。

次に、4点目の阿室地区の今後の計画と現在の公社の管理タンカンの面積並びに本数はとのご質問ですが、令和4年度より宇検村元気の出る公社において阿室地区の遊休農地解消に取り組んでおり、令和4年度には約2.1haを開墾してサトウキビの植え付けを約1.1haしており、今後も種キビを確保しながらサトウキビの植え付け面積の拡大を図ってまいります。令和5年度も引き続き阿室地区の学校裏手にある遊休農地1.6haを開墾しており、今後、秋にソバの植え付けを予定しております。また、湯湾ヒロゲ地区における遊休農地解消対策として、新規タンカンの植え付けにつきましては、令和4年度に約0.3haを開墾し、140本のタンカン植え付けしております。令和5年度にも同じく0.3haの農地を開墾し、140本のタンカンの植え付けをしている状況であります。

次に、5点目の水産振興において水産物の掘り起しとあるが、具体的に計画等があるのか。また、浜の活性化とあるが、どのような計画かとご質問ですが、令和5年度から令和9年度における水産振興の取り組みとして、鹿児島県が策定した奄美地域特定漁港漁場整備事業計画にて漁場の生産力向上に向けた漁礁の整備、増殖場の整備適地の検討を要望しております。水産物の掘り起しにつきましては、離島漁業再生支援交付金を活用し、スジアナやシラヒゲウニの放流、アオリイカ産卵のためのイカシバ投入に取り組んでおります。また、浜の活力再生プランでは、地域の漁業所得が5年間で1割以上アップすることを目的とし、それを実現化するための収入向上の取り組みや、コスト削減に向けた具体的な内容として、宇検お魚祭りの開催や漁業者が浜売りよりも単価向上が見込めるケンムンの館等の直売所への出荷の拡大等が課題となっております。

次に、防災についての1点目の県事業の役場裏の急傾斜工事の計画は、今後の通行止め計画計画はとご質問ですが、令和5年度より着手しております役場裏の県営による急傾斜地崩壊対策事業下朝戸地区ですが、令和6年度以降も継続して現場吹付法砕工や崩壊土砂防護柵の整備が計画されております。また、これらの整備に必要な村道を掘削して行うL型擁壁の施工も継続して行われるため、期間は現在未定ですが、令和6年度も通行止めで施工する予定であります。

次に、2点目の村道湯湾大柵線の今後の見通しはとご質問ですが、現在、湯湾大柵線の起点から下朝戸上大久保線へ合流する三差路までの約2.5km区間に4カ所の被災箇所があります。うち2カ所は通常の道路災害復旧事業で査定も終了し、2月26日に工事発注を行いました。残り2カ所は同僚議員にもお答えしておりますが、現在調査中の結果が確定した段階で、地滑り災害査定を受検し、復旧工法、事業費が決定したのち復旧工事に着手する予定であります。

次に、3点目の部連古志線の改良工事の計画はないのかとご質問ですが、本路線は宇検村と瀬戸内町を結ぶ基幹道路であり、また主要地方道名瀬瀬戸内線が人的物的交流の中心路線であるが、台風、大雨時等の交通途絶が起きた場合の迂回路として、計画全体延長3,445m区間を平成7年度より平成16年度までの期間に奄美群島振興開発事業にて延長970m、幅員8mの改良工事を行いました。用地買収が難航したことや、費用対効果が出ないことが原因で、改良工事国庫補助事業を終了しており、現在も村道としての改良計画はありません。今後、他所管の事業で採択できないか、関係機

関と協議していこうと考えております。

次に、観光についての1点目のさとうみづくりプロジェクトの令和5年度の成果はとのご質問ですが、焼内湾のさとうみづくり構想は、世界遺産環境文化の島ならではの人と自然とか共生する海のモデルづくりと、宇検村観光振興計画に基づく地域振興のモデルづくりを2本の柱としております。持続可能な海の利用と生物多様性保全回復を実現するとともに、そのプロセスと効果を地域資源として観光業や商品開発に活用し、地域コミュニティと文化の継続を目指すものであります。令和5年度は調査とプランニング、観光サービスの体験モニターを事業内容としており、3月末には報告書が提出されます。既に、各集落や漁協、事業者、他関係者への聞き取り調査は終えて、まとめの段階であります。体験モニターについては、来週平田集落で干潟の貝のモニタリングと集落歩きを体験ツアーとして実施する予定であります。

焼内湾内は全域に漁業法に基づく共同漁業権が設置されていますが、国立公園エリア外で天然記念物等のその他生物多様性保全に資する保護組設定されていません。各集落で異なる特性を持つ海域の自然と、生物多様性を明らかにするプロジェクトを来年度も引き続き実施し、人と自然との共生する海の実現に努めてまいります。

次に、2点目の観光客の増加が言われているが、コロナ前と比較して令和5年度の観光客数の増減はどのようになっているのかとのご質問ですが、奄美大島の入込客数の動向については、令和元年までは毎年増加傾向で推移し、令和元年が53万349人で、新型コロナウイルス感染症による世界的な規模のパンデミックにより令和2年は31万3,838人と大きく下落しました。令和4年まではコロナ禍の影響が続いていましたが、41万4,798人と客数は回復傾向となっております。宇検村内の指定管理宿泊施設を見ますと、令和3年度に比べ4年度は1.89倍と宿泊のベースが増加しており、この現状から令和5年度はさらに増加していると予想しております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

いろいろありがとうございます。まずは農業振興の農大とかの就職説明なんですけど、その辺の、行ったことでの手応えはどうだったでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

質問にお答えします。農業大学や県が主催する就職、就農説明会、これは宇検村としての新規就農者の参入に向けた取り組みとして、今までそういった説明会に参加するということはなかったんですが、5年度から新しい取り組みとして、その説明会でのブースを設けることにより、農業大学にも宇検村としてそういう人材を探しているというアピールにもなりますし、県が主催する説明会でも、ブースを出展した法人が14、そして市町村等公社が17と、合わせていろんな団体が参加しています。その出展した関係者と情報を交換したりとかしながら、ほかの市町村の取り組みとかを宇検村のほうに取り入れていくという形で効果が出せたらと思います。先ほど村長も述べましたが、農

業大学での説明会では、3名の学生が話を聞きに来たということで、こういった活動は始めてすぐ効果が出るというところは、なかなか難しいところもあると思うので、引き続き継続して続けていくことが、その中から1人でも2人でも宇検村で農業をしたいという方が出て来てくれたらという思いもあって、事業を継続していきたいと考えます。

○5番（肥後充浩君）

その説明の内容で、就農だけなのか、それとも就業しながら、ここで宇検村で生計を立ててやっていけるような、どういった内容のその募集の仕方、説明の仕方をしたのか、その内容をちょっと教えてもらえませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

内容につきましては、5年度宇検村で考えていた新規就農者の取り組みとして、元気の出る公社が新しく開拓した農地を有効活用していただくということで、公社に地域おこし協力隊という形で根付きしながら、在籍をしながら、そういった遊休農地を活用した就農に関する人材、そしてまた町村職員としての営農指導員としての人材の募集、この2点について説明をしております。

○5番（肥後充浩君）

私が考えていたのは、役場職員とか、協力隊とか、そういった形じゃなくて、実際に地元に来て、ここで農業をして、それで生計を立てて、少しでも人口が増えればいいかなと思っての話だったんですけども、今公社がやっているそのあれも、あとでもちょっとお聞きしたいと思っているんですけども、やはりそのタンカンの場所などは、10年契約で一応借りていると、前聞いたものですから、そういったのは、やっぱり10年だとちょっとあとの3年、4年は協力隊として働いてもいいかもしれませんが、そのあと残り5、6年しかないとなると、せっかくのものがパーになってくるんじゃないかと思って聞いているところなんですけども、ほかのところの就農説明会とか、そういったのは農地を何年かしたらあなたにあげますよとか、家も確保していますよとか、そういった形の就農というのが、就農説明会とか、そういったのが多いものですから、村としてもそういったのがある程度確保されての話かなと思ったんですけど、そういった話じゃなくて、あくまでも役場職員として採用して、校務員的な感覚での就農とか、就業の説明会と捉えてもいいんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

宇検村としましては、農業大学とかを卒業して、ゼロから農業を始めるというところの関しましては、国としてもいろんな支援がありますが、かなりハードルが高くなる。もちろん学生の中で、そういうゼロから農業を始めるというところに関して、宇検村の土地を利用してという希望があれば、それに向けたサポートというのは、今後また考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ、人口がこれだけ減ってきて、若い世代も自分で農業がしたいとか、テレビとか新聞とか読みますと、そういった方々もやはり増えてきていますので、ぜひ村としてもやはり1、2年かけて就農の、その役場職員とか、公務員とか、そういった形でなくて、単純に就農でできるような、そう

いったやっぱり後押し的なものをしてやらないと、現在の農家にしても、高齢化が進んできていますので、その辺もやはり考慮を入れながら、空き家対策も必要だし、よその人がせっかく来るようになって住む家がないとなると、やはり来れませんので、その辺も全体もひっくるめたような就農活動とか、そういったのも、やっぱり前面に打ち出すべきじゃないかと思うんですけども、その辺をまた検討しながら、ぜひ進めていってほしいと思います。また、就農活動はやはりこれは継続でないと、なかなか力になりませんので、ずっとずっと続けていって、就農や就業のことをPRしながら、こういった活動はぜひ続けてほしいと思いますので、要望として1、2年でやめるんじゃないくて、5年、10年、あそこに行けば宇検村のこんな話が聞けるんだというのが浸透できるような方法でしたいと、してくださいと思っていますので、その辺はどうでしょうか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど公社のほうで地域おこし協力隊でということを申し上げましたが、その地域おこし協力隊の制度を利用することにより、その就農される方の家賃が補償されたり、その間の活動費というのがその中で見られるというところで、今話を進めています、もう宇検村のほうに移住されて農業をされたいという方がいらっしゃれば、もちろんそのことに対しての支援というのは考えていかねばいけないことだと思います。今、議員が言われたように、この取り組みも単年で終わるのではなく、継続して行っていくことが、そういった新規就農者の採用にもつながってくるものだと考えます。

#### ○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうにして、1人でも人口を増やすような施策の中にも入って行きますので、ぜひ続けていってほしいと思います。そういったシステムを、やはり作るのも必要ですので、ぜひその辺は要望としてお願いしておきます。

次に、ソバのことなんですけども、全体的にこの実証が2年ということでは伺ってますけども、2年したら3年目からはどういうふうにするのか、そういった全体計画を持っているのか、3年からは一般の方々にどれだけの面積を、こうやって広めていこうというような考えなのか、その辺は、阿室に何か少し植えるというのを、今回書いてあるんですけども、これは阿室地区と、やっぱり阿室地区でもやっぱり2年ぐらいの実証は必要じゃないかと思うんですけども、気候も違いますし、あの辺は潮風も強いので、そういったのですと、また阿室では2年ぐらいの実証実験が必要じゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年度に取り組みを行いました実証に関しましては、鹿児島県と民間のクボタを協力をいただいて、6年度と2年度にかけて実証を行っていきます。理想としましては、その年間の実証を基に農家の方が結果を踏まえて、ソバの農家となってもらいたいところにつながっていかれたらと思いますが、やはりそれぞれの農地、集落によって土壌条件だとか、排水条件だとか、いろんなところが変わってきますので、それに向けては役場も農地、公社が開拓した農地を活用するためにも、そうい

った取り組みが必要ではないかと考えます。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。それとその6年度、今年でその実証は終わるんですけども、来年度以降に農家に対して普及しなければいけないと思うんですけども、その辺で、やはり農家としても収入がなければ、利益がなければ、結局飛びつかないと思うんですよ、いくら説明しても。だから、そういったその辺の種まきから肥培管理、そして収穫、収穫に対しては、やっぱり機械化するのが必要だろうし、その高齢化の方々も入っていくはずですので、そういったときに、どれだけの面積があって、どれだけの収穫量があって、そしてそれに対して支出がどれぐらいになるというのは、ある程度示さないと、反当たり何トンぐらいあれば利益が上がってくるんだよというのを示さないと、農家はなかなかこれに入っていくかと思しますので、その辺の計算とか、そういったのはできているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

本年度に実証を行いました芦検地区の圃場に関しましては、20aで155kgの種を収穫しました。それが実際、どれだけのお金になるかというのは、製粉の仕方や、その製粉した粉をどういう形で提供できるかというところにつながってくると思います。そこに関しては、今年の実証結果として、今検討しているところでありますので、詳しい金額とか、そういった見込みの数字は、また農家に示しながら、普及を進めていければと考えます。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうやって今年6年度で、やはりそういった実証実験の結果を表にして、そしてこれだけというので普及活動をぜひお願いしたいと思います。ソバというのは大島にはないので、皆さん、あちこち聞いても期待しているところが多いですので、ぜひこれが成功するように、宇検村のソバがいつでも食べられるような形を、ぜひ取ってほしいと思います。

次に、干拓のしおあそびのことなんですけども、これは6年度でもう事業は終わりなんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

緊急浚渫債の土地改良施設に関しての浚渫工事、浚渫債としての事業年度は令和6年度で一応今のところ終了となっておりますが、県・国に問い合わせをしているところでありますが、今、はっきりとした回答はいただけてないんですが、我々も要望活動をすることにより、同緊急浚渫債で引き続き湯湾干拓以外のそういった施設に関しての浚渫も取り組んでいけるように、今後も要望を続けていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

そうすると、6年度において仮設道とか、そんなのを造ったり、それと浚渫の実際の浚渫というのは、そんなにたくさんできないと思うんですけども、6年度で事業が打ち切られたら、もうそれはそのまま止めてしまうという形になるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

6年度の予算で1億2,000万計上させていただきました。5年度の繰り越し工事として上げている分が約2,000万あるんですが、その繰り越し工事と6年度の予算を同じ、同じというか、近い工期で無駄がないように、そして貯水の量を止めない形で工事をするために、その予算を計上させていただいたんですが、今計画している湯湾潮遊地での土砂の量としては1万2,000立米を計画しています。その1万2,000立米を全て瀬戸内町の残土処分場に持って行くとなると、やっぱりそれなりの事業費がかかってしまうので、そういった土砂をどこに処分する、今、令和5年度、令和4年度の関して浚渫をした土砂は、湯湾の通り地区の手前のほうに土砂を置いた形になっておりますが、そういう場所があれば、その事業費も縮減ができる、縮小できるというふうに考えます。この1億2,000万でできないものに関しては、7年度以降にこの浚渫債を使えることが継続すれば、引き続き連続で行い、もし6年度で終るのであれば、その事業費の中でどれだけその目標に近い土砂を取り除くことができるかというところを考えながら、発注を計画していきたいと思えます。

#### ○5番（肥後充浩君）

事業費がなければ工事ができないとは思いますが、6年度で1億ちょっとの金で浚渫できる部分は、ぜひそうやって取って、少しでも泥を取ることが大事だと思っておりますので、その辺は。それで、その残土処理なんですけれども、今、通り地区を見ますと、3分の2以上のところに土のうを積んで捨てているんですけれども、今、なし崩し的にやはり泥がこうして流れて来て、周りの住民は、やはりあの池が堰き止められて、周りが溢れたらどうするのかという話も、いろいろ心配しておりますので、その辺は何か、なったときにはすぐ対応ができるような形を取っておってほしいと思えます。でないと、急にあそこが上から流れて、何でというのを聞いて、私たちもちょっと聞いていないんですけど、です、最終的に残土がそれだけ金がかかるのであれば、捨て土場の赤土の捨て土場のところに仮置きとか、そういったのもまた考えてもいいんじゃないかと思っておりますので、その捨て土がやっぱり一番金かかっておりますので、それをもう一度また考えて、あとあと処分場ができたときに、そこにまた運ぶような形とか、やはりあれはある程度泥抜きしないと、水抜きしないと、多分残土処理場も取ってもらえないんじゃないかと思うんですけれども、その辺は瀬戸内にも持って行けないので、役場として、やっぱりその辺は考えてお願いしておきます。一応、やっぱりとおりの方々も、あの辺も皆さん心配しておりますので、その辺もまた説明も何もなかったということでしたので、ぜひその辺はまた行って話をすることも必要だと思えますので、あれが完全に埋まるのであれば、ぜひそういうこともしてください。

次に、タンカンなんですけど、今公社でやっている。これは今後はどれぐらいで出していくつもりなんですか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

公社が遊休地対策として開拓した畑に対しましてタンカンを栽培しておりますが、令和4年と5年度にかけて阿室とヒログ地区を中心に、遊休地対策解消を行いました。6年度に向けて場所を地区を選定するに当たり、やはり開拓したところはそのまま公社が営農というか、栽培をするという形

をとっておりますが、その公社がやっぱり管理できる畑とか、そういった栽培に関しての限りがあると思いますので、そこは利用していただける農家の方の要望が高いところに関して、6年度は村対策事業を通して遊休地の解消を行いたいと考えています。

○5番（肥後充浩君）

その要望している農家に対しては、じゃ、公社が植えて整地してタンカンの木を植えて、はい、農家にしましたよと返すというような形になるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

遊休地解消対策としては、公社が村の単独事業として行っていますが、農地中間管理機構を通して、そういった国の補助を活用した取り組みというのもございます。ですので、管理している方ははっきりしている方、そしてそういった栽培計画が明確な方に関しては、そういった農地バンクの利用も進めながら、それに、そこに農地を集約するに当たって、どうしても登記名義人が追っていないとか、周りの農地との兼ね合いで環境保全的にも荒らされたままで、ほかの農地に影響を与えるという所に関しましては、今行っている公社の事業のほうで対策を行っていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

あまり、私が聞いたのは、簡潔にここに畑がありますから、じゃ、自分の畑は荒れていますから、ここにタンカンを植えてくださいと公社に頼んだら、農地バンクとかそういったのには、役場のほうで対応して、植え付けから全部、そこまでは役場でいままでどおりするという形になるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

管理者のほうで管理できる土地に関しましては、できるだけそういった管理をする、畑を使われる方に営農してもらおうというところが、やっぱり先ほどの新規就農とか、そういったところにもつながってきますので、それでどうしても活用できない農地に関して、またその公社の力を借りながら、少しでも利用していない畑を活用するという取り組みを行っていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

当分はそういった足かせがあるんでしたら、今まで、4年度、5年度があったように、公社もそのまま伐採して、そこを整地して植えて、管理するというのは、今のところはもう考えてないということですよ。その辺、どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

基本的には先ほど申したとおり、活用される農地を優先的に行いますが、今言ったように、新しく算入される方とか、規模を拡大されるという農家の方がなかなかいっしょらないという現状もありますので、そこはその公社の活動できる範囲を見ながら、事業は継続して行っていきたいと考えています。

○5番（肥後充浩君）

その辺ははっきりしてもらわないと、我々もいろんな人から農地をどうしようかと相談を受けたときに、公社にじゃ、10年間貸せばいいがなということが言えなくなりますので、その辺はやっぱりしっかりと我々も答弁をもらっておかねばならないと思っていますので、その辺はやっぱりそういった方針は、今のところ今までのような形ではないということですよね。それでいいですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今後も農家の意向や遊休耕作地の状況を見ながら、いろんな案を出し合いながら進めていくことが必要だと思います。

○5番（肥後充浩君）

それと、あと4、5年したら収穫時期に入るんですけども、タンカンが、今植えている280本のタンカンが収穫に入ると思うんですけど、その収穫についての対応とか、そういったのはどこでどうやってするのか、その辺は考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、植え付けを行っているヒログ地区に関しましては、新たに新規でそこを引き継いで行きたいという方がいらっしゃれば、その方につないでいく。そういったところも含めて、そういう方が見つからない場合は、公社に管理をしていただく、そういうふうに考えています。

○5番（肥後充浩君）

その判断をするのは、確か10年後だと思うんですけども、その10年の前に収穫ができるんですよ。だから、10年後の話では、公社が、する人がいなければ公社が引き継ぐかもしれませんが、10年の前にもう収穫が始まるわけですよ。だから、そのときはどこがどうやって対応するのかという話です。

○村長（元山公知君）

公社のいまタンカンのことですけども、その前に、例えばタンカンの収穫とか、タンカンが販売できるとなると、公社がそれを全部販売して、公社の収入に入ります。それは公社が経費をかけてしてありますので。その前に、例えば農家の方が自分たちがしたいと言ったら、それまでかかった経費を差し引いて、例えば物で納めてもらうとか、あとそういうふうにして、あとのその農家の方には譲りたいと思っています。今、その10年後は、例えばその10年後というのは、公社がタンカンを取って、かかった経費を10年でペイできるということで、10年間を借りてということで、ペイできるように、我々もちゃんとしたタンカンを公社として作っていかないといけないですし、それをしっかりと販売して、また公社もかかった経費分を回収しないといけないので、そのようなシステムづくりを。ですから、先ほど答弁したように、地域おこし隊が来て、そこをまたお試しで、例えばして、ここで、じゃ、自分がやってみたい、いけるというために、まずはその地域おこし協力隊制度を取って、公社に入ってもらって、公社でその管理をしながら、何かこう、するようなことをすると、またもっと来やすいのかなと思って、先ほどそういうふうな説明会でしているという話をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。そこは分かったんですけど、またこれの、成ったミカンが、タンカンがふるさと納税にして、多分使用できると思うんですけども、今年のふるさと納税で、一般の農家に頼んでいるはずなんですけども、どれぐらいの量で、280本のタンカンが出てくると、そういった農家は今までふるさと納税で取っておった農家を排除して、ある程度この公社のやつを先に出さないといけなようなあれにならないかと思っているんですけども、その辺の見通しはどう思っていますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ふるさと納税の返礼品として、タンカンやパッションなどはすごく人気の品目となっています。今のこの次期は来年度のタンカン、そして6月出荷のパッションを返礼品として扱ってしまして、農家の状態的には頭の打ち切りというか、あまり量が確保できないので、今はちょっと需要に対して供給が追いついていないという、そういう状態です。今後、公社のタンカンがどのような量が取れるのか、そこはちょっとまだ私も把握はできてはいないんですけども、ふるさと納税の返礼品として、また農家同士が競争して出荷をするような、そういう市場というか、市場になるのも、またふるさと納税のシステムではいいところなので、そういうことを利用しながら農家の発展につなげていけるような仕組みづくりを、農家の皆さんと企画サイドも一緒に話し合っただけ進めていければと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうやって農家をいじめないような公社にしてください。

○村長（元山公知君）

肥後議員のおっしゃるように、決して公社がたくさんできたからと、今の農家さんに不利益が及ぶようなことは、決して考えてもありませんし、しませんので、はい、公社はこれはまた別のルートをしっかりとまた考えていきたいと思っておりますので、それをご理解いただければと思います。

○5番（肥後充浩君）

まだ質問は途中だったんですけど。次に、防災についてですけど、なぜ役場後ろの湯湾大柵線と、その上大久保線が通行止めになってまずいかというのは、この前の災害の津波のときに、ここは年寄りの方々、湯湾の方々、ここに登って避難しているんですよね。それと大概の方々が、車の方々は大柵線のほうに行って、車で避難していました。ですので、その避難場所、避難経路を、やはりはっきりと示して、そして村民にも何月何日から何月何日までは通行止めだよというのを、はっきりとさせてもらわないと、いざ災害になったときに、逃げる場所はどこに逃げたらいいのと、あそこは通行止めであるというふうにならないためにも、ぜひその辺は役場はちゃんと配慮してもらいたいんですよね。そこでその辺の考え方をお聞きします。どういうふうにご考えているんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この湯湾岳に登るところは、確かにトンガ海底沖の地震のときに避難場所として使われたところ

で、非常に大切なところであります。その周知ですが、一応、全体的な周知としましては、防災無線等、あとホームページ等ではございます。ですけど、言われるように、普段車で利用される方は、それを見て、ああ、行けないなとか思うかもしれませんが、一般、普通に生活されている方は、普通は湯湾岳に登ることはありませんので、あまり意識しないと思います。ですから、その避難場所としてそこは今使えませんよというのは、周知の仕方をもうちょっと考えていかなければいけないと思います。先ほどの答弁の中でも、施政方針の中でも防災訓練等で台風とかだけじゃなくて、今年からはですね、また能登半島の地震もありましたので、津波に対しての避難訓練も併せてしていくということで、村長が施政方針で述べましたけれども、その際ですね、車避難のこともうまく伝えていきたいと思っております。実際、昼間ですといいんですが、夜寒いときとかになりますと、この間も車避難が非常に有効でしたので、それを伝えていこうと思っております。その際ですね、この田検校区の周辺は津波のシミュレーションで言いますと、石原の向こうまでは来ないことに、シミュレーションではなっておりますので、石原のあの直線から先のほうには、相当数車も停められますので、あちらのほうに避難してくださいという周知を行ってまいりたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

車で避難される方はそれでいいかもしれませんが、やはり歩いて行く方、ここにはたくさんの方々があるいて、やっぱり避難していただきましたので、年寄りとか、車を持っていない方々は、やはり徒歩で避難するしか方法がありません。ですので、その方々たちを、じゃ、どこに役場としては、そのときは多分消防団なんかも出るだろうし、そうやってどこにどうやって避難誘導するのか、その辺のやはりもう一度考えてもらわないといけないんじゃないかと思っております。このこの工事が何月何日から何月何日までは通行ができますよ、何日から何日までは通行できませんよというのがはっきり分かれば、そういったことも簡単にみんなに周知できるかと思うんですけども、やはり最初から最後まで1年間通れませんかとなると、ちょっと話がまた違ってくると思うので、ですので、さっき聞いて、いつ頃からいつ頃、工事発注に対しまして、その内容を見れば、今、この区間だけはどうしても通行止めになければならないという、その工事のやり方と、それから、一時通ってもいいよ、みたいな、そういった工事の仕方がありますので、ぜひその辺をやはりもう一度県と打ち合わせて、防災面もありますから、災害避難の場所としても、やっぱりその公園は最適な場所ですので。それと、その時期は未定となっておりますけども、工事区間は、その辺は未定なんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

議員がおっしゃるとおりで、避難道として一番大事な道だと思います。時期に関しては県の聞き取りによりまして、未定という答になっております。

○5番（肥後充浩君）

その辺もやはり村として打合せをちゃんとして、発注してない時期はあるはずですので、何年間

も継続して発注するというのは、なかなかないはずですので、発注機関がちゃんと分かっていますので、その中で発注から工事までの間に1カ月間ぐらいは準備期間とか、そういうのがあるから、その間は通行はオーケーなわけですから、ですので、その辺はやっぱりきっちり事務所と打ち合わせて、また周知を集落にもしてほしいと思います。それとまたやっぱりこの全体計画はどこに行ったら見れるんですか。図面的にここからここまで工事しますよとか、そういったのはやっぱり全体計画的なのはあるんですか。その全体計画は期間もあるんじゃないですか、何年までとか。

○建設課長（栄 平四郎君）

県の全体計画、この急傾斜地の全体計画ですが、役場の入口の元スタンドがあったところから役場裏までの220mになります。図面等はまだ県のほうは出しておりませんが、事業期間といたしまして、計画から入りますと令和3年度から、見込みでよろしければ終了は令和8年度となっております。

○5番（肥後充浩君）

それと部連古志線の、あれは現在はもう通れませんよね。やはり私が思うには、前も何度があそこに手は入れていると思うんですけども、やはり車が通るような形にだけは、全面完了とか、そういったのは望んでいません。ただ、やはり車が通って、避難路として逃げて行けるような、そういった道路をしてほしいということで、向こうはクロウサギとか、あんなのも出沒して、観光道路としてもできるんじゃないかなと思っていますので、ぜひそういったのは通れるようにだけはいませんか。

○建設課長（栄 平四郎君）

以前、道路の中間部で横断側溝があったんですが、そこも直しましていたところ、また山から崩れがありまして、道がちょっと今、ないところがあります。それで、今現在では村道として計画としてはいいんですが、県の令和4年度から令和14年までの奄美大島地域森林計画書が公表されておりますが、その中に林道して整備をしていくと、いこうという計画を、今持っているところであります。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうに、せっかくあの道路が通れないということは、ちょっとまずいと思いますので、ぜひそのように努力をしてほしいと思います。

それと、里海づくりは、これは何年まで続ける予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この里海づくりプロジェクトを始めたのは、イオン環境財団さんから寄附金をいただいて、それから着手したものです。世界目標として陸域、海域の約30%、そちらを生物多様性にする地域として指定をして保全をしていくというのが打ち出されています。宇検村の海の環境を見るとき、すごく生物多様性に富んだ保護にすごい匹敵するところなんですけども、宇検村は暮らしの中で生活領域として、海とずっと親しんで利用をしてきたというそういう歴史もありますし、実際今、現状も

そのとおりだと思います。国が30%のこの保護地区枠の海の海域やけうち湾、ここをしましよという提案もいただいているんですけども、そこには規制がかかってくるので、宇検村がどうい  
う方向で、村民がどうい  
う方向で海を利用したいかという、その方針というのを打ち出すのが大事  
ということで、宇検村の里海づくりプロジェクトというのは、今年度は村民の意見、漁協の意見、  
そして生業としてるそういう漁民の意見などをとりまとめて、来年度以降はしっかりとしたまた地  
域づくりという部分で、5年をめどに計画をしていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

最後。ありがとうございます。その名前もまた宇検村に則したような名前を、またプロジェクト  
名を作ってもらって、ぜひ海を生かすようなことをしてもらいたいと思います。あくまでも要望で  
すけども。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の開会は1時10分とします。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後 1時15分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、倉本富夫君。

○1番（倉本富夫君）

場内の皆様、こんにちは。令和6年第1回定例会一般質問に先立ち、一言所見を申し上げます。年  
始から能登半島地震で多くの人々が犠牲となりました。改めて自然災害の怖さを実感した年始とな  
りました。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。村内では、コロナ、インフルエンザと  
感染症がたびたび流行しているので、村民の皆様におかれましては手洗いうがいなど、感染症対策  
をしっかりしていただき、今後も病気なく、日常をお過ごしてできるように気をつけていただき  
い。また、以前より活発に行事ごとが行われています。私もスポーツ少年団のマテリアサッカーチ  
ームの子供たちと仲が良く、練習をよく見てきました。彼らが低学年の頃にボールにだんごのよう  
になっていた頃から見えています。高学年の今になってはシステムを理解してオフense、ディフ  
enseをしっかりして試合をする姿に、試合をする姿を見て、とても感動しました。子供たちを見  
て元気もらい、今後も子供たちのためにも、より良い村をつくっていく手伝いをしたいと思いま  
す。

では、通告に従い一般質問を行います。

まず、農業振興についてです。1、鳥獣被害に対して今年度のおおよその被害額と現状、現状の対  
策、また今後の対策はどう考えているのかお聞きします。2、宇検ブランドタンカンの生産、出荷状

況はどうなっているのか。3、サトウキビの今年度の概算の生産収量、収穫量と村が考えている今後の課題をお聞きしたいと思います。

次に、子育て育児についてです。1、阿室・田検保育所の入所状況と今後の見通しをお聞きしたいと思います。2、現在実施している子育て支援の現状と課題をお聞きしたいと思います。3、Iターン、Uターンに力を入れていますが、住む環境、住宅の状況をどうなっているのかお聞きしたいと思います。

これより先は通告席にて再質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの倉本富夫君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。それでは、倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての1点目の鳥獣被害に対して今年度のおおよその被害額と現状の対策、また今後の対策はどう考えているのかとのご質問ですが、鳥獣被害に対して今年度の被害額に関しましては、現在、聞き取り調査を行っている段階であります。昨年度に比べて増えていると報告を受けております。現状の対策に関しましては、鳥獣対策資材購入補助金による電気柵、ネット等の資材の購入助成を行っております。また、鳥獣被害対策実施隊による被害報告箇所での防除及び駆除も行っております。そのほかイノシシについては有害駆除の実施、カラスにつきましては年間を通してカラス捕獲機の稼働を行っております。今後の対策に関しましては、現在稼働していないカラス捕獲機の設置及びサトウキビ農家等への殺鼠剤購入助成の検討を行っていきたくと考えております。

次に、2点目の宇検ブランドタンカンの生産、出荷状況はどうなっているのかとのご質問ですが、今年度も昨年度同様、宇検ブランド確立事業を実施しており、現在は委託選果を通した村独自デザインのだんボールの配布を行っております。本事業対象の委託選果を通したタンカンの現時点での概算実績は8.1 tであり、奄美大島全体では裏年傾向にあるものの、本事業による成果が表れているのではと考えております。

次に、3点目のサトウキビの今年の概算生産収穫量と村が考えている今後の課題はとのご質問ですが、今年のサトウキビの概算の精算収穫量は約350 tと見込んでおります。村が考える今後の課題としましては、生産農家の高齢化や減少と、今年度顕著にみられたネズミによる害獣被害対策などを図り、機械導入による農家の労力軽減、精算奨励金等の助成も継続して行って行きたいと考えております。

次に、子育て育児についての1点目の阿室。田検保育所の入所状況と今後の見通しはどうなっているのかとのご質問ですが、令和5年度の入所状況であります。阿室へき地保育所が5名、田検保育所が61名の園児が通所しております。3月から4月にかけての転入転出による入所・退所申込みが予想されますが、2月末日までの申込みは、阿室へき地保育所が3名、田検保育所が41名の入所申込み

が提出されております。

次に、2点目の現在実施している子育て支援の状況と今後の課題はとのご質問ですが、第2期宇検村子ども子育て支援事業計画を令和2年度の策定し、地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金、だれもが笑顔になれる村宇検を基本理念に子ども子育て施策については、妊娠期、乳幼児期からおおむね18歳未満までの切れ目のない支援を進めてまいりました。今後、少子高齢化が進展し、年少人口はさらに減少することが予想されます。令和6年度は子ども子育て支援計画の見直しの年度となっており、本村のニーズに合った計画書の策定に努め、安心して出産から子育てができる村づくりに努めてまいります。

次に、3点目のIターン、Uターンと力を入れているが、住む環境、住宅の現状はとのご質問ですが、宇検村への移住希望の相談者数は年々増加しており、相談件数に対し住宅物件は不足している状況です。村内に点在する空き家を活用し、地域における定住を促進するため、宇検村空き家改修事業により、令和年度は3件の物件を改修し、引き続き来年度も活用が可能と判断される物件を対象に整備を行う予定であります。しかしながら、かなり老朽化が進み、状態の悪い物件が多く、事業費内で改修できる物件はかなり少ないと判断しております。現役世代の住宅不足は空き家改修事業だけでは追いつかないため、さらなる対策が必要であります。官民が連携した取り組みを行っている自治体を参考にしながら、新たな取り組みを検討し、住環境の整備に取り組んでまいります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○1番（倉本富夫君）

まず、農業振興のほうについて、カラス、イノシシ、ネズミのほうなんですけど、カラスの話は先ほども議員がやったと思いますが、やっぱり、今2基あるということで、今後また場所を変えて置きたいというような感じの話なんですけど、それ、集落の区長会の中とかで、集落というか、区長会の中とかで、一応、集落のほうに話を通して、設置する、設置してもらいたい場所があると思うので、そういうことをやったのかなというのをまずお聞きしたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

このカラス小屋の設置に関しましては、集落の区長会でというよりは農業委員会の定例会の中で、委員の方と話をしながら候補地の選定を、今設置しているところもそういう形で・・・ところではありますが、今から検討するところについても、農業委員を通して被害とか、実際、カラスが見受けられる場所の選定をしたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

農業者がカラスの被害を多分訴えると思うんですけど、やっぱり自分たちの集落のことなので、集落民を巻き込んでカラス小屋を設置して、大量にカラスがいるのでカラスを駆除したいというのを、やっぱり農業者じゃなくて、一般の人たちにも知ってもらえたほうが効率が良くなっていくと

いうか、置く場所も限られた場所じゃなくて、いろいろ場所とかも出てくると思うので、そういうのは一応やったほうがいいのかなと思います。今、カラスの小屋を維持管理しているのは、一応何名ですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

5年度におきましては、5年度途中まで宇検集落の圃場にあった分に関しては、その当時の区長さんをお願いをして、区長さんともう1人の方、2名で管理を行っていただいております。部連の村道に設置している分に関しましては、村のほうから1名の方に年間を通して委託をお願いをして、月にその報告を受けております。

○1番（倉本富夫君）

1名と区長さんということなんですけど、やっぱりそれも農業者が苦情を言っている。多分、カラスの小屋を設置して、その管理する方は狩猟免許課何かを持っていないとだめみたいな感じじゃなかったかな、だったと思うんですけど、やっぱり農業者の方がそういう苦情を言っているんで、農業者の方にカラスの小屋の管理をしてもらうというのが一番きれいな形というか、カラスがやっぱり減っていく一つの要因になっていくんじゃないかなと思いますけど、どう思いますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今議員がおっしゃったとおり、農家の方に直接被害がいくことが多いというところで、もちろん管理は村が委託した方に任せる形にはなるんですが、その捕獲の数も限られていますし、カラスを虐待させるというところに関しましては、設置から離れた場所をと、そういったところの対策についても、今後進めていくかということもありますので、そこは農家の方や、もちろん捕獲機を設置するときには、その集落の方にも理解をいただいて、村としての取り組みを周知したいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

猟友会の会員の方でも、高齢者になって、ちょっと猟に行けないという方とかも結構いると思うので、そういう方にもお願いして、小屋の管理とか、そういうのもまたカラスをちょっと減らしていけるような形でやってもらいたいなと思います。その猟友会に関してなんですけど、現在、猟友会のメンバーが高齢化が進んで、大分、何だろう、大分高齢化が進んでいるんですよ。鳥獣被害とか、イノシシ、カラスがあるんですけど、そこの駆除をするにも、今現在、わなを持っている方が多数いるんですけど、猟銃のほうに関しては、もう本当に片手で数え切れるぐらいしかいないような感じです。趣味の領域とは言え、やっぱり高齢化でかける人とか、捕る人が少なくなると、やっぱり増えてくると思うんですよ。そこに対して、また何か村からちょっと趣味の領域ではあるかもしれませんが、鳥獣被害をなくすような形で何かできないかなというのを思っているんですけど、どう思いますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、猟友会の方も高齢化や現在活動されている方が減少されている

というところは、聞き取りのほうでも伺っております。今後またそういう皆さんからお話があるように、イノシシ、カラス、そしてネズミ等の被害というのは、年々増えていく傾向でもありますので、今後はそういった資格取得に関する村としての取り組みとか、そういったところも猟友会と話し合いながら進めていきたいと考えます。

#### ○1番（倉本富夫君）

猟友会のその話で、なんだったっけ、捕る人も年々少なくなってきて、鉄砲もなかなか自分も撃ててないんですけど、やっぱり捕り方が分からないとかいうこともあるので、猟友会とちょっと役場のほうとかがしっかり話して、今後、組合員を増やすとともに、また猟をする人は基本的なことは多分わかると思うんですけど、若手のメンバーにそういうことができるんだよというのを知ってもらって、興味を持ってもらって、猟友会じゃなかなかそういうことはできないと思うので、協力して何か新しく若い方たちも興味を持ってもらえるように、何かちょっとしてもらいたいなと感じます。あと、有害駆除の件なんですけど、今、猟期で有害駆除が出ていないという状態なんですけど、やっぱり有害の駆除のときは頭数がちょっと増えたりするけど、きょうきに入るとなかなか捕ってくれないという、多分現状があると思うんですよ。いろいろ組合、猟友会のメンバーに聞いてみたところ、ちょっとやっぱり猟期じゃお金にならないから、捕りたくないというのが本音なんです。そこを猟期にもちょっとやっぱり有害みたいな感じで補助を出してもらいたいなという話があったんですけど、それはどう思いますか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃった有害駆除は、今年の場合も6月から10月までの間の区間と限定し、11月以降は狩猟期間ということで猟をしていただくということにはなっているんですが、有害駆除の期間に比べて、そういう頭数が上がってこないというところもあります。しかしながら、サトウキビを生産するうえでやっぱり出荷に向けた冬の時期とか、そういったときにやっぱりイノシシの被害とかいうのを聞きますので、そこに関しては猟友会にお願いすることもあるんですが、実施隊の方に活動していただいているということもあります。ほかの市町村でもそういう有害駆除の期間に関しては問い合わせがあるようですが、今のところこの市町村も狩猟期間中の有害駆除は対応していないというところでもありますので、またそこは猟友会といろいろ話を進めながら、どういった形で鳥獣被害の防止対策をしていくかということについては話を検討したいと思います。

#### ○1番（倉本富夫君）

ぜひ有害のほうを、猟期にもやってもらいたいなと思うのが本音です。集落の中も、やっぱり結構あちこち有害のイノシシ、病気シシとかが荒らしているというのをいろんな集落で聞きますので、そこでそれを捕ったらというのがあるので、そうですね、ちょっとそこを検討してもらって、ほかの市町村の話もあるかもしれませんが、宇検村が真っ先にそういうのをやったというのを、やったというか、やってもらいたいなというのがあります。

あと防鳥ネットのほうに関しても、一応補助のほうがあるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

防鳥ネットにつきましても、令和4年は1件実績があったと思います。

○1番（倉本富夫君）

イノシシの柵に関しては電気柵が今年2件、ネットのほうが2件という、多分イノシシのほうだと思うんですけど、一応やっぱり防鳥ネットのほうも、そうやって補助を出しているよというのを、カラスの被害が今年また多かったというのも聞きますので、イノシシだけじゃなくてカラスもやっているよというのを、やっぱり告知、周知、農家のほうに周知したほうがいいと思うんですけど、周知したほうがいいと思います。農業委員会や農業者の方にそういう周知というか、いろいろこういう電気柵が今補助で出しているよとか、その防鳥ネットとかも、そういうのも資材で購入したのを補助しているよとかいうのは、一応話はなされているんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

毎月行われます農業委員会の定例会の中でも、農業委員の方からそういった被害に対しての要望というのは上がっておりますので、その都度説明をしております。

○1番（倉本富夫君）

じゅうじ周知しているんでしたら、また農業委員会の方々から農家のほうに伝わると思うので、今後もそういうことがあるよというのとか、またほかに何か違う被害があつたりしても、そういう補助があるよとかいうのを周知していってもらいたいなと思います。

あと、次ですね、次、タンカンのほうに話移ります。一応宇検ブランドタンカンの出荷状況は、出荷実績が8.1tとなっているんですけど、提携農家さんの件数とか、あとその土地の広さとか、タンカンの木だったら何本とかいうのは、一応把握はしているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

5年度の出荷に関しましては、現在J Aのほうで取りまとめを行っているところでありますが、令和3年度のブランド協力金のほうで出荷をした方の人数は8人、すみません、令和3年度が8人、令和4年度が11人となっています。詳しい本数のところまではすみません、ここではちょっと把握をしております。

○1番（倉本富夫君）

やっぱりここも人数が分かっているなら、正確に本数とか、そういうのを聞き取りとかして調べていただいて、それで1本の木に大体何キロできるとかいうのが計算できると思いますので、そこからまたふるさと納税の返礼品にも使えると、使っていると思いますが、そこで正確な本数とか分かれば、また作って、生産されるキロ数も分かると思うので、そこら辺、やっぱり把握していたほうがいいと思います。今、いいと思います。今後もそういう農家さんを増やしていきたいのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今後につきましても、ブランド協力金は本年度も予算計上していますし、各種結果、またそうい

った講習会の中でも防災無線とかで呼びかけて、現在、話した農家の方々にも講習会の周知等を行って参加していただくように、村としてもお願いしているところではあります。

○1番（倉本富夫君）

ちなみにですけど、そのブランドの農家の方たちに、タンカン協同組合とか、そういうのも、そういう農家というか、協同組合のほうですね、の方も一応参加しているのかどうかというのを聞きしたい。

○産業振興課長（柳 栄治君）

生産組合のほうは作られていると思います。

○1番（倉本富夫君）

すみません、生産組合とか、協同組合とか、そういうのが入っているということなんですけど、やっぱりそこも農業委員会とか、村がちょっと少ない本数の人、家庭で植えているような本数の人たちにも声をかけて、協同組合を作ってもらって、そこからブランドに通してくれるというシステムも、今から大事じゃないかなと思うんですけど、そこら辺、ちょっとどう思いますかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今おっしゃったとおり、生産組合を通して宇検村のブランド確立というところに関しましては、いろいろな補助を投入したり、そういった方へどんどん先ほど申し上げたふるさと納税の返礼品とか、そういったところや、また農協の委託選果、そして共販に向け、選果場の利用を促すためにも、今個販でそれぞれで生産される方にもその組合に入らせていただくようお願いしているところではあります。

○1番（倉本富夫君）

ぜひそういうふうにして、みんなでそういうふうなのを作り上げていってほしいと思います。

サトウキビのほうに関してなんですけど、サトウキビ、去年と比べて大分生産のほうが減っていると思います。今年はネズミのほうによる被害のほうも大きかった。年間窮鼠剤とか、そういうのも農家のほうに配布していると思うんですけど、そこもサトウキビを作っている生産者の方に、言ってみれば一斉防除みたいなのが、やっぱり一番効率が、ネズミが減る原因だと思っているんですけど、そういうのを一応周知して、みんなで一緒にやってくださいとかいうような話は、農業委員会を通してとかでもいいですけど、村のほうからそういう話をしたりとかしましたか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

サトウキビに関しまして、先ほど村長の答弁で350 tと申し上げたのは、2月末での数字を宇検農産のほうから聞き取りしております。また、正確な数字は収穫が終わった段階で上がってくるとは思いますが、例年同様ではないかと考えております。今年、そういったイノシシやネズミの対策により減少したというところも考えられますので、その防除につきましては現段階で一斉に行うというところの話は、今まで農業委員会とか、そういったところでは出ておりませんでした。また、今

年そういった被害が増えているということでもありますので、今後の対策としてどのように取り組みを行っていくかというところは、話し合いを検討を続けていきたいと思います。

○1番（倉本富夫君）

イノシシのほうは柵をすれば止まります。ある程度止まります。でもネズミのほうに関しては、本当にどこから入ってくるか分からない。一つの畑が窮鼠剤をまいたとしても、ほかの畑をまいてなければ、そこからまた窮鼠剤が切れた頃に増えて、その畑に入ってくるというような状態が多分続きます。続くと思います。なので、それもやっぱり農家の力、協力を得てサトウキビを作っている方全員に、こういう形で1回一緒に、全部一緒に駆除をして、月に1回でも窮鼠剤、まいてくれるようにとか、生産高を上げるためにですね、そういうことをしていったほうがいいと思います。今年も種キビのほうは、新規のサトウキビを畑をする方とかは、今年もいらっしゃるんでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、収穫をしている段階ではありますが、新しく今年から始めるという方に関しては、まだ情報をいただいております。先ほど阿室の遊休地対策として、開いた土地に関しましても、今後、サトウキビの植え付けなども検討しておりますので、そういったところで、今公社が行ってはおりますが、まだ活用されていない用地もありますので、いろいろ情報を皆さんに流しながら、一人でも多くの方に生産を増やしていくような形が取れたらと考えております。

○1番（倉本富夫君）

ぜひサトウキビに関しては、主要作物の一つなので、生産者を増やして作る人もだんだん高齢化してきている中なので、頑張ってもらいたいと思います。種キビとかも一応毎年圃場で作って、公社に作ってもらってやっていると思うんですけど、種キビとかも今年出す予定なんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨年度に引き続き公社と話をしながら行っていく予定ではありますが、また、そういった農家の方に関して、どういった形でやっていくかというところは、いろいろまた課題もありますので、今後、公社のほうとも話し合いをしながら農家の方に周知をしていきたいと考えます。

○1番（倉本富夫君）

機械化で種キビのほうも自動で植える機械がありましたよね、ありますので、管理もほぼすることなく、サトウキビが今作れるような宇検村状態なので、そういうのをやっぱり高齢者の方にも空いている畑とかを使ってもらえるように、空いている畑というか、今まで使って、もうちょっとできないからという人たちも、ちょっと耕耘してサトウキビを作れば、何だろう、畑も荒れないですし、その方の収入にもちょっとでもなるといいかなと思いますので、そういう話をまた農業委員会の方々とも話して、広めていってもらいたいなと思います。

次に、子育てのほうに関してです。子育てのほうなんですけど、阿室保育所、田検保育所と今年の申込みが3名で、田検保育所が、これ全体での話ですね、41名となっていますけど、このまま阿室

のほうは3名となっているけど、今後、またどうやっていくというか、ニーズがあればやっていくと思うんですけど、これが1名になってもやるのか、少なくなってもですね、どう考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○村長（元山公知君）

倉本議員の質問にお答えします。このへき地保育所の問題は、本当にまたデリケートな問題でもあると思いますし、今、必ずへき地保育所には2名体制で職員というか、行っています。それで、やはり今、今後、来年度の通所予定者が3名ということで、3名に対して2名、今後、今議員がおっしゃったみたいに1名になった場合はどうするのかといったときのことも、今後は地域の方々、保護者をはじめ地域の方々としっかり協議しながら、何年後にはこういうふうになったらどうしますというか、そういうふうな形でいろいろ検討を進めていきたいと思っております。

○1番（倉本富夫君）

保護者の方もいらっしゃると思いますし、そこら辺、本当にデリケートな問題だと思いますが、何だろう、その今、入所している方々ですね、一応料金とかは、県とかそういうので定められた料金になっているんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

宇検村は保育料が無償ですので、3歳以上は無償になっていますので、払っておりません。

○1番（倉本富夫君）

3歳児無償なんですね。あと0歳児から2歳児までかな、の方々も、一応田検保育所のほうは預かって、預けていたりとかすると思うんですけど、そっちのほうは一応今、料金をもらっているということですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

0から2歳児は料金をいただいております。所得によって差はありますけど。

○1番（倉本富夫君）

所得割みたいな感じの料金となっているということなんですけど、今、子供の数も大分減ってきていると思います。今後また、子供が産みたいという方たちもいると思います。今まで保育所に通っていた方は、その金額を払ってきたと思いはするんですけど、今後、小学生に子供がいて、またちょっと新しく子供が産みたいという方たちも、やっぱり小学校のほうにお金がかかるから、なかなか踏んぎれないというか、次つくって生活できるかとか、そういう考えの方もいると思うんですよ。もうちょっと所得割だとしても、もうちょっと0歳児から2歳児まで、保育料が安くないかな、もし安くなったら、もうちょっと子供がふえたりしないかなとかいう、ちょっと思いがあるんですけど、どう思いますかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

ただいまの質問の保育料に関しまして、私がここで下げるとかいうことは難しいんですが、また相談も必要かと考えております。それで、役場としての助成金といたしましてですね、出産祝金が1

人につき5万円あります。入学祝金といたしまして小学校入学時には1人に対して5万円の支給をしております。あと子育て世帯の住宅助成いたしまして、公営住宅になりますけど、3名以上の子供がいるときには、規定の住宅料の半額を助成とかしております。また出産応援祝金といたしまして、妊娠届出の届時に5万円の祝金、また出産届のときの5万円の祝金ということで、助成金もしているところがございます。以上です。

○1番（倉本富夫君）

お金、育児子育て支援金という制度があるのも知って、出産祝金、入学祝金とか、いろいろあると思うんですけど、子供をつくりたいと思う、子供をつくりたいと思うというか、子供をつくって、やっぱり育てる環境というか、育児をする中で、いい環境が宇検村はあると思うんですよ。そういう制度があるというのも知っていますし、自分も。なんですけど、もっと子供を増やしたいと言ったらあれかもしれないですけど、何かもっとわいわいなければいいなという思いがあるので、0歳児から2歳ととか、そういうのを免除、免除というか、ちょっと金額を下げてやれば、もっとちょっと年長とか、上の子たちとかがいる方にも育てやすいというか、生活しやすい環境で増えてくるのかなと思いますが、村長。

○村長（元山公知君）

実際、倉本議員の今おっしゃっている0歳児から2歳児の援助の話は、全国でもいろいろそれを行っているところもあります。また、我々もいろいろ庁内でもその話の検討等、また今している途中でございまして、なかなかそれがすぐそうしようという話でいまいてないのは、いろいろとまた何と言いますか、バランスと言いますか、そういうのもちょっといろいろ考えながらやっているとございまして、もう少しまた検討する時間をいただきたいと思います。

○1番（倉本富夫君）

よろしく願います。あと、施政方針の中で、何だったかな、子育て、第2期宇検村子育て支援事業の見直しみたいなのがある、今年という話でしたけど、見直して、具体的にそういう話とか、そういうのを聞いてやると思うけど、どのような感じの、具体的にどういう内容なのかなというのを、ちょっと知りたいなと思います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

第2期見直しと書いてますけど、新たに作成ということで、保護者からのアンケート等を取りまして、こういうことをしてほしいとか、そういうアンケートを基に計画書を作成する予定であります。

○1番（倉本富夫君）

新しく作成することなので、今、奥さんを持っている方たちにも十分いいような感じで作っていただきたいと思います。

あと最後に、Iターン、Uターンの住む環境の話なんですけど、今年は一応3件改修作業をしたという話なんですけど、来年度からも一応何件とか決めてやる予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、来年度も3件を予定しております。

○1番（倉本富夫君）

それで1件にいくら使えるというような状態、1件にいくらという話で3件と言っているのか、全体でいくらあって、そのうち3件しようという話なのか、ちょっとそこら辺、まだ分からないのでちょっとお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

住宅改修につきましては、令和5年度に利用していた過疎地域に対する補助は、上限が400万の3件ということで、1,200万の中でそれぞれ流用ができるということで実施いたしました。しかしながら、かなり状態が悪く400万じゃ収まらないという物件が多くなったので、令和6年度は奄振事業で6割補助をいただいて、上限600万の3件、1,800万の事業費を今要求しているところです。

○1番（倉本富夫君）

今、集落内にも空き家がいっぱいあって、改修したいという世帯主というか、世帯主じゃないな、家主がいると思うんですけど、600万を超えたらそこは改修できないという話になってくるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

事業費の1,800万の中で流用ができるという事業にはなっておりますが、600万を超える改修という部分でいえば、新築であったりとか、いろいろまた検討しないといけない条件的、金額の上限という部分は、ちょっと検討してやっていかないといけないかなというのは、話し合いの中では検討課題とはなっています。

○1番（倉本富夫君）

今空き家になっているところを見ると、水洗じゃない、合併浄化槽じゃないというところがあると、そういうところが多いと思うんですよ。そこを2件に減らしても、2件は確実にとかいうのはできないのかなと思って、ちょっと話しているんですけど、やっぱり大体内地の方が来られて見るのは、水回り、トイレですね。トイレとか台所のほうだと思うんですよ。だから、そのほうにやっぱり大きなお金を使うと思うんで、そこを2件に減らしても、2件完璧に水回りをするとかいう考えはないのかなというのをお聞きしたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

この空き家対策、廃屋の撤去であったり、利用に関しても、空き家対策協議会のほうでいろいろ話を進めているところですけども、あくまでも個人の財産に公費をどれだけ投入をするかという部分の、そういう、そこが一番公費を投入して個人の財産を利用するという部分の収支バランスというのは、とても大事なところですし、ここは協議会を中心にしっかりと協議をして決定をしていかないといけない案件だと感じております。

○1番（倉本富夫君）

そうですね、言われてみれば。自分の思いとしては、やっぱり水回り、やっぱり内地から来た人、必ず水回りをするんで、そっちのほうをしっかりと引き渡してというのが、一番、ずっと住んでくれる環境になるので、それがいいんじゃないかなと思つての質問でした。今後もそういうのが増えてくるとは思いますけど、何だろう、改修工事にかかった費用から、また何だろう、家賃とかそういうのも決めていかれるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

以前実施していた空き家対策、空き家改修事業につきましては、宇検村定住促進住宅として20年から25年間、家主さんと家賃を折半してという形で執り行っておりました。ですが、その間もかなり老朽化が激しくて、改修が必要、再度改修が必要という案件が出ていたので、現在行っているのは10年間の家主さんから無償貸与していただいて、それ対して改修を行い、管理に関する経費として家賃を村が管理をするというふうな仕組みを移行しております。それが10年無償貸与ということで、10年後は改修したその状態のまま家主さんにお返しをして、あとは家主さんが管理をしていただく、もしくは家賃として収入を得ながら人に貸していくという状態に移行していくという流れを、令和5年度からは始めておりますが、初めての試みですし、経過する中でいろいろまた課題も出てくるかと思えますけれども、こういう物件に関しては、その都度対策を講じながら、いい状態に仕組みづくりというのを進めていければと思っております。

○1番（倉本富夫君）

ぜひ今後また、その空き家とか借りる、改修したものを借りる方たちにとって、また家主さんとかにもとって、今後いいように、そういうのが進められるようにしていただきたいと思います。すみません、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、1番、倉本富夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は2時20分とします。

休憩 午後 2時10分

---

再開 午後 2時20分

○村長（元山公知君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、壽山新太郎君。

○2番（壽山新太郎君）

場内の皆様、こんにちは。令和6年第1回定例会にあたり、一言所見を申し上げます。まず、冒頭に石川県能登地方を震源とした大規模な地震と羽田空港での飛行機衝突事故にて犠牲になりました被災者の皆様方に対し、心から哀悼の意をささげますとともに、地震により被災され避難を余儀なくされている皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い

復旧復興を切に願っております。

さて、今年に入り最初の定例会でございます。この定例会においては令和6年度の当初予算を中心に、これからの宇検村の方向性を決定する重要な議案審議がございます。重要な議案はしっかりと審議し、議決機関である村議会と執行機関は対等な立場に立ち、相互に均衡を図りながら村づくりを進めてまいり所存でございます。今後も村民の皆様の声に耳を傾け、ともに協力しあいながら地域社会を盛り上げてまいります。引き続きご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして3点ほど一般質問を行います。

まず1点目に、農業振興について伺います。1項目めに令和6年度の施政方針の中で、新規就農者への支援や認定農業者の確保を目指し、農業の担い手育成に積極的に取り組んでいくとありますが、現在取り組んでいる事案及び今後に向けた取り組みについて伺います。

2項目めに、今般あらゆる種の鳥獣被害が深刻化しているのが現状でありまして、農家の方々をはじめ、住民の皆様方からも対策を強化してくれとの声が多く出ている状況でございますが、村当局としてのこのような声にどのように対応し、対策を講じていくのか伺います。

3項目めに、遊休農地解消に向けた取り組みでございますが、各集落を見てもみますと、解消に向けた取り組みに温度差が見受けられますが、今年度実施した遊休地解消に向けた取り組みは、どのような取り組みをしたのか伺います。

2点目に、商工業の振興について伺います。1項目め、高齢化に伴い、村内の商店、売店等の経営状況が大変厳しい状況下にあります。村当局はこのような事態を把握しているのか。また、このような事態に対し、今後どのような対策を講じていくのか伺います。

2項目めに、令和6年度の施政方針の中で、やけうちどんと券について、6年度は年間を通して使用できる商品券を発行するとありますが、村民の皆様方や取り扱い店舗に対しどのように工夫、周知し、取り組んでいくのか。

3項目めに、ネット社会が発展している現代では、キャッシュレス決済が主流になってきておりますが、村内の商店等に対するキャッシュレス化対策が必要となってまいります。これを踏まえた村当局のキャッシュレス化推進対策について伺います。

3点目に、高齢者移動支援策について伺いますが、少子高齢化が過疎化が進行する中で、高齢者の方々の外出、移動手段の確保については、近隣町村の共通の課題であると認識しております。従いまして、より一層の移動支援が必要不可欠となってまいります。今後利用者のニーズに合わせた新たな走行ルートは検討できないか伺います。

以上でございますが、あとは通告席にて再質問いたします。

#### ○議長（杉浦治俊君）

ただいまの壽山新太郎君の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての1点目の施政方針の中で新規就農者への支援や認定農業者の確保を目指し、農業の担い手育成に積極的に取り組んでいくとあるが、現状の取り組みと今後の取り組み状況について何うとのご質問ですが、まず、現状の取り組みにつきましては、国が実施している農業次世代人材投資資金の申請サポートやサトウキビの新規の農地へ植え付けを行う際の苗代の無償化や、JAあまみが事業主体となっている果樹経営支援対策事業を活用した果樹類の苗木導入に際しての申請書作成のサポート、小型ハウス導入補助事業による野菜類やパッションフルーツなどの栽培支援などを行っております。今後も以上の取り組みを継続し、新規就農希望者への個別サポートや農業委員会や農政担当者による巡回等を通して、農家の今後の意向把握、農地のマッチングなど、細やかな取り組みも並行して実施していく方針であります。

次に、2点目の鳥獣被害が深刻化しているが、村当局の対策を何うとのご質問ですが、先ほどの同僚議員にもお答えしたとおり、今年度の鳥獣被害の状況につきましては、現在、聞き取りの段階ではありますが、昨年度よりイノシシ、カラス、ネズミの全ての鳥獣において被害が増加しているとの、農家や住民の方からの相談を受けております。対策としましては、令和5年度において宇検村鳥獣被害防止計画を策定し、今後3年間で計画期間とした従来講じてきた被害防止対策や、今後の取り組み方針についての協議を行い、鳥獣対策資材購入補助金による電気柵、ネット等の資材の購入助成、また、鳥獣被害対策実施隊による被害報告箇所での防除及び駆除、そのほかイノシシについては有害駆除の実施、カラスにつきましては年間通してカラス捕獲機の稼働の強化を図っていきたくと考えております。

次に、3点目の今年度実施した遊休農地解消に向けた取り組みはどのような取り組みを行ったのか何うとのご質問ですが、令和4年度より宇検村元気の出る公社において、阿室地区の遊休農地解消に取り組んでおり、令和5年度には阿室地区の学校裏手にある遊休農地約1.6haを開墾しており、今後は秋にソバの植え付けを予定しております。また湯湾ヒログ地区においては、令和5年度に約0.3haの農地を開墾して、140本のタンカンの植え付けをしている状況であります。

次に、商工業の振興についての1点目の高齢化に伴い、村内商店、売店の経営状況が大変厳しい状況下であるが、村当局としての対策を何うとのご質問ですが、令和6年度からは年間を通して商品券が利用できることによって、利用者もプレミアム分の金額だけお得に買い物ができることにより、購買意欲を高めるというメリットもあり、集客効果を向上させることにより、村内経済及び事業所、商店等の活性化を図るものとし、これまで以上に幅広い層に購入してもらえよう村民への周知を行っていきたくと考えております。

次に、2点目の施政方針の中で、やけうちどんと券について6年度は年間を通して使用できる商品券を発行するとあるが、どのように工夫、周知し、取り組んでいくのか何うとのご質問ですが、通年使用できるようにするため、資金決済に関する法律の適用を受けないよう、6年度からは役場で発行から換金までできるよう、関係課が連携して行うようにいたします。商品券の購入は、これまで同様地域の商店で引き換えできます。住民への周知は宇検広報、各家庭へのチラシで行います。こ

れまでとの違いを丁寧に周知してまいります。これまでのように年末期間限定のイベント的な購入意欲を促進する要素はなくなり、発行枚数が適当であるのか、不安はあるものの通年販売の効果として、これまで短期間に集中していた出費が分散されるため、これまで購入されていなかったより多くの村民に使用されることが期待されます。

次に、3点目の村内商店、売店のキャッシュレス化推進に向けた取り組みを伺うのご質問ですが、キャッシュレス決済サービスの導入は、現代の経済活動では必須であり、早急に対処する必要がありますと感じております。特に、村外や島外の消費者への利便性、購買意欲を促進するためにも導入は必要であります。しかし、キャッシュレス化に向けては、決済手数料などが発生し、売り上げ規模によってはメリットだけが生じるわけではなく、集落内の消費者を中心に商売を行っている商店においては、現時点では強く推進することが負担とならないか、慎重に判断したいと思います。そこで、令和6年度は、ケンムンの館の直売所でキャッシュレス決済サービスを試験的に導入し、利用頻度やキャッシュレスによる効果などを検証していく予定です。クレジットや電子マネーなど、幅広い決済に対応できるサービスを選択し、併せて端末の導入にあたってはセキュリティや店舗環境、機能性などを吟味し、ニーズに合った仕組みづくりに努めてまいります。

次に、高齢者移動支援策についての高齢者の方々に対する移動支援策について、利用者のニーズに合わせた走行ルートは検討できないか伺うのご質問ですが、宇検村内の公共交通関係については、宇検村地域公共交通会議において協議され、運行時間や運行ルート、料金などが決定されます。現在運行している2路線、宇検線と屋鈍線は主に高齢者が利用しており、その多くの方は診療所や役場、商業施設等が集中する湯湾地区を目的としておられます。その湯湾地区内の施設間移動を補填し、高齢者の利便性の向上を図るために3カ月間の実証運行を経て、令和4年10月にグリーンスローモビリティによる自家用有償旅客運送が開始されました。朝一便は経路定期型で運行し、それ以降はオンデマンド方式により、利用者の希望に応じて運行しております。公共交通の公平性からあらゆる要望に対応しかねる場合もありますが、今後も村民の利便性を重視しながら、可能な限り利用者のニーズに合った公共交通運営に努めてまいります。また、本村において宇検村福祉有償運送運営協議会要綱を定めておりますが、運営には至っていない現状であります。福祉有償運送どは、障害者や要介護者等を対象にNPO等の非営利法人や自治体が乗員定数11人未満の自家用自動車で行う個別利用サービスであります。運営を開始するには国土交通省の登録が必要となり、ガイドライン等の作成作業が生じます。今後、必要性に応じ関係機関等と協議を重ね進めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○2番（壽山新太郎君）

村長、ご答弁ありがとうございます。まずはじめにですね、新規就農者への支援並びに認定農業者の確保に伴います農業担い手の育成等の件についてでございますが、先ほど来、同僚議員がです

ね、担い手のほうは質問しておりますので、私はですね、違う目線で質問させていただきたいと思っています。

就農支援者もですね、非常に大事な支援活動だと思いますけど、認定農業者の確保ともうたっております。認定農業者の確保等を目指すとうたっておりますが、まずはじめに、現在、宇検村においては認定農業者は何名いらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

申し訳ありません。現在、ちょっと手元に資料がありませんので、調べて報告をします。

○2番（壽山新太郎君）

農業委員会が示しているですね、ホームページで見た中では、多分13名だと思いますが、村内のですね、今現在の農業従事者の方で、現在その認定農業者を目指して頑張っていこうという方がおられますでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

新規の就農者に関しましては、令和3年度を最後に、新しく参入されている方はいないという現状であります。奄美大島離島を含めた全体でも、令和4年度の新規就農者が27名、そのうち奄美大島本島の就農者は8名と、各市町村のその取り組みに関しては課題を持っているところではありますが、この8名の方に関しましては、奄美市や瀬戸内町の農業研修センターのほうで研修を受けた方がそのまま新規就農になれるという流れができていているということを聞いております。宇検村としましては、そういった研修センターのような取り組み方が現在できておりませんので、今後は研修センターがないほかの市町村とも協議を行いながら、そういった宇検村で農業を新たに行いたいという方に関して、どのように取り組んで、そういった県とか普及所、試験場などの情報を正確に伝えて、新たな就農に向けての取り組みができる体制というのを、今後検討していく必要があるかと思えます。

○2番（壽山新太郎君）

この認定農業者の認定はですね、多分これは5カ年計画を作ったりだとか、かなりボリュームが高い認定制度であると思っておりますが、この、もし認定農業者になったらですね、様々な支援策があるんですよ。ですので、先ほど、同僚議員が担い手のことをおっしゃっていますが、担い手の件も大事、非常に大事なことであります。既存のですね、農業従事者に対する認定農業者の育成というか、推奨もほうもですね、関係機関と連携してですね、村のほうでもぜひ強化していただきたいと思えます。

まず担い手の、次に、担い手の育成の件なんですが、先ほど村長の午前中ですね、中で、取り組みとしましては県の農大とうにおいて、そういう説明会等を行っているということでございますが、それはそれでですね、非常に大事な取り組みだと思っております。私はですね、また違う目線で考えているのはですね、外部から、例えば地域おこし協力隊ですか、の方を雇ってもらって、そこからつなぐという、外部からのやつも非常に大事だと思いますけど、私の考えはですね、外部も

大事なんですけど、今宇検村の中でいらっしゃる若手というか、30代、40代、50代の方をですね、対象に、兼業農家でもいいんですよ、そういった方を兼業農家として担い手育成をする方向もありなのかなと考えております。そこが非常に大事だと思っておりますので、今、村内にいらっしゃる中高年の方々の将来に対する育成については、村としては何か対策は考えてないでしょうか。

○村長（元山公知君）

今、議員からありがたいお言葉をいただきました。ぜひそういう熱い思いがある方があれば、ぜひ役場に相談に来ていただいて、どのようにすれば自分たちはこういうふうな農地を、農業をやっているかというのを、相談にぜひ一度来ていただければと思います。しっかりとまた対応したいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

うちもですね、うちのことなんですけど、芦検のほうで30代、40代、50代を集めてですね、サトウキビの育苗を作っているところでございます。その中でもですね、やはり初めて農業に従事する若い子もいらっしゃるんですけど、1年半ぐらいなるんですけど、かなり農業に興味を持ってもらってですね、次はタンカンをやりたいとか、また別で野菜とかも今植えているんですけど、そういった若い世代がですね、ちよくちよく興味を持ってきてございますので、今、村長が答弁ありましたとおり、相談体制をですね、役場のほうでも設けてもらって、そういう育成もですね、大事だと思っておりますので、ぜひ対応方をよろしく申し上げます。

次にですね、担い手づくりに関しましては、農業委員会の中でも非常に協議がなされていると思っておりますけど、その農業委員会の中でですね、担い手の農地の利用集積であったり、集約化についてですね、現状の課題とか、そういう協議を行っていると思っておりますが、その農業委員会の中でそういった担い手のことは、どういった協議をされているのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

農業委員会の中で行われているそういった対策というのは、先ほど午前中の答弁でも申し上げたとおり、農地集積をするにあたって、不在地主の方とか、登記が管理者が分からない土地に関して、今後、新しく農業を始めるうえで、やはり面積の小さい土地をいくつも点在して栽培するよりも、ある程度大きな農地として集約するほうが、農業をする方もしやすい。その集積化に向かって農地バンクの活用や、そういった管理者にマッチングをして、農家が使いやすい農地の提供というのを目指して話し合いを続けております。

○2番（壽山新太郎君）

農業委員会の方も身近な存在であります。我々もですね、農業委員会の委員の方と色々な情報交換をしてですね、農業振興のために、発展のためにいろいろ話し合っているところでございますので、そういった中身も含めてですね、より良い協議をしていただいて、関係機関とですね、農業振興の発展に努めていただければと思います。この担い手のところはですね、再三、同僚議員が質問しておりますので、次の質問にいきます。

続きまして、鳥獣被害の深刻化の問題でございますが、まずはじめにですね、鳥獣被害対策の実施隊員がいると思いますが、こちらは今何名で稼働しているのか教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

実施隊におきましては、猟友会に加入されている方が3名、そして補助として役場の職員でそういった資格を持っている職員が7名、計10名で活動しております。

○2番（壽山新太郎君）

例えば、各地区でそういう被害があったら、受付はどちらになるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

農家の方から産業振興課のほうに相談があれば、実施隊の方をお願いをして出動していただいております。

○2番（壽山新太郎君）

受付は産振課ということで了解しました。この実施隊のですね、出動実績は今年度、まだ締めていませんが、今分かる範囲で何件ぐらいの実績があったか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今年度の実績としましては、2月に2回出動しております。3月に1度出動しておりますが、今朝新たにまた相談がありましたので、今お願いをしているところであります。

○2番（壽山新太郎君）

2月に2回ですか。で今、受け付けがあると、それ以外はもう年間を通してなかったということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

4月から10月にかけては有害駆除のほうである程度駆除されている関係で、実施隊として役場に依頼があったのは2月、3月なっていると思われまして。

○2番（壽山新太郎君）

その有害のほうで、先ほどの同僚議員からもありましたけど、有害駆除が出ている間は、そういった報酬があるかどうか分からないですけど、実質年間を通して、実施隊が2月に2件しかないということなんですけど、年間を通して被害は深刻化しております。イノシシをはじめですね。実施隊を設定して、そこが機能しているかどうかというのが懸念されますが、そこはどういったご見解でしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

村としましては、実施隊のほうも要望があれば早急に対応できるように、実施隊の方と協議をしながら、対策を講じていきたいと考えます。

○2番（壽山新太郎君）

要望があればとおっしゃいますけど、これはなかなかこの鳥獣被害実施隊のですね、存在を知らない方も結構いらっしゃると思うんですよ。広報紙のほうで出動依頼の相談がある場合は対応しま

すよというのを、私は確認をしたんですが、なかなか村民にはですね、あまり知られていないような感じを見受けられます。これだけですね、深刻化しておりますので、広報紙だけじゃなくてですね、定期的に、例えばタンカンの時期でしたらタンカンの前に、こういった実施隊がありますよとかですね、防災無線を流したり、もっとそういう存在を示す周知を徹底する必要があると思います、その点に対しましてはどうお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員が言われましたとおり、今年もちよっと何月かはちよっとはつきり憶えてないんですが、広報のほうには掲載した記憶がございます。言われたように、広報だけでは周知がなかなか行き届いてないところがあるということです、防災無線やFMを活用して、地域の方にも周知していただけるように努めていきたいと考えます。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、周知を徹底していただきたいと思います。この鳥獣被害の対策実施隊の件なんですが、これは対象はイノシシ、カラス、今回ネズミがですね、大量発生して、サトウキビ農家の方々は大変ダメージを受けている状況でございますが、例えばネズミ被害で実施隊のほうに相談して出動する場合は、どのような駆除をするのか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ネズミに対する実施隊の出動というのは、多分今年行ってないと思いますが、そういった要望があれば、方法としては殺鼠剤を畑にまくとか、今いるやつをどういった形で圃場のほうから除外させるかという所に関しては、また実施隊の方と話をしながら、そういった方法も考えていきたいと思えます。

○2番（壽山新太郎君）

多分宇検村のほうでは宇検村鳥獣被害対策協議会というのが多分設けられていると思いますが、その中でもですね、相当、サトウキビのほうではネズミ被害が出ております。やっぱりそういった協議会の中でもですね、ネズミ対策にいたしましては対応のですね、協議をしていただきたいと思えます。このネズミ被害なんですが、そもそも去年ぐらいから大量に発生していると聞いておりますが、このネズミの発生ですね、そもそもの原因は、村当局として何だろうかとお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ネズミに関して急激に増えた理由としましては、ネズミを駆除する動物というか、生物が少なくなったとか、山というか、近隣でネズミが食べるような食物や、そういったものがなくて、それが畑に出て来ているということが考えられると思えます。

○2番（壽山新太郎君）

発生原因はいろいろあると思いますが、やっぱりノネコ対策、今事業をやっておりますが、ネコがやはり少なくなっているという関係もいろいろネットとか、近隣市町村のですね、担当者にも確

認を取ったんですけど、そういうネコがですね、やはり減っているという、天敵が要はないということですね。そういったのもありますので、今後ともですね、ネズミのほうは対策が必要と思われます。先ほども同僚議員のほうからありましたけど、この殺鼠剤ですね、そちらのほうをやはり補助していただいて、やはり一つの畑で駆除しても次の畑に移動して拡大しますので、やはり対策としましては一斉駆除のほうで、しかないと思っておりますので、役場主催でですね、音頭を取っていただいて、ぜひ各地区地区、サトウキビ農家、地区に対してですね、一斉駆除の取り組みをですね、ぜひやっていただきたいと思っておりますけど、そこ辺りはいかがでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

すみません、先ほどよりちょっとネズミに関しての実施隊の設置に関する規則というのは、ちょっと今確認をしたんですが、今の規則の中ではネズミに関して実施隊でどうするということは、特にうたわれておりません。ですが、農家の方からはやっぱりネズミに対しての被害の相談が増えておりますので、そこはまた実施隊の取り組みとはまた別の方向で、こういった形でそういった被害をなくすかということを検討していきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

そうですね、実施隊においては一斉駆除等は多分できないと思っておりますので、今、課長がおっしゃったみたいに、別立てでですね、そういう対策をしていただきたいと思っております。

鳥獣対策についてはですね、その一斉駆除のお願いと、その殺鼠剤のですね、公認補助、またこういったのをまたそういうサトウキビ農家の方々にもですね、周知をしていただいて、駆除の徹底方をひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、遊休農地の対象に向けた取り組みについても、これもまた被るところがございますので、単決にですね、お聞きしたいと思います。令和年度に向けた遊休農地の解消について伺いますが、ご答弁、前回のですね、議会の答弁の中でもありましたとおり、各集落のですね、要望等も踏まえ関係機関、また農家との情報共有も徹底し、解消に向けた取り組みを強化すると、前回の答弁でもうたっておりますが、この各集落の要望等があるのか、こういった形で要望を取っているのか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

公社の対策として、開拓を行ったのが令和4年、5年は阿室集落を行いました。集落としての要望というか、農業委員会の定例会の中で阿室の後はどこをしてほしいとかいう、具体的な話も出て来ております。そういったところ、ほかの6年度それ以降の圃場につきましては、また検討を行い、先ほど申したとおり、環境保全に影響がない、そして実際今管理されている方が高齢でできないとか、地主が不在で周りの方が困られている、そういったところを優先しながら、候補地を検討していきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

遊休農地解消の問題もですね、やはり宇検村の問題だけではなくて、全体的な各市町村もかなり

問題ということでやっておりますので、いろいろ大変かと思いますが、少しでもですね、遊休農地の解消に向けた取り組みをよろしくお願いします。

続きまして、商工業の振興についてでございますが、今回、経営者、村内の店舗、商店等ですね、高齢者になってきたり、後継者不足をですね、懸念をされますが、その点に関しましては村として何か対策がございましたら伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員の質問にありましたとおり、村内の商店、事業所に関しまして、高齢化やそこをまた管理するというか、時間の制限があったりとかで、集落の方の買い物に関して不便を感じている方はいらっしゃるという声は聞いております。我々の村としての考えとしましては、先ほど村長が申し上げたとおり、その商店、売店をどう活用していただくかという一番の対策として、商品券の活用を事業を継続することによって村内の方に村内商店、売店で需要をいただくというところに向けて取り組みを強化させるため、今年度年間を通した商品券の利用について検討を進めていっているところでございます。

○2番（壽山新太郎君）

どんと券の発売、どんと券の対応をですね、行って、そういった支援をしていくということであろうかと思いますが、年間を通してどんと券を発行するというのは、大変素晴らしいことだと思います。ちなみにですね、今年度発行したどんと券につきまして、どれぐらいの取り扱い高があったのか、分かれば教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年度に発売した商品券に関しましては、コロナ交付金のほうでプレミアム率を50%と補正を組んで計上したため、売り上げ枚数としましては、発売枚数が8万4,000枚です。売上額としては4,200万。そのうち換金があったのが99.7%ですので、ほぼ村内で消費されていると把握しております。

○2番（壽山新太郎君）

これ、村内で取り扱った店舗は何店舗ぐらいあったんでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

すみません、店舗数のほうは今こちらで把握しておりません。

○2番（壽山新太郎君）

それはあとで個人的にまた聴き取りしますのでお願いします。このどんと券の発売につきまして、村民のですね、方々の反響とかは聞いておりますか。どういった反響、良かったとか、ぜひまた来年もやってくれとか、そういったお声とかはありましたでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨年度のどんと券につきましては、プレミアム率も50%で、5,000円の商品券に対して7,500円で2,500円消費者のほうもお得をするという形で発売したため、発売期間を10月、11月に関しまして

は、枚数を限定して発売しまして、12月はもうどなたでも購入していいという形にしましたが、12月1日で全部売り切れた。その交換についても、ただいま換金率も99.7%でほぼ消費されたということで、村民の方にも喜んでいただいたんじゃないかと思えます。

○2番（壽山新太郎君）

確かにですね、私のほうにもそういった大変すばらしいどんと券ということでお聞きしておりますので、村長の施政方針の中で6年度は年間を通じてやっていくというのでありますので、大変ありがたい事業であると感謝をしております。村民の方の反響もそうなんですが、実際、先ほど取り扱い店舗はあとで調べるということでございましたが、取り扱い店舗のですね、店舗の反応、反響とかは、聞いている範囲で構いませんが、そういう意見等がありましたらお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど言われました取り扱い店舗に関しましては、村内で51事業所となっております。51事業所です。各事業所からも、年末にかけて村内で消費される一般商品券が非常に多かったということで、反響と申しますか、効果のほうを高評価という形で村としても捉えております。

○2番（壽山新太郎君）

ありがとうございます。6年度は発行から換金まで、役場で全部一括で行うんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

発行に関しましては、商工会のほうに事務のほうを委託して、補助金という形でお願いしていましたが、今年は役場のほうで商品券を作成し、先ほど言った販売事業所のほうでも購入できる、役場のほうでも購入できるという形を取りたいと思います。換金につきましても、各事業所に役場に来ていただいて、会計で処理をし、役場のほうで決済をその事業所のほうに窓口払い振込のほうで対応していくというところを考えております。

○2番（壽山新太郎君）

その換金は担当課はどちらですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在のところ商工を担当しております産業振興課になります。

○2番（壽山新太郎君）

なかなか人数が少ない中で、こういう換金の業務までするとですね、かなりキャパのほうもウェイトが増えてくると思いますが、商店側からすると、やはり換金してそこで現金収入して、それを仕入れ代金として運用していくんですけど、この換金ですね、スケジュールを徹底して行ってですね、すぐ店舗側に迷惑かけないように、やっぱり店側はやっぱり現金化してですね、やはり仕入れの資金とかする必要がございますので、そこ辺りのスケジュール、換金のスムーズなあれは、ちゃんと計画できておりますでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在、商工会が行っている換金は、補助金という形で一旦全額商工会のほうに金額をお渡しし

て、商工会のほうで換金に來られた事業所のほうに、その商品券の数をその場で確認をして、現金と引き換えという方法を取っていると思います。役場になりますと、各事業所にその換金したお金を振り込みにあたって伝票を作成して決済をもらうという手続きが出てきてしまうため、どうしても当日では処理できなくなってしまいます。先ほど議員の方も言われたように、換金する日を日にちを指定して、なるべく早く事業所の方にお支払いできるように、対策をまた検討していきたいと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

その換金、店舗側への説明なんかは、これからされるんですね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今回の議会の中で、予算として計上しているのは、昨年同様に商工会に補助金という形で予算を計上しております。その当初予算を編成した後で、どうしてもそういう村民の方の声や、現在発売しているどんと券の流れを踏まえた上で、6年度は役場で販売したほうが効果が出るんじゃないかという庁内の検討を行ったため、その予算を組み直して、村民の方に購買してもらうという手続きになっていますので、6月か7月を目標に、それまで庁内の中で先ほど議員が言われたような課題を一つ一つクリアしながら、また村民の方にも周知をしてして行って取り組んでいきたいと考えます。

○2番（壽山新太郎君）

大変すばらしい、宇検村にも経済効果でお金が落ちますので、店舗の方々並びに村民の皆様にもですね、丁寧な周知をしていただけて取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、キャッシュレス化に向けた取り組みでございますが、現在、村内の事業所及び村内の店舗はですね、何店舗あるかというのは聞きたかったですけど、今の村内の事業所、店舗において、大体何店舗ぐらいですね、このキャッシュレスを導入しているか、件数を教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

キャッシュレス決済、カード決済に関しましては、商工会で把握している事業所が、カード、キャッシュレス可能な事業所が10件ございます。

○2番（壽山新太郎君）

今、10店舗と申しましたが、未導入の店舗等に対しては、このキャッシュレス化に向けた協議とか、話し合いとか、そういったのは今現在、されておられるのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まだ未導入の事業所に聞き取りを行いました、現在の段階では需要が少ない、そしてまた手数料に見合わないという意見も聞いております。商工会としましても、数年前にキャッシュレス化に向けた説明会等も行っておりましたが、令和5年度に関しましては、そういった要望もないため、説明会も特に行っていないとの回答をいただいております。

## ○2番（壽山新太郎君）

キャッシュレス化に向けたですね、キャッシュレス化に向けた導入をする場合には、まず、端末機の導入費用だとか、あとブランド、VISAとかですね、ブランド側にある手数料とか、一番ネックなのがやはり決済手数料なんですよね。そういった様々な店舗側は費用があるんですけど、村として手助けをしていくうえで、その購入費用の端末機の補助なのか、支払い決済手数料はちょっと補助は難しいと思いますけど、どこあたりのところを手助けというか、助成、補助を考えているのか伺います。

## ○産業振興課長（柳 栄治君）

キャッシュレスに向けたレジ、電子レジの導入や、そういった端末の導入に関しましては、商工会のほうでそういった補助も、そういった事業があると聞いています。その事業所の負担がいくらかかる、それに対しての何割なのかとか、そういったところは聞いておりませんが、そういった商工会の補助を活用していただいて、それでもまた事業所やそういったところに負担が大きいということがあれば、またそれも今後どうしていくかというところを検討する必要があるんじゃないかと考えます。

## ○2番（壽山新太郎君）

なかなか村内店舗はお客の数もですね、限られておって、キャッシュレスを入れた段階で費用対効果が出る、そこがですね、一番ネックになってくると思います。大体、決済手数料が2.3%ぐらい取られるのが相場だと聞いておりますので、ただ単純計算で2.3%が決済手数料のパーセンテージでございますので、大体売上げを3倍ぐらい、3%の売上げをですね、維持できれば費用対効果というのか、その投資した分が回せるという状況になっておりますので、なかなか客数も限られている中で難しい問題でございますが、できるだけですね、観光客も増えておりますので、いろんな関係機関、商工会なり、関係機関と連携を取ってですね、1店舗でも多くキャッシュレスのですね、店を取り入れるようにお願いします。この件につきましては、第6次宇検村総合振興計画の中でも、多分主要施策として掲げていると思いますので、できるだけ早め早めをですね、対応方をよろしく願いします。

最後にですね、高齢者移動支援策についてでございますが、この件につきましては、様々な村民の方から、村民というか、高齢者の方々からですね、ご意見、ご要望を聞いていることございまして、今回質問をさせていただきました。ちょっと紹介をさせていただきますけど、隣りの大和村はですね、大和村の直行バス以外に村独自でですね、村内の各集落を巡回する移動支援車両きびきび号と言いますが、それをですね、独自に運行している状況でございます。これは高齢者等に対する移動支援だと聞いておりますが、大変ですね、すごい、すばらしい事業であると思っております。内容につきましても、乗車料金につきましては、65歳以上の高齢者や障害のある方、また運転免許自主返納者並びに小学生未満はですね、無料となっております、その他の住民につきましては、一律の100円で乗車できるそうです。これがですね、すごいことはですね、ルートが国直から今里の

往復をですね、午前と午後1回ずつ走るルートでございますが、村集落の中をですね、例えば公民館だとか、売店等にもですね、停まるというところで、アクセス可能がですね、すばらしいところがございます。宇検村もすぐすぐこういったのを入れろというのは申し上げませんが、やはり少子高齢化が今から進みます。高齢化率もですね、上がってきますけど、大和村がそういった支援バスも出しておりますが、その点につきましては、村長、どういったご見解でしょうか。

○村長（元山公知君）

今、議員がおっしゃるように、大和村のきびきび号については、いろいろうわさ等というか、いろいろ話も聞いたりして、好評を得ているというのを聞いていますけども、今、我々は公共交通で、今島バスさんで宇検線、屋鈍線としての公共交通としてそれを今活用しております。今後また、このきびきび号のように、また大和村が直営でしているバスを導入するとすると、そこも全部ひっくるめての改正をしていかなければいけなくなってきました、村としての手出しの金額もどれぐらいなのか、やはりそのためにはそのぐらい手出ししてもそういうふうにするのかというのを、しっかりとまた協議していかないことには、一度そういうふう切り替えて、また島バスさんに走ってくださいとなると、今度はそれこそもっと大変なことになりますので、そこはちょっと慎重に考えながら、しかし、高齢者の移動というのは、やはり本当大切なことなので、今、我々がやっている公共交通の移動とか、またグリーンスローモビリティのオンデマンドのをやっていますが、それ以上にまたできることもありますので、そこはまたしっかりと、とにかく少しでも高齢者の移動に手助けになるようなことをまた考えてやっていきたいと思っておりますので、いろいろとまたご意見をいただきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

村長、前向きなご意見、誠にありがとうございます。

最後にですね、この村長の答弁の中で、宇検村福祉有償運送運営協議会要綱の中で、福祉有償運送とは、障害者や要介護者等を対象にと書かれておりますが、これは高齢者は入らないんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。福祉有償運送ガイドブックを見ますと、要介護者、障害者等となっておりますので、高齢者だけでは該当にならないと考えます。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

そうじゃなくて、高齢者もその中の要綱には入れられないんですかという意味です。高齢者もその中に入っていないかという。

○保健福祉課長（保枝力人君）

この福祉郵送運送の中では、高齢者というのは入れられないかと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

はい、分かりました。ありがとうございます。この移動支援対策はですね、今後、非常に重要になってくると思っておりますので、この支援バス、高齢者の移動支援対策につきましては、いろい

ろバスの運行であったり、先ほど私が言ったとおりですね、私の要望としてですね、ぜひご検討方をお願いを申し上げまして、時間がきましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど議員からありました宇検村の認定農家数は13件で間違いありません。

○議長（杉浦治俊君）

これで、2番、壽山新太郎君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 3時17分

令和6年第1回宇検村議会定例会

第 3 日

令和6年3月7日

令和6年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和6年3月7日（木曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

3番 保池 穂好 議員

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 中田みゆき君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	柳百々代君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
企画観光課長	辰島月美君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

会場の皆様、おはようございます。まず初めに、能登半島地震、そして日本航空機、海上保安庁機器衝突事故で犠牲になられました被災者の皆様に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行います。

施政方針の基本方針1について。小型ハウス導入補助事業について農家支援を行うとあるが、小型とはどの程度の規模なのか。また対象農家をお示してください。高齢者の生きがいつくりとして活かそう村の宝、ビジネス応援事業による事業内容を具体的にお示してください。イノシシ防護柵を家庭菜園規模の設置はできないか伺いたします。ソバの具体的なビジネスプランをお示してください。特定地域づくり事業協同組合の内容を具体的にお示してください。

基本方針2について。公共機関の維持と利便性の向上の中で、スマートホンアプリを利用した定期券の購入を併せて推奨とあるが、周知の方法は。また、導入の費用と維持経費はいくらかかるかお示してください。令和6年度の携帯電話エリア事業で鉄塔整備とあるが、完成予定、また奄美市側は今後どうなるのかお示してください。家庭用ごみ処理機購入補助の5年度実績と内容をお示してください。

この後は通告席から質問を行います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、保池議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針1についての1点目の小型ハウス導入補助事業について農家支援を行うとあるが、小型とはどの程度の規模なのか、また、対象農家をお示くださいとのご質問ですが、昨年7月に設置した宇検村小規模農業施設導入事業補助金交付要綱によりますと、村が奨励する施設につきまし

ては、上限面積100㎡以下とした野菜等の栽培のためのパイプハウス施設となっており、対象農家としましては、村内に住所を有し、村内の農産物直売所等に生産出荷を目的とする農業者等としております。

次に、2点目の高齢者の生きがいつくりとして活かそう村の宝、ビジネス応援事業による事業内容を具体的にお示しくださいとのご質問ですが、事業実施主体の概要としましては、プロジェクト名を高齢者と村の宝を育てる、育てて売るプロジェクトとして実施主体を団体名であります美人草が行い、県の承認を受けておりおります。事業の内容としましては、美人草の代表と地域の高齢女性7名を含む9名で構成されており、いつまでもいきいきと暮らし続けることを目指し、活動を実施してまいりました。活動の中で農業を実施したいとメンバーからの意向が聞かれ、農業活動も継続的に行っております。現在はヨモギの農地栽培を開始しており、加工販売をすることでビジネス化することを目指しております。令和5年度に取り組みました本事業につきましては、鹿児島県農政部農業の稼ぐ力を引き出す主要施策の一環として、地域資源を活用し新たな雇用創出につながるコミュニティビジネス活動のスタートアップを支援し、地域の高齢者が農業活動を通して、そこで生産された作物を加工販売する事業となります。本事業は単年度事業であるため、今後も県が設置する農山漁村イノベーションサポートセンターによる6次産業化等への支援を継続的に行いたいと考えております。

次に、3点目のイノシシ防護柵を家庭菜園規模の設置はできないかとのご質問ですが、宇検村鳥獣対策資材購入費補助金交付要綱における補助対象としましては、構成員が3人以上の集落組織等、または販売を目的として農業経営を行っている農業者であって、その経営耕地面積が2a以上であるものとなっており、地目につきましても本村の区域内にある農地等となっておりますが、個別の案件につきましては、農業委員等を通して連絡いただければ、被害対策についての取り組みやサポートを考えていきたいと思っております。

次に、4点目のソバの具体的なビジネスプランをお示しくださいとのご質問ですが、現時点では秋まき、春まき、2作での現地適応を明らかにする試験栽培を実施し、年2回収穫できる地産地消が可能な品目であり、播種から収穫までの全ての工程を機械化できる土地利用型品目であることの検証を目的とし、ビジネスプランについては今後の生産情報を提供しながら、需要と供給のバランスが取れた地域の産品になればと考えます。また、見落とされがちな宇検村の持つ豊かな食資源であるマグロ、クルマエビ、モズク等の海産物、イノシシ、シイタケ、タケノコ、山菜のほか、伝統食野菜や卵等季節の彩に寄り添い、麺以外でも加工利用される日本古来の穀物であることから、一定の栽培面積の拡大、収穫量の安定がなされたうえで、村内の飲食に提供できる店舗でも宇検ソバとして様々なレシピで村内外に食する環境を整えたいと考えております。

次に、5点目の特定地域づくり事業協同組合の内容を具体的にお示しくださいとのご質問ですが、特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業と類似した制度です。村内の事業者が組合員として組織し、共同で職員を募集します。採用された職員は各事業所の労働需要に応じて派遣されるこ

とになります。一つの事業所への派遣は、年間総労働時間の8割以内でなければならぬため、職員は複数の事業所へ派遣されることとなります。職員は複数の職種を経験できるため、自分に合った仕事を見つけることができます。事業者は繁忙期の人材確保が可能となるメリットがあります。組合運営費の一部の財政支援が講じられ、県内では7組合が設立しており、そのうち4組合が奄美群島内での組合です。人口減少と地域の担い手不足が極めて深刻な課題となっている中、宇検村内の働き手の確保、定住人口の増加、U・Iターンの増加が期待されるため、設立に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、施政方針2についての1点目の公共機関の維持と利便性の向上の中で、スマートホンアプリを利用した定期券の購入を併せて推奨とあるが、周知の方法は。また、導入の方法と維持経費はいくらかかるかお示しくださいとのご質問ですが、周知方法については卒業予定の中学校3年生の保護者宛てに高校生通学バス助成事業についての案内を送付する際、スマホアプリの利用案内を同封してお知らせしております。スマホ用アプリにかかる経費については、交通事業者が導入しているものであり、村としての経費負担は発生しておりません。

次に、2点目の令和6年度の携帯電話エリア事業で鉄塔整備とあるが、完成予定は。また、奄美市側は今後どうなるのかとのご質問ですが、湯湾新村線の不感地域解消のための鉄塔整備は、6年度2月末に完成予定です。4月に交付申請、6月に交付決定、11月に工事契約、2月末完成予定のスケジュールになっております。奄美市側の今後についてですが、携帯電話のエリア整備はこれまでも各市町村がエリア化希望地域として上げている地域を県が取りまとめて、携帯電話の不感地域等の解消に関する要望書として、携帯大手事業所に要望してまいりました。村の赤土山線についても、毎年上げていたことと、世界自然遺産登録やトンガ沖海底地震の影響で必要性が高まり、実現へ向けての動きになったものと考えております。ご質問の赤土山線の奄美市側不感地域については、現在、奄美市の不感地域にもエリア整備希望地域にも上がっていない状況でありますので、早期の実現は見込めないのが現状であります。

次に、3点目の家庭用ごみ処理機購入補助の5年度実績と内容をお示しくださいとのご質問ですが、令和5年度においては家庭用ごみ処理機購入助成の実績はありません。内容については、個人が設置する家庭用ごみ処理機に対し、その購入を補助するものであります。補助の周知については、広報紙やFMラジオ等によって村民の皆さんへお知らせしていく予定にしております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○3番（保池穂好君）

まず、1点目の小型ハウス導入補助についてなんですけども、対象農家が村内に住所を有し、村内の農産物直売所等に生産出荷を目的とする農業者等々としておりますということですが、これは、すみません、僕の中ではまた組合とか、作った中でしかできないのかなというふうに考えておりま

したけれども、1個人に対してもこの補助を行うという認識でよろしかったでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この事業につきましては、昨年度の4月に農業委員会のほうから村に要望があり、家庭菜園とか、そういった規模の方で、直売所のほうに出荷できるそういう大きい経営をされている農家以外の方の拾い上げとして導入した事業であります。ですので、特に団体とか、そういったところは設けておりません。

○3番（保池穂好君）

それではですね、この100m以下の規模ということなんですけれども、それに係る購入費用と補助額等まで具体的にお示しいただいてもよろしいでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

条例規則の要領の中では、100㎡以下というふうにはうたっていますが、規模としましては、県が推奨している6m×20mの現在建てられているハウスに対しては、その規模のハウスであります。補助の上限としては15万円までとなっておりますが、農家の方によっては、示した規模よりも大きいハウスを建てていらっしゃる方もいらっしゃいますが、補助の上限としては15万円までということと定められております。

○3番（保池穂好君）

面積は100㎡以下としてうたってはおりますけれども、補助額は上限が15万円で、規模はこれ以上あっても補助はいたすということとよろしいでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今議員がおっしゃったとおりです。

○3番（保池穂好君）

今まで村内の皆様を見ているとですね、お一人でいろいろと頑張っている姿を見ながら、補助をもらえないところがたくさん見えられたので、この事業は大変ありがたいことだなというふうに思います。また、村民の皆様がしっかりと活用できるようにお示しいただいて、お知らせしていただいでですね、また村の発展に寄与していただければなと思います。

次に、高齢者の生きがいつくりの中でですね、活かそう村の宝、ビジネス応援事業による事業内容なんですけれども、現在は、美人草の代表と地域の高齢女性7名を含む9名、で8名のような気がするんですけれども、9名で構成されているというところなんですけど、この7名、8名でしかできないのか、またもっと募集して、皆さんのことを応援していくのかというのが、ちょっと曖昧、ちょっと分からなかったんですけれども、そこら付近について、教えていただいでよろしいですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。この団体美人草なんですけど、今、地域おこし協力隊で活動している方が立ち上げた団体であります。また、各集落を回るときに、孤独でいる、孤独というか、高齢者の女性たちを集めて、ちょっと話し合いとかしたときに、農業をしてみたいなという話でこの話が盛り上がっ

たところですが。今現在、面積が、すみません、約1反しております。面積的に7、8名で十分なのかなと思うんですけど、今後は面積も広げていきたいということも聞き取りをしておりますので、そうなりますとまた人を増やしたり、仲間を増やして活動できたらと考えております。

○3番（保池穂好君）

現在のところは募集中ではないという感じですかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

募集中ではありません。以上です。

○3番（保池穂好君）

畑がまだ1反ということだから募集しないのか、ちょっと分かりかねますが、せっかくいい事業をしていると思います。やはり村内の高齢者の方って、お一人お一人畑やっていたりするとところもすごい見受けられますし、また、小型ハウス導入補助とかも、一人一人でもできるという、いいふうに進んでいると思いますので、こういうふうなことをしっかり連携取って、もっといい方向にいければと考えますので、ぜひ畑をお借りしてですね、またこういった小型ハウスの導入補助も使いながら、この事業をもっともっと拡大できればいいんじゃないかなと思いましたが、ぜひ募集して面積も広げて、いいまた、ことをしていただきたいなというふうに考えます。1点気になったのが、地域おこし協力隊の方が代表として、今この事業をやっているということなんですけども、協力隊が終わったあと、この事業がどうなるのかがすごく気になりましたが、この点についてはどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。今現在、地域おこし協力隊としております、あと1年、6年度末までの任期がありますが、この方も宇検村出身の方であります。また、任期が終わりましても地元に残って事業を進めていくと聞いております。以上です。

○3番（保池穂好君）

村内の高齢者の方が、いきいきと暮らし続けることには大変、先ほども言いましたけれども、皆さん、畑をやってうけん市場に出したりとか、出荷している姿をよく見受けられますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

次にですね、イノシシ防護柵の件なんですけども、先ほどから話していることとちょっと関連いたしますが、一人一人で畑をやっている方も多く見受けられます。現在のところは構成員が3人以上の集落組織等となっているところではありますが、1点確認なんですけれども、補助対象者として構成員が3人以上の集落組織など、または販売を目的として農業経営を行っている農業者であってとありますが、3人以上の組織じゃなくても対象になるというふうに認識できると思うんですが、この点は、ちょっとはっきりしていただきたいんですが、答弁をお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この要綱を令和2年度に定めた当初は、その経営規模によって補助率を分けてサポートをしております。

ましたが、その後、農家の方や住民の方からのいろいろの要望もあり、現在としてはそういった小さい個人で営む方に関しましても、この事業の補助を活用していただいております。

○3番（保池穂好君）

農業経営を行っていますということなんですけれども、そこは年間の売上げ等ほどの程度の規模とかというようなのではないという認識でよろしいですか、少なくとも多くてもよろしいという考えでよろしいでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃるとおり、経営に関しましては柔軟に、村としても対応したいと考えておりますが、あくまでも農地というところの関しましては限定をして、宅地の前でちょこっと野菜を植えているとか、そういった方に隅々までこの事業を活用してというところは、なかなか行き届かないとかは出てくると思いますが、農地であれば補助対象として活用いただきたいと考えております。

○3番（保池穂好君）

皆さんの要望等で、この対象が緩和された点については、大変ありがたいというふうに考えております。しかしながら、この購入費補助という点なんですけれども、実際、高齢者の方がお一人で畑をしているときにあたって、このイノシシ防護柵を地域の高齢者でまわせるのか言ったら、ちょっと難しい点があるんじゃないかなというふうにも考えます。なので、堆肥センターの皆さんのユンボとか、人員をお願いして設置していただければ、すごいありがたいというふうに考えますが、こういったことはできないでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

防護柵を設置される件に関しましては、村として今考えているところは、今、各集落規模で緑サークルという活動を行っていて、地域の農地の保全を守る、そういった作業をしていただいておりますが、そういった活動の中で、集落全体で農地を守るという取り組みを、この防護柵に対してもしていただければと考えております。

○3番（保池穂好君）

不勉強で申し訳ないですけれども、緑サークルの中では、その畑の面積があったと思うんですけども、その中で対象外の地域もあるんじゃないかなというふうにちょっと考えたんですけども、その地域に対しても、その緑サークル一つの団体として、今まとまっていると思うんですが、そういった畑、対象地域でなかった地域の一般の方の畑にも対応していただける、緑サークルのメンバーが対応していただけるという認識でよろしかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

緑サークルに関しましては、現在、6団体で6年度から名柄校区もその活動についての要望があるということを聞いています。今、議員がお住まいである久志集落と生勝集落に関しまして、まだそういう体制ができておりませんので、今後またそういった活動の取り組みとか、校区を集約しての

そういった活動、そういったところも進めながら、取りこぼしの集落がないような形で、今後進めていけたらと思います。

### ○3番（保池穂好君）

分かりました。ぜひいい方向に行くように、よろしく願いいたします。

次に、大変注目度の高いソバの件なんですけれども、僕のほうでですね、ソバのほうのちょっと勉強をさせていただいたんですけれども、まず、収穫量なんですけれども、先日の同僚議員からの質問で、20a当たり155キロで10a当たり77.5キロ獲れるということだったんですけれども、農林水産省のデータによりますと、ちょっと待ってくださいね、収穫量、平成25年から令和4年度までの10a当たりの収穫量のデータがありましたが、一番少ない年で平成28年10a当たり48キロ、一番多い年で10a当たり67キロというデータがありました。10a当たり宇検村では77.5キロ獲れたということなので、大変いい成績なんだなというふうに感じました。また今後ですね、いろいろな地域でやりながら、可能性を導き出してもらいたなと思います。ビジネスプランをお示しくださいと言ったのは、この収穫量があつて、どの程度収益があるのかというのを、ちゃんと把握してやっておられるのかなというのが気になったので、質問したところですが、その点については、もしお分かりでしたらお示しいただいたらありがたいと思いますが。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

このソバの実証につきましては、令和5年度からの取り組みということで、現在、秋まきに関しましては12月に収穫を行ったところでありまして、現在また春まきのほうも2月のほうに播種を行ったんですが、具体的なそういった反収いくらかというものに関しては、現段階では把握できておりませんが、今後また実証するに当たりそういったところも明確にし、農家の方に説明ができればとは考えておりますが、ソバというものは、やっぱりタンカンとかマンゴーとかと違って、そのものができて、それがそのままお金になるということではなくて、先ほど議員がおっしゃったとおり、ビジネスプランとして、その収穫したソバをどのようにまた製粉をして、どのようにまた食してもらうか、そこまでつないだ形で今後、村の奨励として進めていく中で、そういったところも、食べるというところまでの行程というか、流れをしっかりと作ったうえで、そういったところがはっきり明確にできれば、今後、遊休農地の解消で農地を開拓した畑とか、現在使われていない畑の方にも奨励しながら、今後規模拡大を進めていけるのではないかと考えております。

### ○3番（保池穂好君）

いくらになるかというのが分からない状態に進めていくのは、ちょっと正直どうなのかなというふうに考えておまして、いくら反収があるから、いくらになるから、こういったことをやっていて、村の皆さん、また村にとってもメリットがあるなというような具体的な数字がない中、ちょっと進めていくのは、正直どうなのかなというふうに思いますので、まだ秋まき1回目なんですけど、大変いい収穫ができたので、そこはもうしっかり分かったところなので、ちゃんとしっかりと今後どうなっていくか、数字的なものもしっかり考えたうえで、機械購入とか、やっていったほう

がいいんじゃないかなと思いますので、その点について、答弁お願いいたします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほどもお答えしましたが、令和5年度の取り組みに対しては、まだ検証結果をまとめておりませんので、具体的に今年の場合は約半分の75キロを製粉に出しております。また、残りの収穫したものに對しては、来年以降、また植え付けを行うということで種として残したものもあるので、そこにつきまして製粉したもの、また今後、規模拡大に向けて取って置くもの、それを分けたうえで数値を明らかにして、今後皆さんに説明できるようなデータとして取りまとめを行っていききたいと思います。

○3番（保池穂好君）

一般社団法人日本ソバ協会の需給動向を調べてみたんですけども、国内に自給率は35%みたいで、す。主な輸入先は北米、中国、ロシアみたいなんですけども、どちらも無農薬でやっていて、ここでの何ですかね、差別化というのはできないみたいなんですけども、やっぱり宇検村産ということで、奄美大島に宇検村に来ていただいた皆様に、宇検村のソバを食べていただくというのは、大変魅力を感じますし、ぜひ成功していただきたい事業だと思いますので、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思いますという気持ちでございます。今後の結果が楽しみです、しっかりと頑張って結果を出していただくようお願い申し上げます。

次にですね、特定地域づくりの件なんですけれども、一つの事業所への派遣は、年間総労働時間の8割以内でなければという答弁でございましたけど、これはどういった内容で、こういう縛りがあるのか、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この協同組合に働いていただく職員としましたら、地元の方でもよろしいですし、Uターン、Iターンの方というパターンもあります。移住を希望される方にとって、仕事とのマッチングというのは合う合わないという経験をする機会がないまま、Uターン・Iターンされる方にとっては、すごくメリットがあって、1業者のみではなく、いろんなところを体験しながら、自分の最終的に向いているところに就職ができるというメリットがあります。8割以内となっているのは、そういう体験ができるという部分で、マッチングしてその業務が自分にとって就職先として望ましいと判断されたら、1業者で就職していただき、その地域特定協同組合からは、もう退職していただくという、そういう流れの仕組みとなっています。

○3番（保池穂好君）

派遣された場合には、派遣された会社がございます。特定づくりの協同組合がございます。給料は特定づくりが雇用しているという感じになるのでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおりで、協同組合のほうで就職をして、職員として就職をしていただくことになります。そこに加入しているその事業所に派遣された場合には、自給いくらということで、そ

この協同組合にその事業所がその派遣の方の自給をお支払いするというので、雇用関係、保険関係、そういうのは協同組合がきちんと給料としてお支払いするんですけども、派遣されたその事業所は協同組合のほうに、派遣されたその日当分をお支払するという、そういう仕組みになります。

○3番（保池穂好君）

派遣されるまでの待機期間というのがあると思うんですけども、その期間中は給料は発生しないような形でしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

待機期間というのは、想定はしてはいないんですけども、ちょっと説明が分かりにくかったですかね。協同組合ができました。その協同組合はA社、B社、C社、そういう会社が加盟しています。その協同組合に就職された方を、その事務局が希望によって、こちらには1カ月、こっちは2カ月とか、そういう形で派遣をするんですよ。毎月のお給料は協同組合からその職員には払うんですけども、派遣されたA社、B社、C社は派遣されたその勤務時間に対しての自給という、決められたその自給を、その協同組合にお支払いするという、そういう形になります。ですから、その協同組合に就職された職員たちは、安定した毎月の給料は協同組合から支給されるという仕組みになっています。

○3番（保池穂好君）

登録されました協同組合に、待機期間は考えていないということなんですけども、派遣を求めるA社、B社、C社が求めてない期間も想定できると思うんですけど、そのときは特定地域づくりの協同組合さんが、その人の給料はちゃんと補償するというような考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今おっしゃる待機の仕事がないというパターンは、今のところちょっと想定していないところなんですけども、そういうパターンが出て、協同組合からお給料は毎月支払うという、そういう安定した給料は支給するという仕組みになります。今、村内の事業所、これに賛同して加盟したいといっている事業所は、福祉施設であったり、開運酒造さんであったり、養殖業であったり、ちょっと働き手が不足している方たちが、ぜひそういう制度を作ってくれという意見がある中で、しっかりと進めていきたい事業内容となっています。今後、またいろいろ課題も出てくるかと思いますが、群島内でも4市町村が実際に運営をして、働き手不足の事業所の支援として、かなり好評は得ているという流れもありますし、Iターン、Uターン、そして定住につながる施策としても、かなり好評を得ているという話もありますので、過疎地域にとっては、また人口不足で働き手不足のこの地域にとっては、とても内容が充実している仕組みづくりとなっているので、行政側もそういう仕組みをしっかりと理解しながら、協同組合の設立に向けて支援をしていければと思っています。

○3番（保池穂好君）

派遣された場合は、その派遣会社が給料を払うというのは分かりました。派遣されるまでの給料は、特定協同組合が払うということなんですけれども、この協同組合のその給料を払うお金というのは、どこから、何でしょう、出していただくのかをちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

一般の会社が派遣労働会社をするときには、もちろん国の財政支援はありませんが、この過疎地域に特化して特定地域づくり協同組合を設立するに当たっては国の財政支援があります。10ある中の2分の1は想定として派遣された事業所が自給としてその協同組合に納める、残りの2分の1の、2分の1の半分ですので4分の1は交付税措置で国のほうから支援があります。残りの4分の1の半分は村の支援となって、残りの半分は特交で特別交付税としてまた戻ってくるという形になるので、かなりその協同組合の予算的な部分は財政措置の国の支援、また市町村の支援によって充実をして、安定的な雇用ができるという仕組みづくりになっています。

○3番（保池穂好君）

派遣できる、何でしょうかね、仕事と言えいいでしょうか、をお示ししていただいてもよろしいでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

派遣労働者の保護等に関する法律の中で派遣ができない業種というのが、警備等、あとは建築業務、港湾輸送業務がちょっと派遣ができないということなので、村内の中で言ったら、建設業者には派遣ができないという、そういう規制があります。

○3番（保池穂好君）

ほかの企業体というか、業種に対しては全て派遣ができるという認識でよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、この規制を考える限り、そう判断しております。

○3番（保池穂好君）

この協同組合でIターン・Uターン者に対しての制度だと思うんですけれども、しっかりと家も確保しておかないといけないというところ、問題があると思うんですが、その点について、何かお考えがあるんでしたらお示ししていただきたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

先日も議員さんのほうから、この空き家対策、また住居不足という部分でお話をいただきました。改修事業によつての確保というのは、かなり難しいところがあります。近隣町村では民間が建設をして、そこに家賃補助をするという、そういう事例もあるので、そういう部分を参考にしたいという部分と、あとはIターン・Uターンの方、そして定住、現役世代の人たちの住居というのが、住宅は今かなり空いている案件もあるんですけれども、どうしても中央のほうで仕事をという部分を、派遣、今回のこの特定地域づくりの協同組合をする場合には、中央のほうで確保して派遣

をするというのが一番望ましいし、働く方もスムーズという部分を考えれば、やはりその住居というところも、同時に施策として進めていかないといけないというのは考えておりますので、そこも一緒に検討していく考えです。

○3番（保池穂好君）

すみません、その住宅を確保するという中で、空き家とか、もちろん村の住宅等を活用しないといけないというところなので、は分かりますけれども、すみません、教員住宅が結構空きが見られる地域もあると思います。以前、教員住宅も一般の方が、何ですかね、耐用年数ですかね、過ぎたところは一般の方でも住むことは可能ですという答弁をいただいておりますが、現在は教員住宅等、空きはどの程度あるか、もし今、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今現在、手元のほうに空き情報を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○3番（保池穂好君）

先日、同僚議員からもありましたけれども、やっぱり水回りが、やっぱり住む人にとっては大変気になるところで、私もそう思います。そこをしっかりと整備しないと住んでくれないなというふうに感じております。せっかくと言っては何ですけども、住む人がいらっしやなくて空いているんですしたら、そういった特定づくりとか、またいろいろな場面でも、家というのは住む住居というのは大事ですので、そういった教員住宅も一般の方に向けて貸出し可能であるのですから、そこもしっかり整備してですね、広く皆さんに使っていただけるようになっていくほうがいいんじゃないかなというふうに考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今現在のところ名柄の教員住宅に若干空きがありまして、2世帯が一般の方ですね、1年契約なんですけれども、更新しながら入居されております。必要に応じてですけども、改修のほうはさせていただいておりますが、修繕費等、予算の限りもありますので、できる範囲の中で今はやっているところでございます。

○3番（保池穂好君）

教育委員会だけじゃないんですけれども、限りある予算とは分かってはおるんですが、先日も答弁でありましたけれども、移住希望者の問い合わせは多いということですので、家がないと言っていたら、もうちょっと話にならないような気がしますので、そこは早急に整備して案内できるようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに考えますが、その点はどうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

その住居に関しては、宇検村、村の自治体として公営住宅を建設するというのは、もう今、方針にもないということで、民間を巻き込んだ施策というのがとても大事だと思います。大和村のほう民間が建てて、1棟3階建ての12戸入っているユーマンションなんですけれども、どうしても

その会社ともちょっと勉強のためにお話をしましたが、龍郷とか奄美市のほうに、民間だけが建てたら、そこは建設の途中ですぐいっぱいになってしまって、民間としての運営状況もすごくいいということで、過疎地域になりますと、どうしても家賃の設定が高くなって、入居者が少ないということで住居不足というのが補えないという、そういう案件があるんですが、大和村で言えば、その家賃の設定が高くなった部分の、その差額を家賃補助、そして空室になったときの空き家補助というのをうまく仕組みづくりとして民間の方に建設をしていただいて、現役世代が入居しているという事例があります。そっくりそのままねをするわけではなく、いろんな課題もあると聞いているので、そういうところも加味しながら、宇検村がどういう状況で住居を確保ができるかというのを、再度じっくりと検討しながら、また働き手不足のその協同組合の設立も目指しておりますので、そこは一緒になって解決ができるように検討していければと思っています。

### ○3番（保池穂好君）

私が今一番言いたいのはですね、2件でしたかね、教員住宅が空いているということだったので、予算の限りという答弁でしたので、しっかりとそこに当てて、その2件はまず使えるようにしていただけたら、現在も使えると思うんですけども、移住者、Iターン者の方が、Uターン者の方が住みたいと思える環境づくりを、まず率先してやるべきではないかなという思いでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、施政方針2についてなんですけれども、村のほうでアプリ等を開発というか、して、また維持経費がかかるのではないかというふうな心配でございましたが、交通事業者が導入しているということですので、これについては再質問のほうはほしくないようにしておきますので、またいい環境をつくっていただければな、また義務者が使いやすいようにしていただければなというふうに考えます。

次に、令和6年度の携帯電話エリア事業の鉄塔整備のことなんですけれども、12月末、2月末ですね、完成予定のスケジュールとなって答弁いただいておりますが、2月末、3月の初めからはしっかりと携帯電波が通っているというような状況になるというような理解でよろしいでしょうか。

### ○総務課長（原田俊昭君）

この携帯電話のエリア整備事業、・先日2月の15日にですね、役場の会議室のほうで国とあと県と、あとドコモ事業者と私どもと推進会議を開きました。その中で、このスケジュールがはっきり出ておりますので、この予定どおり進めばですね、2月で完成して3月からは電波が通るようになると考えております。

### ○3番（保池穂好君）

たびたび質問させていただいておるんですけども、奄美市側なんですけれども、奄美市からエリア整備希望地に上がっていない状況ということなんですけれども、ここはしっかり宇検村としても奄美市側をお願いして、瀬戸内も絡んでくるのではないかなというふうに考えているんですが、そこもお願いして早急に整備できるようにお願いしていくべきじゃないかなというふうに考えますけ

ども、その点についてはいかがでしょうか。

○村長（元山公知君）

今議員がおっしゃるとおりですけれども、我々もまた奄美市側、瀬戸内側とも、また首長に話を  
してですけど、まず返ってきた言葉は、そこよりもっと自分たちのところで大事な場所がある  
か、そういう話もいろいろされていますので、こちらはお願いしてということで、また続けていき  
たいと思っております。

○3番（保池穂好君）

こう言っているのか分からないですけども、奄美市のほうには宇検村民の方、たくさん買い物に  
行って奄美市に貢献しているというふうな現状があると思いますので、強く要望していただいて、  
事故があったりですね、何か急なことがあったりしたときに、しっかりと連絡が取れるように、要  
望のほう、村長、よろしく願いいたします。

少し早いですが、これで私に一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、3番、保池穂好君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前10時25分

令和6年第1回宇検村議会定例会

第 4 日

令和6年3月15日

令和6年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和6年3月15日（金曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第1号 令和6年度宇検村一般会計予算について
- 日程第2 議案第2号 令和6年度宇検村国保事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第3号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和6年度宇検村簡易水道水事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和6年度宇検村集落排水事業特別会計予算について  
(以上7件一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 日程第8 議案第14号 宇検村移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 宇検村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について  
(以上2件一括上程説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第16号 宇検村観光施設の使用料を定める条例の制定について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第17号 宇検村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第19号 宇検村給水条例の一部を改正する条例について  
(以上3件一括上程説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第20号 宇検村集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第21号 宇検村集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第22号 宇検村農業集落排水施設維持管理基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第23号 宇検村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第24号 宇検村漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
(以上5件一括上程説明・質疑・討論・採決)

- 日程第 19 議案第25号 宇検村合併処理浄化槽設置推進条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 議案第26号 宇検村職員定数条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 21 議案第27号 宇検村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 22 議案第28号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 23 議案第29号 宇検村手数料条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 24 議案第30号 宇検村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 25 議案第31号 宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 26 議案第32号 工事請負契約 (5災第39号河川災害復旧工事 (河内川)) について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 27 議案第33号 工事請負契約 (5災第136号道路災害復旧工事 (湯湾大柵線)) に  
ついて (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 28 議案第34号 工事請負契約 (5災第138号道路災害復旧工事 (奄美中央線)) に  
ついて (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 29 議案第35号 工事請負契約 (5災第139号道路災害復旧工事 (湯湾大柵線)) に  
ついて (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 30 議案第36号 宇検村介護保険条例の一部を改正する条例について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 31 議員派遣の件について
- 日程第 32 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 森妙子君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	柳百々代君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	小松洋仁君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
企画観光課長	辰島月美君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

- △ 日程第1 議案第1号 令和6年度宇検村一般会計予算について
- △ 日程第2 議案第2号 令和6年度宇検村国保事業特別会計予算について
- △ 日程第3 議案第3号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- △ 日程第4 議案第4号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第5 議案第5号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第6 議案第6号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計予算について
- △ 日程第7 議案第7号 令和6年度宇検村集落排水事業会計予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、議案第1号、令和6年度宇検村一般会計予算についてから、日程第7、議案第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計予算についてまで、以上7案を一括議題とします。

本7案について、審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。令和6年度宇検村一般会計・特別予算審査報告を行います。

令和6年第1回定例会において、本委員会に付託されました令和6年度一般会計予算及び4特別会計、2企業会計予算について、審査の結果を報告いたします。

審査の概要を申し上げます。全員で構成する予算審査特別委員会に付託された議案7件は、3月8日から3日間において行いました。一般会計予算及び特別会計4件、1国保事業、2国保施設事業、3介護保険事業、4後期高齢者医療事業、企業会計2件、簡易水道事業、集落排水事業の歳入歳出予算について審査いたしました。

村民の福祉向上、地域の活性化、住民生活の安心・安全等、広く客観的に村民全体の立場に立った上で、公平・公正な予算計上がなされているかを重点に審査いたしました結果、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

審査の詳細について、以下報告いたします。

一般会計予算についてですが、歳入歳出総額は40億607万円で、前年度に対し6億6,358万3,000円増額で、前年度対比19.9%の増額予算となっている。歳入の主な内訳は、自主財源の村税は1億2,917万1,000円で、昨年度対比0.3%の減となっており、繰入金金が4億1,427万2,000円で、前年度対比28.3%減額予算となっている。本年度も昨年同様、基金からの繰り入れによつての予算編成であ

り、新たな自主財源増の施策方針が求められている。更なる財政健全化を行い、適正な行財政運営を強く望む。歳出の主な内訳の性質別の割合は、普通建設事業費は89.5%増、維持補修費は161.3%増、物件費は17.5%増、補助費は48.1%増額計上されており、今後も増額が予想され歳出予算を圧迫している現状である。今後とも公債費削減はもとより、財政健全化を念頭に自主財源の増加や公債費負担比率を改善する努力が必要である。

次に、特別会計予算について、4特別会計歳入歳出総額7億870万7,000円ですが、失礼しました、7億887万円、前年度対比24%の減額予算となっている。国保事業は前年度対比7.2%の減となっており、国保施設事業は59.9%減、介護保険事業は2.1%増、後期高齢者医療事業は1.7%増となっている。特別会計は依然として一般会計からの繰入金で維持運営されている現状である。今後も独立採算を原則に運営を求めらる。

簡易水道事業、農業集落排水事業は、令和6年度より公営企業会計の適用に移行され、経営資産等の状況の明確化により、健全な経営運営を求めらる。

次に、委員からの主な意見、質疑を申し上げます。

農家台帳システム導入にあたり、農家の実態把握を定期的を実施するべきではないか。農業委員会の活動で農家に積極的に出向いて活動してほしい。鳥獣被害対策資材費補助金で、一律10万円の上限ではなく、面積が広い農家に対し上限を上げることが検討できないか。カラス対策で捕獲小屋の設置場所は適正なのか。農家全体で取り組むべきではないか。どんと祭りの運営補助金について、どのような方向性なのか、開催が決定したら早期に広報してほしい。宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の早期発注を要望する。小規模住宅契約期間満了の際は、現在入居している方の継続入居の希望があれば、役場が介入して対応してほしい。タータンの改修工事の際に、排水の悪い箇所があるので、同時に改修してほしい。本年度の予算額が大幅な増額となっているが、今後の事業計画では給食センター、集落公民館改修、役場庁舎建替えが計画されているので、今後の財政シミュレーションを提出し、情報共有をしてほしい。診療所建設にあたり、周辺施設も含めた全体図を示してほしいという主な意見がありました。

審査の結果といたしまして、令和6年度一般会計予算は前年度対比19.9%増額予算となっており、保健医療、福祉の充実に努め、情報通信体制の促進、農業の振興、教育環境の充実、交流人口の促進を図る予算案であると考えらる。しかし、本年度も基金からの繰り入れによる予算編成がなされ、旧態依然として自主財源が乏しく依存財源に頼っている現状である。早急に財政健全化の行政運営に取り組むべきである。村民の福祉向上、住民生活の安心・安全に努め、時代の変化に伴い発生する様々な課題や問題に迅速に対応する柔軟性のある行財政運営を職員一丸となって取り組むことを強く望む。

本予算審査特別委員会に付託されました令和6年度宇検村一般会計予算及び4特別会計、2企業会計予算は、全会一致で可決するものと決定いたしました。

最後に、村当局は本特別委員会に指摘と提言、意見を真摯に受け止められ、今後の行財政運営に

速やかに対処していただきますよう切望し、令和6年度予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（杉浦治俊君）

以上で、委員長の報告を終わります。

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で3日間にわたり慎重に審査が尽くされておりますので、議案第1号から議案第7号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、令和6年度宇検村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第1号、令和6年度宇検村一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第2号、令和6年度宇検村国保事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第2号、令和6年度宇検村国保事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第3号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第3号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第4号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第5号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第6号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第6号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第7号、令和6年度宇検村集落排水事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第14号 宇検村移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

△ 日程第9 議案第15号 宇検村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第8、議案第14号、宇検村移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、日程第9、議案第15号、宇検村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、以上2案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第14号と議案第15号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第14号は、宇検村移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてですが、移動通信用鉄塔施設の整備にあたり、電気通信事業者から徴収する分担金の割合を定めるものです。

議案第15号は、宇検村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定についてですが、本村が設置する移動通信用鉄塔施設の設置及び管理について定めるものです。

以上2件について、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

議案第14号の後ろのほうなんですけど、第7条のほうで、これ電気通信事業者って1社なのか、複数なのか、ちょっとお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

今回の場合は複数社参入でございます。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、宇検村移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第14号、宇検村移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号、宇検村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第15号、宇検村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第10 議案第16号 宇検村観光施設の使用料を定める条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第16号、宇検村観光施設の使用料を定める条例の制定についてを議題とします。  
本案の提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第16号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第16号は、宇検村観光施設の使用料を定める条例の制定についてですが、宇検村観光施設の設置及び管理に関する条例に規定するタエン海岸環境施設内の管理棟の使用料を定めるため条例を制定するもので議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

この使用するときの申込みと使用料の支払いはどこで行いますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

規則のほうで定めますが、使用許可申請を企画課のほうにし、窓口が企画観光課のほうになります。企画観光課のほうにし、納入は会計課のほうで納入という流れになります。

○6番（吉永常明君）

そうしたときに、結局その管理棟を使用される方は、直接行っては使用はできないということですよ。

○企画観光課長（辰島月美君）

申請をして許可をもらった後に利用するという流れになります。

○6番（吉永常明君）

そうしたときに、その人がもし利用していて、申請しているしてないという判断は、どうされるんですか。

○議長（杉浦治俊君）

もう一回お願いします。

○6番（吉永常明君）

例え、知らずにその管理棟行って使用している人の、この人が申請しているかしていないかの判断は、どこで見ますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

申請者が重複するという、そういう懸念があるということでしょうか。

○6番（吉永常明君）

そうじゃなくて、申請の際に、今までどおりタエン浜のほうに行きますと。行って、そのまま使

用しますと。そうしたときに、その人は企画課に申請はしていませんよという判断というか、見極めはどうされるのかということです。

○企画観光課長（辰島月美君）

基本的には先に申請をしていただいて、使用する前には鍵を開けて、使用したあとに鍵を返納するという流れになるので、申請前に利用することができないような状態はしっかりとルールを決めていきたいと思います。

○6番（吉永常明君）

僕が言ったのを勘違いしているかも分かんけど、じゃ、今のままじゃなくて、あの管理棟に、何かを作るといことなんですか。あの管理棟を使用するということは、今まで多くの方が使っていると思うんだけど、今度、鍵をかけてどうのということは、何かを作ってやるということですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

タエン浜の管理棟があるんですけども、管理棟の管理棟下のほうはフロアになって行き来ができるようになってます。お手洗いのほうは24時間利用ができるような状況になってます。2階のほうはいろいろ星空観察とか、ちょっと会議室のような和室もあったりするんですけども、そちらのほうの利用というのが、海開きをしたその2カ月間しか、今までは使用ができていませんでした。環境もよく、利用ができたらありがたいという意見も踏まえまして、年間を通して申請をしていただいたら、そのフロア、2階のスペースもリースができるよう、使用ができるような仕組みづくりということで、今回条例を提案したところです。下のほう、もちろんシャワーとか、お手洗いとか、下のほうは誰もが使えるスペースにはなっているんですけども、2階のほうは今まで、海開きをしたあとに指定管理というか、委託をした方たちの管理業務をするという部分になっているんですけども、その管理業務をする期間は、規則のほうで使用できないというルールを決めるんですが、それ以外の管理業務をしない期間のその管理等の利用というのができるようにという仕組みづくりということで、今回条例を上程させていただきました。

○6番（吉永常明君）

さっき課長の答弁だと、例えば、夜入って星空を見たりします。そのまま帰りますと。そしたら鍵はあくる日わざわざまた企画課のほうに持って行かなきゃならないですよ。それって、利用する人は大変利用しづらくならないかね。そこら辺を。

○企画観光課長（辰島月美君）

今までタエン浜の管理棟が利用できなかったのは、その管理状態がなかなか難しいということで、場所も離れていますし、難しいということで、なかなか利用をしていただく提案ができなかったところが反省点であります。今回は、その責任をどうやって管理をしていくか、責任を持って利用をしていただくかという点から、利用者は村民に限ってということで、ちょっと規則のほうでうたわせていただいております。村民の方が代表として申請していただくことによって、責任

を持ってそこを利用していただくということと、利用したい方は責任をもって鍵を取りに来、申請をし、そして責任を持って返していただく、そういう方にだったら利用していただくという、そういうルールを決めながら、こういうことを利用していただくことによって、いろんな課題も出てくるかと思うんですけれども、そういうことはその都度、規則のほうで改正しながら、村民の希望に添った利用ができるような仕組みづくりに努めていければと思います。

○6番（吉永常明君）

今回初めてなので、いろいろあるかと思うので、利用される方がスムーズな利用をされるように、頑張ってください。

○5番（肥後充浩君）

今のところで、これ、観光施設となっていますけれども、タエン浜の管理棟というのが、どこにも、タエンという名前が出てきていないものですから、ほかにもこの観光施設として考えているのか。それと先ほどの、私も聞こうと思ったんだけど、村外の方も頼んでいいのか、利用できるのか、申請できるのかというのがちょっと分からなかったから、それを聞こうとして、それは細則のほうに、ちゃんと村民に限るとか、そういったのが載っているわけですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

規則のほうで詳細はうたっております、村民に、申請者が村民に限るということにしております。利用される中で、規制された方とか、身内の方とか、そういう方々も利用する可能性もあるかと思うんですけれども、利用される方は村民に限るではなく、申請する方が、責任を持つ方が村民の中にいらっしゃるということを、しっかりとうたって責任を持って利用していただくということになります。提案理由にありましたように、観光施設の設置及び管理に関する条例の中で、観光施設の名称をうたっております。その中のタエン浜の管理棟ということで、今後、この管理をしている観光施設の中で、シャワー施設やトイレとか、今後、利用料、使用料を求める場合もあるかと思っておりますけれども、あくまでもその条例の中で、設置及び管理とうたっている、そこの中の使用料ということで、こちらでうたっている管理棟というのは、タエン浜の管理棟ということになっています。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。今該当するのは、多分そのタエン浜だけだと思うので、今後また体育館前のログハウスとか、そういったのも利用したいという方なんか言ったら、またこれに適用できるのかなと思っただけの話だったんですけど。それと、その1時間1,000円というのは、これここにはこううたわれているんですけど、細則の中身はどうなっているか分からないんですけど、3日間ぐらい借りたいとか、そういった方もいると思うんですけども、そういった方には、もう結局1日2万4,000円ぐらいなるから、時間的に言ったら、2日だったらもう4万とか、そういうふうになっていますので、その辺の対応とか、多分、星空だったらあくる日まで見たいとか、都会から来る方と一緒にになったら、やっぱりそういったふうになっていると思うんですけれども、時間だけじゃなくて1日いくらと

か、そんな減免的なのがないと、なかなか使用しづらいと思うんですけど、その辺どうですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この管理棟のほうは、あくまでも部屋を使用するという形に限定しております。宿泊業務になると、簡易水道が通っていないとか、そういういろいろ宿泊に求められる条件が整っていないので、1時間の部屋貸し、施設貸しという形の条件は、今のところは決めてはいないんですが、あくまでもその2泊3泊と宿泊をする目的でという部分での使用はしていただかないということを原則としています。

○5番（肥後充浩君）

ということは、先ほど言った星空を見るためにだったら、夜しか星空は見れませんので、夜行つて、その晩でもう帰りなさいというような形になるんですけども、何か、おかしくちぐはぐになっているんじゃないですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

時間の何時から何時までと、こちらのほうでうたっていないんですけども、こちらのほうでは宿泊目的の使用というのは許可というか、そこを理由にはしてはいないんですが、申請者が家族で星空観察をしながら、夕方の5時からあくる日の8時までという申請があがってくるパターンも、もちろん想定する中で、簡易水道、飲み水もない、そういう施設ですし、そういう部分は理解したうえで利用してくださいという、そういう約束事というのも、今後、やりとりは出てくるかと思うんですけども、そこで眠った眠らないという、そこまではちょっと把握はできないと思いますが、できるだけ村民の方が利用して、すばらしい環境ですので、そういうところがいかに利用しやすかという、その模索した中での施設、1時間当たりの利用料のルールを決めて使用していただくという第一歩ですので、そこをいろいろ解決しながら、また施設の問題があったらそこもちょっと今後、設備投資などをどうしていくかというのも検討しながら、いろいろ改善していければと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひその辺は線引きをちゃんとしてもらわないと、あっちにはこれは許しておらんと、こっちにはこれを許すのはだめだというのは、何でというような形になってきますので、それとやっぱり先ほど言った日割りの日貸しみたいな、夜を超えていきますので、その辺の金額の設定もやっぱり必要じゃないかと思いますので、今後、そういったのも検討して、この運営をよろしく願いたいと思います。要望です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

そのシーズン中というか、海開きしてからの夏のシーズンですね、そのときのこの何でしょう、使用の時間というか、その時間はもう期間は使えないのか使えるのか、そこら付近ちょっと教えて

いただいでよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

管理業務をする期間というのが、海開きをして8月いっぱい、そして9月は土日の9時から夕方の5時まで管理業務ということになっているかと思えます。県に使用目的を、この管理棟の使用目的を確認したところ、目的としては、その管理業務という、海の管理業務というのも妨げない限り自由にルール決めをして、村で運用してもいいという許可をいただいておりますので、その管理業務のその時間以外は利用ができる、申請をしたら利用ができるというふうにしていきたいと思えます。ですから、管理業務の時間が夕方の5時、それ以降の申請があれば貸出しができる状態というのを保てていければと思えます。

○3番（保池穂好君）

業務が終わったあと使用できるということなんですけれども、翌日また業務が開始するときに、お客さんがまだ使用している場合、重ならないようにですね、しないと、次の朝から業務に入る方々が、いろいろ準備とかしたりして、お客さんがいらっしゃったら気を使ってなかなか作業ができないという部分もあるので、そこら付近も考えて進めていただければなと思えますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、宇検村観光施設の使用料を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第16号、宇検村観光施設の使用料を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第17号 宇検村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

△ 日程第12 議案第18号 宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例について

△ 日程第13 議案第19号 宇検村給水条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第17号、宇検村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第19号、宇検村給水条例の一部を改正する条例についてまで、以上3案を一括議題とします。

本3案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第17号から議案第19号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第17号は、宇検村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第18号は、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例について、議案第19号は、宇検村給水条例の一部を改正する条例についてですが、令和6年4月から簡易水道事業が地方公営企業法の一部を適用することから、今回、関係条例の整備を行う必要があります、条例の制定及び一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

以上、3件についてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

まず、議案第17号の件なんですけれども、委員会でも、委員会、勉強会とか、いろいろと勉強させていただきましたが、まずですね、審議会のほうで、水道審議会のほうで、この第2条の2項ですかね、利益積立金の欠損金を埋める目的に対して、滞納繰越、不納欠損に当てられるのが問題ではないか或者说、委員の中から、これに、そこには当てないとか、当てないとか、当てないようにした方がいいのではないかとかいう文言をつけたほうがいいんじゃないかという意見がありました。いろいろと勉強会の中でも説明がありましたけれども、改めてこの場でですね、そこあたりの説明をお願いいたします。

○建設課長（栄 平四郎君）

利益積立金、欠損金を埋める目的とするということで、今まで払われてない方の分を、欠損金をこの利益積立金から補うんじゃないかという質問があつて、それはそういうことはないですよ、そういうことをしないというか、この文書の中ではカッコ書きでできればそういう払われてない金額を、この利益積立金で払うことはしないようにしたほうがいいんじゃないということを書きたいんですけど、その企業会計の中では、こういう文言は書けないということで、先生のほうから指導がありましたので、改めて言いますけど、そういう払われてない金を受ける目的としては、この利益積立金から払うことはございません。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、宇検村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第17号、宇検村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第18号、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号、宇検村給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第19号、宇検村給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第14 議案第20号 宇検村集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- △ 日程第15 議案第21号 宇検村集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第16 議案第22号 宇検村農業集落排水施設維持管理基金条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第17 議案第23号 宇検村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第18 議案第24号 宇検村漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第20号、宇検村集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてから、日程第18、議案第24号、宇検村漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでを、以上5案を一括議題とします。

本5案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第20号から議案第24号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第20号は、宇検村集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第21号は、宇検村集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号は、宇検村農業集落排水施設維持管理基金条例の一部を改正する条例について、議案第23号は、宇検村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号は、宇検村漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和6年4月から集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用することから、今回、関係条例の整備を行う必要があり、条例の制定及び一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

以上5件について、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、宇検村集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第20号、宇検村集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号、宇検村集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第21号、宇検村集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号、宇検村農業集落排水施設維持管理基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第22号、宇検村農業集落排水施設維持管理基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号、宇検村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第23号、宇検村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号、宇検村漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第24号、宇検村漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第25号 宇検村合併処理浄化槽設置推進条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第25号、宇検村合併処理浄化槽設置推進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第25号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第25号は、宇検村合併浄化槽設置推進条例の一部を改正する条例についてですが、令和6年4月から農業集落排水事業及び漁業集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用することに伴い、今回、関係条例の整備が必要となったため、本条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、宇検村合併処理浄化槽設置推進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第25号、宇検村合併処理浄化槽設置推進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第26号 宇検村職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、議案第26号、宇検村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第26号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第26号は、宇検村職員定数条例の一部を改正する条例についてですが、地方自治法及び関係条例との整合性を図り字句を改めるため必要な改正を行うもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、宇検村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第26号、宇検村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第27号 宇検村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第21、議案第27号、宇検村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第27号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第27号は、宇検村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてですが、鹿

児島県条例の改正に伴い、対象者の追加や所得制限等に係る箇所の改正が必要なため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、宇検村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第27号、宇検村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第28号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第22、議案第28号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第28号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第28号は、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、本条例に規

定する委員等に新たに宇検村立学校における学校運営協議会の会長と委員を加えるため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第28号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第29号 宇検村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第23、議案第29号、宇検村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第29号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第29号は、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに開始される戸籍除籍電子用証明書等の手数料の発行業務に追加が

なされたため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、宇検村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第29号、宇検村手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第24 議案第30号 宇検村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第24、議案第30号、宇検村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第30号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第30号は、宇検村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とす

るため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、宇検村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第30号、宇検村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第25 議案第31号 宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第25、議案第31号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第31号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第31号は、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、

宇検村職員の消防吏員としての勤務手当を定めるため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第31号、宇検村職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議案第32号 工事請負契約（5災第39号河川災害復旧工事（川内川））について

○議長（杉浦治俊君）

日程第26、議案第32号、工事請負契約（5災第39号河川災害復旧工事（川内川））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第32号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第32号は、工事請負契約についてですが、（5災第39号河川災害復旧工事（川内川））について、工事は指名競争入札の結果、宇検村久志579番地、保池緑地建設田畑造園特定建設工事共同企業体、代表者、保池ひさし氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、工事請負契約（5災第39号河川災害復旧工事（川内川））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第32号、工事請負契約（5災第39号河川災害復旧工事（川内川））については、原案のとおり可決されました。

議長席を交替します。

〔議長交替〕

△ 日程第27 議案第33号 工事請負契約（5災第136号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について

○副議長（吉永常明君）

日程第27、議案第33号、工事請負契約（5災第136号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について

を議題とします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第33号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第33号は、工事請負契約についてですが、（5災第136号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について、工事は指名競争入札の結果、宇検村湯湾711番地、大松丸高特定建設工事共同企業体、代表者、杉浦光弘氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（吉永常明君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

すみません、この特定建設工事共同企業体について、ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけども、県のほうでは平成6年が新しいのがちょっと分からないんですけども、の要綱によると、5億円以上というふうに一般土木一式工事はですね、なっているんですけども、本村ではいくら以上が共同企業体JVであるように取り決めがあるのか、なっているのか、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

下請契約が4,500万円以上がある場合には、特定建設業を持っている方を指名するというふうになっております。

○3番（保池穂好君）

それは県での取り決めですか。本村での取り決めか。教えていただいてもよろしいですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

県の支持によりやっております。

○副議長（吉永常明君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉永常明君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉永常明君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、工事請負契約（5災第136号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉永常明君）

異議なしと認めます。

議案第33号、工事請負契約（5災第136号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））については、原案のとおり可決されました。

議長席を変えます。

〔議長交替〕

△ 日程第28 議案第34号 工事請負契約（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））について

○議長（杉浦治俊君）

日程第28、議案第34号、工事請負契約（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第34号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第34号は、工事請負契約についてですが、（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））について、工事は指名競争入札の結果、宇検村湯湾2937番地57、株式会社中村建設、代表取締役、中村真典氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、工事請負契約（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第34号、工事請負契約（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第29 議案第35号 工事請負契約（5災第139号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について

○議長（杉浦治俊君）

日程第29、議案第35号、工事請負契約（5災第139号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第35号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第35号は、工事請負契約についてですが、（5災第139号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））について、工事は指名競争入札の結果、宇検村湯湾1086番地1、大友丸良特定建設工事共同企業体、代表者大友満輝氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

これは多分湯湾岳に行く最初の大きな災害だと思うんですけども、以前、現地に行ったときに、上のほうが地盤が動いている可能性があるということで、なかなか進まないということだったんですけど、そこら辺は今回問題ないということなんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

まず、場所が違います。場所は登って、湯湾大柵線の入口から3個目、大きなやつの次ですね、の場所になります。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

○5番（肥後充浩君）

ということは、手前の大きなところはまだ結果が出てないということで、ついでにこれの1億の工期までお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

本日が契約日になりまして、明日から工期を取りますけど、標準工期でいきますと343日間、令和7年の2月、計算でいけば2月21日までになっております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、工事請負契約（5災第139号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第35号、工事請負契約（5災第139号道路災害復旧工事（湯湾大柵線））については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第30 議案第36号 宇検村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第30、議案第36号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第36号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第36号は、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法施行令の改正に伴い条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第36号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第31 議員派遣の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第31、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思ひます。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、お手元にお配りしておありますとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思ひます。

△ 日程第32 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第32、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から、所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第33、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年度第1回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 肥 後 充 浩

宇検村議会議員 吉 永 常 明